

農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

2 次長は、長官を助け、職務を整理する。
第七條の次に次の五條を加える。

(附屬機関)

第七條の二 第七條の六に規定するものの外、水産廳に左の附屬機関を置く。

- 水産研究所
- 日光養魚場
- 水産講習所

(水産研究所)

第七條の三 水産研究所は、水産に関する試験、研究、分析、鑑定、調査、講習、種苗及び標本の生産及び配布並びに技術の普及を行う機関とする。

2 水産研究所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
北海道区水産研究所		北海道	
東北区水産研究所		塩釜市	
東海区水産研究所		東京市	
南海区水産研究所		高知縣	
西海区水産研究所		長崎市	
日本海区水産研究所		七尾市	
内海区水産研究所		廣島市	
淡水区水産研究所		東京都	

3 農林大臣は、水産研究所の事務を分掌させるため、所要の地

に水産研究所の支所を設けることができる。

4 水産研究所の所掌事務及び内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(日光養魚場)

第七條の四 日光養魚場は、淡水魚の養殖及び種苗の生産及び配布を行う機関とする。

2 日光養魚場は、栃木縣に置く。

3 日光養魚場の内部組織については、農林省令で定める。

(水産講習所)

第七條の五 水産講習所は、水産に関する学理及び技術の教授及び攻究を行う機関とする。

2 水産講習所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
第二水産講習所		下関市	

3 第一水産講習所及び東京水産大学は、国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の定めるところにより、当分の間、農林大臣の所轄とする。

4 水産講習所の内部組織については、農林省令で定める。

(その他の附屬機関)

第七條の六 左の上欄に掲げる機関は、水産廳の附屬機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

基かなければならない。

前項の進達をするには、都道府縣知事は、当該都道府縣開拓審議會の意見をきかなければならない。

政府は、第三條第一項の規定による年賦金の減額若しくは増額の基準又は前條の規定による支拂の猶予の基準を定めるには、中央開拓審議會の意見をきかなければならない。

第六條の次に次の三條を加える。

第七條 農林省に中央開拓審議會を置く。

中央開拓審議會は、農林大臣の監督に属し、前條第三項に掲げる事項及び他の法令によりその権限に属させた事項を行う外、農林大臣又は中央農地委員會議の諮問に應じ、開拓に関する重要事項を調査審議する。

第八條 都道府縣に、その機関として、都道府縣開拓審議會を置く。

都道府縣開拓審議會は、都道府縣知事の監督に属し、第六條第二項に掲げる事項及び他の法令によりその権限に属させた事項を行う外、都道府縣知事又は都道府縣農地委員會議の諮問に應じ、開拓に関する重要事項を調査審議する。

第九條 前二條に規定するものの外、中央開拓審議會及び都道府縣開拓審議會に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

(農産種苗法の一部改正)

第四條 農産種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

種	類	目	的
水産物規格審議會		水産物の規格の審査その他指定農作物検査法(昭和二十三年法律第二十号)に規定する権限を行うこと。	
漁船再保險審査會		漁船保險法(昭和二十二年法律第二十三号)の規定により政府の行う再保險に關する事項を審査すること。	

2 水産物規格審議會及び漁船再保險審査會については、それぞれ指定農作物検査法及び漁船保險法の定めるところによる。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

(農地調整法等の一部改正)

第二條 左に掲げる法律の規定中「中央農地委員會」を「中央農地委員會」に改める。

農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)

自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)

(開拓者資金融通法の一部改正)

第三條 開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 政府は、第一條の規定による資金の貸付、第二條第一項

第二号から第四号までの規定による一時償還の請求又は前條の規定による支拂の猶予を行うには、關係都道府縣知事の進達に

農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

第九條、第十一條及び第十二條中「種苗審査委員会」を「種苗審査会」に改める。

(農薬取締法の一部改正)

第五條 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

(競馬法の一部改正)

第六條 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十八條を次のように改める。

第三十八條 削除

(関係命令の廃止)

第七條 左に掲げる勅令及び政令は、廃止する。

馬政調査会官制(昭和七年勅令第三百二号)

重要肥料業委員会官制(昭和十一年勅令第四百五十二号)

農林計画委員会官制(昭和十三年勅令第七百七十六号)

木材統制委員会官制(昭和十六年勅令第六百八十四号)

食糧管理委員会官制(昭和十七年勅令第六百八十九号)

食糧対策審議会官制(昭和二十一年勅令第三百三三号)

水産廳設置法施行令(昭和二十三年政令第七十六号)

この法律は、農林省設置法施行の日から施行する。

附則

は増額又は前條の規定による支拂の猶予をするには、開拓委員会の意見を聴かなければならない。

開拓委員会に関する規程は、勅令でこれを定める。

○農薬取締法 (昭和二十三年七月一日 法律第八十二号)

(農薬検査所)

第十五條 農薬の検査に関する事務を掌らせるため、農林省に農薬検査所を置く。

2 農林大臣は必要と認める地に農薬検査所の支所を置き、本所の事務を分掌させることができる。

3 農薬検査所の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

○競馬法 (昭和二十三年七月十三日 法律第一百五十五号)

第三十八條 政府は、旧競馬法により日本競馬会が行っていた競馬を自ら行うため、政令の定めるところにより、農林省の職員を増置することができる。

2 國営競馬の事務及び地方競馬の監督に関する事務を掌らせるため、農林省畜産局に、臨時に競馬部を置く。

3 國営競馬の事務を分掌させるため、札幌市、東京都及び京都市に、臨時に、競馬事務所を置く。

4 競馬事務所の名称、管轄する競馬場及び所掌事務の内容については、政令でこれを定める。

通商産業省設置法

参照

○水産廳設置法 (昭和二十三年七月八日 法律第七十八号)

(水産廳の所掌事務及び権限)

第二條 水産廳の所掌事務の範囲は左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 水産物及び水産業専用物品の生産、流通、消費及び検査に関する事務を処理すること。(漁網の生産並びに漁船及び漁船用機関の生産及び検査に関するものを除く。)

(生産部)

第五條 生産部においては、左の事務を掌る。

七 生産業専用物品の生産、流通、消費及び検査に関する事務を処理すること。(漁網の生産並びに漁船及び漁船用機関の生産及び検査に関するものを除く。)

(職員)

第九條 この法律に定めるものの外、水産廳の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

○開拓者資金融通法 (昭和二十二年一月十八日 法律第六号)

第六條 政府は、第二條第一項第二号乃至第四号の規定による一時償還の請求、第三條第一項の規定による年賦金の減額若しくは

5 競馬部及び競馬事務所の課その他内部組織の細目及びその所掌事務の範囲は、農林大臣がこれを定める。

◎通商産業省設置法

昭和二十四年五月二十四日公布 法律第一百五十二号 昭和二十四年五月二十五日施行 (大藏・農林・商工大臣署名)

通商産業省設置法

目次

第一章 総則(第一條―第四條)

第二章 本省

第一節 内部部局(第五條―第十五條)

第二節 附属機関(第十六條―第二十二條)

第三節 地方支分部局(第二十三條―第二十八條)

第三章 外局(第二十九條―第六十四條)

第一節 資源廳

第一款 総則(第三十條・第三十一條)

第二款 内部部局(第三十二條―第三十九條)

第三款 附属機関(第四十條・第四十一條)

第四款 地方支分部局(第四十二條―第五十條)

第一目 石炭局(第四十三條・第四十四條)

第二目 鉱山保安監督部(第四十五條―第四十七條)

通商産業省設置法

第三目 炭鉱保安監督部(第四十八條―第五十條)

第二節 工業技術廳(第五十一條・第五十二條)

第三節 特許廳

第一款 総則(第五十三條・第五十四條)

第二款 内部部局(第五十五條―第六十條)

第三款 附屬機関(第六十一條―第六十三條)

第四節 中小企業廳(第六十四條)

第四章 職員(第六十五條・第六十六條)

第五章 公團(第六十七條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、通商産業省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三條第二項の規定に基づいて、通商産業省を設置する。

2 通商産業省の長は、通商産業大臣とする。

(通商産業省の任務)

第三條 通商産業省は、左に掲げる國の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 通商の振興及び調整並びに通商に伴う外國爲替の管理

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員的人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二 通商産業省の公印を制定すること。

十三 輸出及び輸入を行うこと。

十四 輸出及び輸入を許可すること。

十五 通商に関する協定その他の取極を行うこと。

十六 輸出品の等級、標準及び包装条件を定めること。

十七 連合軍中央購買局及び在日連合國人物品販賣所に対し、その要求物資を納入すること。

十八 通商に伴う外國爲替に関する取引等を禁止し、又は制限すること。

十九 所掌事務に係る事業の再建整備計画につき認可を與えること。

二十 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき許可又は認可

通商産業省設置法

二 輸出品の生産の振興その他鉱産物及び工業品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに検査

三 度量衡及び計量に関する事務

四 石炭その他の鉱物、電力等の資源の開発及び利用の推進並びに発電水力の調整

五 工業所有権に関する事務

六 中小企業の振興及び指導

七 鉱工業の科学技術に関する試験研究及びその成果の普及

八 工業標準及び工業品規格の制定及び普及

九 商鉱工業に関する調査及び統計その他商鉱工業に関する事務

十 國營通商事業

十一 アルコール専賣事業

(通商産業省の権限)

第四條 通商産業省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

を與えること。

二十一 所掌事務に係る賠償充当設備等の管理及び撤去を命ずること。

二十二 所掌事務に係る物資の割当を行い、又は配給を規制すること。

二十三 所掌事務に係る供給の特に不足する物資の使用を制限し、又は禁止すること及びその生産、出荷若しくは移動又は工事の施行を命ずること。

二十四 所掌事務に係る物資の生産、出荷若しくは移動又は工事の施行を制限し、又は禁止すること。

二十五 所掌事務に係る供給の特に不足する物資又は遊休設備の譲渡、引渡又は貸與を命ずること。

二十六 所掌事務に係る物資の検査を行うこと。

二十七 度量衡器及び計量器の製作の営業を許可すること。

二十八 アルコールを製造し、收納し、及び販賣すること。

二十九 銃砲火薬類又は圧縮ガス若しくは液化ガスの製造又は販賣の営業を許可すること。

三十 石炭鉱業の管理を行うこと。

三十一 ガス事業を許可すること。

三十二 鉱業又は砂鉱権業の出願及び鉱業権者又は砂鉱権者の土地使用等を許可すること。

三十三 鉱業に関し保安上必要があるときは、鉱業を停止し、又は鉱業上使用する施設の使用の停止、改造、修理等を命ずること。

通商産業省設置法

- と。
- 三十四 電氣の割当を行い、又は電氣の供給若しくは使用を制限すること。
- 三十五 電氣事業を許可し、又は自家用電氣施設を認可すること。
- 三十六 電氣工作物の検査を行い、又は電氣用品の製造を免許すること。
- 三十七 弁理士試験を行い、弁理士を登録すること。
- 三十八 工業所有権の出願につき決定及び査定を行うこと。
- 三十九 工業所有権を登録すること。
- 四十 工業所有権に関する審判及び抗告審判を行うこと。
- 四十一 中小企業廳設置法(昭和二十三年法律第八十三号)第三條に規定する権限
- 四十二 工業技術廳設置法(昭和二十三年法律第二百七号)第三條に規定する権限
- 四十三 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む)に基き通商産業省に属させられた権限
- 2 通商産業大臣は、たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、かん水、粗製しよ油、脳及びしよ油、脳油の輸出及び輸入の基本的事項については大藏大臣に、米麦等主要食糧、肥料及び飼料の輸出及び輸入の基本的事項については農林大臣に協議しなければならない。

第二章 本省

第一節 内部部局

- (内部部局)
- 第五條 本省に、大臣官房及び左の八局を置く。
 - 通商局
 - 通商振興局
 - 通商企業局
 - 通商纖維局
 - 通商雜貨局
 - 通商機械局
 - 通商化学局
 - 通商鉄鋼局
- 2 大臣官房に調査統計部、通商振興局に経理部、通商企業局に調査賠償部、通商機械局に電氣通信機械部及び車両部、通商化学局に化学肥料部を置く。
- (特別な職)
- 第六條 通商産業省に通商監一人を置く。
- 2 通商監は、次官を助け、省務(外局の所掌に属するものを除く)を整理する。
- 3 大臣官房に官房長を置く。
- 4 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。
- 5 通商局及び通商纖維局に次長各一人を置く。
- 6 次長は、局長を助け、局務を整理する。
- (大臣官房の事務)
- 第七條 大臣官房においては、通商産業省の所掌事務に関し、左の

(通商局の事務)

- 第八條 通商局においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 通商に関する政策及び計画を立案し、並びにこれらの実施の総合調整を図ること。
 - 二 通商に関する協定その他の取極に関すること。
 - 三 海外市場、内外通商事情その他通商に関し調査し、統計を作成し、及び情報を提供すること。
 - 四 輸入の増進、改善及び調整を図り、並びに輸入に関する事業を行うこと。
 - 五 輸出品用原材料の確保を図ること。
 - 六 前各号に掲げるものの外、通商に関し他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。
 - 七 通商産業省の所掌に係る物資の需給を調整すること。
- (通商振興局の事務)
- 第九條 通商振興局においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 海外市場競争品見本その他通商に関する参考品の展示紹介に関すること。
 - 二 通商手続を監査し、及びその勵行を図ること。
 - 三 輸出検査に関すること。
 - 四 輸出入品の輸送、保管及び保険に関する連絡を図ること並びに通商産業省の所掌に係る物資の移動に関する事務を総括すること。
 - 五 貿易公團及び通商に関する団体の指導及び監督を行うこと。

通商産業省設置法

- 事務をつかさどる。
 - 一 機密に関すること。
 - 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
 - 三 大臣の官印及び省印を管守すること。
 - 四 公文書類を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。
 - 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。(貿易特別会計及びアルコール專賣事業特別会計に関するものを除く。)
 - 六 行政財産及び物品(貿易特別会計及びアルコール專賣事業特別会計に属するものを除く。)を管理すること。
 - 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
 - 八 調査及び統計(通商局及び外局の所掌に係るものを除く。)に関すること並びにこれらの総合調整に関すること。
 - 九 図書及び資料の収集、保管、編集及び刊行を行うこと。
 - 十 公報に関すること。
 - 十一 行政の考査を行うこと。
 - 十二 渉外事務に関すること。
 - 十三 法令案の審査その他総合調整及び企画に関すること。
 - 十四 前各号に掲げるものの外、通商産業省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。
 - 2 調査統計部においては、前項第八号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。

通商産業省設置法

- 六 通商代表團の應接に関すること。
 - 七 資源廳及び他省の所掌に係る物資（通商纖維局及び通商機械局の所掌に係るものを除く。）の輸出の増進、改善及び調整を図り、並びにこれらの輸出に関する事業を行うこと。
 - 八 連合軍中央購買局及び在日連合國人物品販賣所に対する納入等を行うこと。
 - 九 通商に伴う外國爲替を管理すること。
 - 十 輸出物資の買上價格、輸入物資の賣渡價格及び輸入諸掛その他通商物資の價格並びに外貨請求権を伴う取引に関連する價格を審査すること。
 - 十一 通商に要する資金の融通を、あつ、旋すること。
 - 十二 貿易特別会計の経理を行うこと。
 - 十三 前各号に掲げるものの外、通商の振興に関すること。
 - 2 経理部においては、前項第九号から第十二号までに掲げる事務をつかさどる。
- (通商企業局の事務)
- 第十條 通商企業局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 通商産業省の所掌に係る事業の合理化に関すること。
 - 二 通商産業省の所掌に係る事業に要する資金の融通を、あつ、旋することその他事業の経理に関する事務を總括すること。
 - 三 通商産業省の所掌に係る事業に対する労務用物資の確保その他労務に関する事務を總括すること。
 - 四 前各号に掲げるものの外、通商産業省の所掌に係る事業の發

- 達、改善及び調整に関する事務を總括すること。
 - 五 商鉦工業の發達及び改善に関する基本に関すること。
 - 六 過剰物資その他在庫物資に関する事務を總括すること。
 - 七 産業復興公園に関すること。
 - 八 通商産業省の所掌に係る物資で連合軍の需要するものの生産の促進に関すること。
 - 九 通商産業省の所掌に係る事業の賠償の実施に関すること。
 - 2 調達賠償部においては、前項第八号及び第九号に掲げる事務をつかさどる。
- (通商纖維局の事務)
- 第十一條 通商纖維局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 左に掲げる纖維工業品の輸出の増進、改善及び調整を図り、並びにこれらの輸出に関する事業を行うこと。
 - 綿製品
 - 生糸、繭短纖維及び絹製品
 - 化学纖維製品
 - 羊毛製品
 - 麻製品
 - 右に掲げるもの以外の纖維工業品（紙及び紙製品を除く。）
 - 二 前号に掲げる纖維工業品（生糸及び繭短纖維を除く。）の生産の増進、改善及び調整を図ること。
 - 三 第一号に掲げる纖維工業品（生糸、繭短纖維及び農林畜水産業専用物品を除く。）の流通及び消費の増進、改善及び調整を図

ること。

- 四 通商纖維局の所掌に係る事業の發達、改善及び調整を図ること。

(通商雜貨局の事務)

第十二條 通商雜貨局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 左に掲げる雜貨工業品等の輸出、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

- 金屬製日用品
- ゴム、ゴム製品及びカーボンブラック
- 皮革（原革及び原毛皮を除く。）、皮革製品、にかわ、ゼラチン及びタンニン材
- 陶磁器、ガラス、セメントその他窯業品
- パルプ、紙及び紙製品
- 包装材料
- 土木建築材料（木材を除く。）
- 木竹製品
- 右に掲げるもの以外の雜貨工業品

- 二 前号に掲げる雜貨工業品等の輸出に関する事業を行うこと。
- 三 通商雜貨局の所掌に係る事業の發達、改善及び調整を図ること。

(通商機械局の事務)

第十三條 通商機械局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 左に掲げる機械器具等（鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動

- 車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関、船舶用品及び農林省が生産を所掌する農機具を除く。）の輸出、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図り、並びにこれらの輸出に関する事業を行うこと。（農林畜水産業専用物品の流通及び消費に関すること、通商雜貨局及び通商鉄鋼局の所掌に係ること並びに放送聴取用受信機については、その施設規格の最低技術基準の設定を除く。）
- 精密機械器具
- 産業機械器具
- 農水産機械器具
- 電気機械器具及び電気用品
- 電気通信機械器具及び電気通信用品
- 原動機
- 自動車
- 自轉車
- 産業車両
- 陸用内燃機関
- 右に掲げるもの以外の機械器具

- 二 鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品の輸出の増進、改善及び調整を図り、並びにこれらの輸出に関する事業を行うこと。
- 三 鑄造品及び鍛造品の輸出、生産、流通及び消費の増進、改善

通商産業省設置法

通商産業省設置法

- 及び調整を図り、並びにこれらの輸出に関する事業を行うこと。(通商雑貨局及び通商鉄鋼局の所掌に係ることを除く。)
- 四 度量衡及び計量に関すること。(工業技術廳の所掌に係ることを除く。)
- 五 自動車競走の施行に関すること。
- 六 通商機械局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。
- 七 電気通信機械部においては、前項第一号及び第六号に掲げる事務のうち、電気通信機械器具及び電気通信用品に関することをつかさどる。
- 八 車両部においては、第一項第一号及び第六号に掲げる事務のうち、自動車、自轉車、産業車両、陸用内燃機関及びばねに関すること並びに同項第二号及び第五号に掲げる事務をつかさどる。

(通商化学局の事務)

第十四條 通商化学局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 左に掲げる化学工業品(食料品及び農薬を除く。)の輸出、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(農林畜水産業専用物品の流通及び消費に関すること並びに通商繊維局及び通商雑貨局の所掌に係ることを除く。)
- 二 ソーダ、火薬その他無機化学工業品
- 三 タール、タール系誘導品その他有機化学工業品
- 四 発酵工業品及びその誘導品
- 五 油脂製品

- 二 化学肥料(炭酸カルシウムを除く。)の輸出及び生産の増進、改善及び調整を図ること。
- 三 前各号に掲げる化学工業品の輸出に関する事業を行うこと。
- 四 工業塩及び粗製しよ、腦の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 五 アルコールの専賣並びにブタノール及びアセトンの製造及び販賣を行うこと。
- 六 アルコール専賣事業特別会計の経理を行うこと。
- 七 火薬類並びに圧縮ガス及び液化ガスの取締に関すること。(火薬類の所持の取締に関することを除く。)
- 八 通商化学局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。
- 九 化学肥料部においては、前項第二号に掲げる事務並びに同項第三号及び第八号に掲げる事務のうち、化学肥料に関することをつかさどる。

(通商鉄鋼局の事務)

第十五條 通商鉄鋼局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 左に掲げる鉄鋼等の輸出、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(通商雑貨局及び通商機械局の所掌に係ることを除く。)
- 二 銑鉄
- 三 鋼材及びその半製品
- 四 鉄鋼製品

- 二 前号に掲げる鉄鋼等の輸出に関する事業を行うこと。
- 三 通商鉄鋼局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

第二節 附属機関

(附属機関)

第十六條 第二十二條に規定するものの外、本省に左の附属機関を置く。

- 繊維製品検査所
- 日用品検査所
- 機械器具検査所
- 試薬検査所

(繊維製品検査所)

第十七條 繊維製品検査所は、通商産業省がその生産を所掌する繊維製品の検査を行う機関とする。

名	称	位	置
京都繊維製品検査所		京都市	
横浜繊維製品検査所		横浜市	
神戸繊維製品検査所		神戸市	
名古屋繊維製品検査所		名古屋市	
桐生繊維製品検査所		桐生市	

通商産業省設置法

- 鶴岡繊維製品検査所
- 福井繊維製品検査所
- 金沢繊維製品検査所

- 鶴岡市
- 福井市
- 金沢市

(日用品検査所)

第十八條 日用品検査所は、通商産業省がその生産を所掌する日用品の検査を行う機関とする。

名	称	位	置
東京日用品検査所		東京都	
大阪日用品検査所		大阪市	

(機械器具検査所)

第十九條 機械器具検査所は、通商産業省がその生産を所掌する機械器具の検査を行う機関とする。

2 機械器具検査所は、東京都に置く。

(試薬検査所)

第二十條 試薬検査所は、試薬の検査を行う機関とする。

2 試薬検査所は、東京都に置く。

(検査所の支所、出張所等)

第二十一條 通商産業大臣は、検査所の事務を分掌させるため、所要の地に支所又は出張所を設置することができる。

2 検査所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置及び内部

通商産業省設置法

組織は、通商産業省令で定める。

(その他の附属機関)

第二十二條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
顧問会議	通商産業に関する重要事項を調査審議すること。
參與會議	通商産業に関する専門的事項を調査審議すること。
輸入協議會	輸入物資の買付及び配分に関する重要事項を調査審議すること。
輸出協議會	輸出振興に関する重要事項を調査審議すること。
輸出検査審議會	輸出品の等級、標準及び包装條件その他輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。
指定纖維資材及び衣料品販賣業者登録諮問審議會	指定纖維資材及び衣料品の販賣業者の登録に関する事項を調査審議すること。
くず化物件審議會	くず化物件に関する重要事項を調査審議すること。
指定生産資材制当基準審議會	指定生産資材の制当基準に関する事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む)に別段の定めがある。

- 十一 電氣の需給を調整し、及び電氣の利用の合理化を図ること。
- 十二 電氣事業、電氣工事業及び電氣施設の監督し、並びに発電水力の調査及び調整を行い、電力施設の建設を推進すること。
- 十三 前二号に掲げるものの外、発電、送電、配電及び電氣の消費の増進、改善及び調整を図ること並びに電氣の保安その他電氣に関すること。
- 十四 発明、実用新案、意匠及び商標の指導奨励を行うこと。
- 十五 中小企業の振興及び指導を行うこと。
- 十六 鉱工業の科学技術に関する試験研究を振興し、及びその成果の普及を図ること。
- 十七 工業標準及び工業品規格の普及を図ること。

(名称、位置及び管轄区域)
第二十五條 通商産業局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
札幌通商産業局	札幌市	北海道
仙台通商産業局	仙台市	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣
東京通商産業局	東京都	東京都、茨城縣、群馬縣、栃木縣、埼玉縣、千葉縣、神奈川縣、山梨縣、新潟縣、長野縣、静岡縣

通商産業省設置法

る場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

(通商産業局)

第二十三條 本省に、地方支分部局として、通商産業局を置く。

(所掌事務)

- 第二十四條 通商産業局は、本省及び外局(資源廳鉱山保安局を除く)の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。
 - 一 輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。
 - 二 輸出及び輸入に関する事業を行うこと。
 - 三 通商に伴う外國爲替の管理に関すること。
 - 四 調査及び統計に関すること。(石炭の生産に関するものを除く。)
 - 五 所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。(石炭鉱業に関するものを除く。)
 - 六 所掌に係る物資で連合軍の要求するものの生産を促進すること。
 - 七 所掌に係る事業の賠償の実施に関すること。
 - 八 所掌に係る物資の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(石炭の生産に関するものを除く。)
 - 九 アルコールの専賣並びにブタノール及びアセトンの製造及び販賣を行うこと。
 - 十 鉱業又は砂鉱業に関する出願及び登録その他鉱山に関すること。

局名	所在地	管轄区域
名古屋通商産業局	名古屋市	岐阜縣、愛知縣、三重縣、富山縣、石川縣
大阪通商産業局	大阪市	滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫県、奈良縣、和歌山縣、福井縣
廣島通商産業局	廣島市	鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣
四國通商産業局	丸亀市	徳島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣
福岡通商産業局	福岡市	福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿児島縣

- 2 通商に関しては、前項の規定にかかわらず、開港港は、福岡通商産業局の管轄区域とする。
- 3 鉱業若しくは砂鉱業の区域が二以上の通商産業局の区域にわたるとき、又は通商産業局の管轄区域の境界が明確でないため鉱業若しくは砂鉱業の管轄について疑を生じたときは、通商産業大臣が管轄通商産業局を指定する。
- 4 通商産業大臣は、必要があるときは、第一項に定める管轄区域を、臨時に変更することができる。

(内部部局)

第二十六條 通商産業局に、左の五部を置く。但し、必要に應じて通商産業大臣の定めるところにより、部の数を減ずることができる。

総務部

通商産業省設置法

通商第一部

通商第二部

鉱山部

電力部

2 前項に定めるものの外、通商産業局の内部部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。

(附属機関)

第二十七條 通商産業局に、附属機関として、地方電気審議会を置く。

2 地方電気審議会は、通商産業局長の諮問に應じ、電気事業の運営に関する重要事項を調査審議することを目的とする。

3 地方電気審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

(分室、通商事務所等)

第二十八條 通商産業大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に、通商事務所、アルコール事務所、鉱山事務所、電力事務所及び当分の間通商産業局の分室並びに工場を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第三章 外局

(外局の設置)

第二十九條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて通商産業

省に置かれる外局は、左の通りとする。

資源廳

工業技術廳

特許廳

中小企業廳

第一節 資源廳

第一款 総則

(資源廳の任務及び長)

第三十條 資源廳は、石炭その他の鉱物資源及び電源の開発、鉱業の保安その他鉱山、発電水力及び電気に関する事務を行うことを主たる任務とする。

2 資源廳の長は、資源廳長官とする。

(資源廳の権限)

第三十一條 資源廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第二十二号から第二十五号まで、第三十号から第三十六号まで及び第四十三号に掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局

(内部部局)

第三十二條 資源廳に、長官官房及び左の五局を置く。

石炭管理局

石炭生産局

鉱山局

鉱山保安局

電力局

2 石炭生産局に開発部を、電力局に電力開発部を置く。

(特別な職)

第三十三條 資源廳に次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、廳務を整理する。

(長官官房の事務)

第三十四條 長官官房においては、資源廳の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに厚生、教養及び訓練に関すること。

三 長官の官印及び廳印を管掌すること。

四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 会計及び会計の監査に関すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 行政の考査を行うこと。

八 調査及び統計に関すること。

九 渉外事務に関すること。

十 前各号に掲げるものの外、資源廳の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。

(石炭管理局の事務)

第三十五條 石炭管理局においては、左の事務をつかさどる。

一 石炭の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

通商産業省設置法

二 亜炭並びに石炭及び亜炭の乾り、品及び加工品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(通商化学局の所掌に係ることを除く。)

三 石炭炭業の管理及びこれに伴う損失の補償に関すること。(石炭生産局の所掌に係ることを除く。)

四 石炭管理局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

五 配炭公團に関すること。

六 前各号に掲げるものの外、石炭に関する事務の総合調整に関すること。

(石炭生産局の事務)

第三十六條 石炭生産局においては、左の事務をつかさどる。

一 石炭の生産の増進、改善及び調整を図ること。

二 石炭炭業の機械化に関すること。

三 新炭鉱及び新坑の開発並びに炭田開発の調査に関すること。

2 開発部においては、前項第三号に掲げる事務をつかさどる。

(鉱山局の事務)

第三十七條 鉱山局においては、左の事務をつかさどる。

一 鉱業又は砂鉱業に関する出願、登録その他鉱山に関すること。(鉱山保安局の所掌に係ることを除く。)

二 左に掲げる鉱物、金属等の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(農林畜水産業専用物品の流通及び消費に関すること並びに通商雑貨局、通商機械局及び通商化学局の所

通商産業省設置法

掌に係ることを除く。）

一 鈹物（石炭及び亜炭を除く。）及び重要土石

非金属鈹物製品

非鉄金属及び非鉄金属製品

石油製品

三 鈹山局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

（鈹山保安局）

第三十八條 鈹山保安局においては、左の事務をつかさどる。

一 鈹山における人に対する危害の防止（衛生に関する通氣及び災害時における救護を含む。）を図ること。

二 鈹物資源の保護を図ること。

三 鈹山の施設の保全を図ること。

四 鈹山の防止を図ること。

五 鈹山における保安技術の改善を図ること。

六 鈹山保安に関する教育及び指導を行うこと。

（電力局の事務）

第三十九條 電力局においては、左の事務をつかさどる。

一 電氣の需給を調整し、及び電氣の利用の合理化を図ること。

二 電氣事業、電氣工事業及び電氣施設に関する監督を行うこと。

三 発電水力の調査及び調整を行い、並びに電氣施設の建設を推進すること。

四 前各号に掲げるものの外、発電、送電、配電及び電氣の消費

の増進、改善及び調整を図ること並びに電氣の保安その他電氣に関すること。

五 電力局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

2 電力開発部においては、前項第三号に掲げる事務のうち発電に関することをつかさどる。

第三款 附属機関

（附属機関）

第四十條 第四十一條に規定するものの外、資源廳に左の附属機関を置く。

鈹務監督官研修所

保安技術講習所

2 鈹務監督官研修所及び保安技術講習所については、鈹山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の定めるところによる。

（その他の附属機関）

第四十一條 左の表の上欄に掲げる機関は、資源廳の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
全國炭鈹管理審議会	通商産業大臣の諮問に應じ、炭鈹の管理に関する重要事項を調査審議すること。
石炭鈹業損失補償審査会	炭鈹の管理に伴う損失補償の金額を議決すること。

2 通商産業局に鈹山保安監督部を、石炭局に炭鈹保安監督部を附置する。

第一目 石炭局

（石炭局）

第四十三條 石炭局については、臨時石炭鈹業管理法（昭和二十二年法律第二百十九号）の定めるところによる。

（附属機関）

第四十四條 石炭局に、附属機関として、地方炭鈹管理審議会を置く。

2 地方炭鈹管理審議会については、臨時石炭鈹業管理法の定めるところによる。

第二目 鈹山保安監督部

（所掌事務）

第四十五條 鈹山保安監督部は、資源廳鈹山保安局の所掌事務のうち、石炭鈹業以外の鈹業の保安に関する事務を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）

第四十六條 鈹山保安監督部の位置及び管轄区域は、その附置された通商産業局の位置及び管轄区域とし、その名称は、通商産業大臣が定める。

（内部部局及び附属機関）

第四十七條 鈹山保安監督部の内部部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。

2 鈹山保安監督部に、附属機関として、地方鈹山保安協議会を置

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第四款 地方支分部局

（地方支分部局）

第四十二條 資源廳に、地方支分部局として、石炭局を置く。

通商産業省設置法

鈹害対策審議会	鈹害復旧の方針、工事計画等に関する重要事項を調査審議すること。
炭田探査審議会	炭田探査に関する重要事項を調査審議すること。
ガス事業審議会	ガス事業に関する重要事項を調査審議すること。
重要鈹物審議会	帝國鈹業開発株式会社に対する損失補償に関する事項を調査審議すること。
鈹業法令改正審議会	鈹業関係法令の改正に関する重要事項を調査審議すること。
石油資源開発促進審議会	石油資源の開発促進に関する事項を調査審議すること。
鈹山保安試験審査会	鈹山保安技術職員が國家試験を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。
中央鈹山保安協議会	通商産業大臣の諮問に應じ、鈹山の保安に関する重要事項を調査審議すること。
中央電氣審議会	通商産業大臣の諮問に應じ、電氣事業に関する重要事項を調査審議すること。

3 地方鉱山保安協議会については、鉱山保安法の定めるところによる。

第三目 炭鉱保安監督部

(所掌事務)

第四十八條 炭鉱保安監督部は、資源廳鉱山保安局の所掌事務のうち、石炭鉱業の保安に関する事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第四十九條 炭鉱保安監督部の位置及び管轄区域は、その附置された石炭局の位置及び管轄区域とし、その名称は、通商産業大臣が定める。

(内部部局及び附属機関)

第五十條 炭鉱保安監督部の内部部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。

- 2 炭鉱保安監督部に、附属機関として、地方炭鉱協議会を置く。
- 3 地方炭鉱保安協議会については、鉱山保安法の定めるところによる。

第二節 工業技術廳

(工業技術廳)

第五十一條 工業技術廳の組織、所掌事務及び権限は、工業技術廳設置法の定めるところによる。

(附属機関)

第五十二條 左の表の上欄に掲げる機関は工業技術廳の附属機関と

種 類	目 的
工業技術運営審議会	工業技術廳の運営に関する重要事項を議決すること。
工業技術協議会	鉱業及び工業の科学技術に関する重要事項を審議すること。
日本工業標準調査会	関係各大臣の諮問に應じ、工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。
地熱開発技術審議会	地熱の開発に関する重要事項を調査審議すること。

して置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

- 2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基づく命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第三節 特許廳

第一款 総則

(特許廳の任務及び長)

第五十三條 特許廳は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する事務を行うことを主たる任務とする。

2 特許廳の長は、特許廳長官とする。

(特許廳の権限)

第五十四條 特許廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第三十七号から第四十号まで及び第四十三

号に掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局

(内部部局)

第五十五條 特許廳に、長官官房及び左の四部を置く。

総務部

審査第一部

審査第二部

審判部

(長官官房の事務)

第五十六條 長官官房においては、特許廳の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに厚生、教養及び訓練に関すること。
- 三 長官の官印及び廳印を管守すること。
- 四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 五 会計及び会計の監査に関すること。
- 六 行政財産及び物品を管理すること。
- 七 行政の考査を行うこと。
- 八 前各号に掲げるものの外、特許廳の所掌事務で他部及び陳列館の所掌に属しない事務に関すること。

(総務部の事務)

第五十七條 総務部においては、特許廳の所掌事務に関し左の事務

をつかさどる。

- 一 発明、実用新案、意匠及び商標に関する指導及び奨励を行うこと。
- 二 調査及び統計に関すること。
- 三 公報その他の資料を収集し、編集し、及び刊行すること。
- 四 弁理士に関すること。
- 五 特許権の存続期間の延長その他工業所有権に関すること(他部の所掌に係ることを除く)。
- 六 涉外事務に関すること。

(審査第一部の事務)

第五十八條 審査第一部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 工業所有権に関する出願書類の方式審査、分類、整理、保管その他出願に関すること。
- 二 工業所有権の原簿登録、特許証及び登録証の下附、特許料及び登録料の収入その他登録に関すること。
- 三 意匠及び商標を審査すること。

(審査第二部の事務)

第五十九條 審査第二部においては、農林畜水産物、鉱物その他の資源の採取、加工、動力の利用、運輸、通信、建設、生活用品等に関する発明及び実用新案の審査に関する事務をつかさどる。

(審判部の事務)

第六十條 審判部においては、工業所有権に関する審判及び抗告審判に関する事務をつかさどる。

通商産業省設置法

第三款 附屬機関

(陳列館)

第六十一條 第六十三條に規定するものの外、特許廳に、附屬機関として、陳列館を置く。

第六十二條 陳列館は、左の事務をつかさどる機関とする。

- 一 発明、実用新案、意匠及び商標に関する見本及びひな形を収集し、陳列し、及びこれらを観覽させること。
- 二 審査、審判及び抗告審判に関する図書及び書類その他必要な図書を収集し、保管し、及びこれらを閱覽させること。
- 三 陳列館は、東京都に置く。

(その他の附屬機関)

第六十三條 左の表の上欄に掲げる機関は、特許廳の附屬機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
発明奨励審議会	発明、実用新案又は意匠の奨励に関する事項を調査審議すること。
弁理士懲戒審議会	弁理士の懲戒に関し議決すること。
弁理士試験審査会	弁理士試験を行うこと。
特許補償審査会	特許権の收用等による補償金額を決定すること。
特許権存続期間延長審査会	特許権の存続期間の延長の出願を審査すること。

法律第五十八号)の定めるところによる。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十四年五月二十五日から施行する。
- 2 左の法令は、廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む)に別段の定がある場合を除く外、従前の機関及び職員は、別に命令を発せられないときは、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
 - 商工省官制(昭和二十年勅令第四百八十六号)
 - 貿易廳官制(昭和二十年勅令第七百三十三号)
 - 燃料局酒精部におけるブタノール及びアセトンの製造に関する件(昭和十七年勅令第八百二十一号)
 - 商工局官制(昭和二十一年勅令第一号)
 - 石炭廳設置法(昭和二十三年法律第四十号)
 - 臨時地方石炭増産本部官制(昭和二十年勅令第七百六号)
 - 特許局官制(昭和二十年勅令第五百十八号)
 - 商工部内臨時職員等設置制(昭和二十年勅令第四百八十七号)
 - 重要なる産業統制及び産業合理化に関し委員会設置の件(昭和十二年勅令第五百十九号)
 - 中小商工業融資補償審査会規程(昭和十三年勅令第七百七号)
 - 電力審議会官制(昭和十三年勅令第三百六十九号)
 - 電力調整委員会官制(昭和十四年勅令第七百三十号)
 - 物資利用委員会官制(昭和十四年勅令第八百三十九号)
 - 鉱業評價委員会官制(昭和十八年勅令第八十七号)

通商産業省設置法

- 2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第四節 中小企業廳

第六十四條 中小企業廳の組織、所掌事務及び権限は、中小企業廳設置法の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)

第六十五條 通商産業省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

(定員)

第六十六條 通商産業省に置かれる職員の定員は、別に法律で定めらる。

第五章 公團

第六十七條 通商産業省所轄の公團は、左の通りとする。

- 配炭公團
- 産業復興公團
- 貿易公團

- 2 配炭公團に関しては、配炭公團法(昭和二十二年法律第五十六号)、産業復興公團に関しては、産業復興公團法(昭和二十二年法律第五十七号)、貿易公團に関しては、貿易公團法(昭和二十二年法律第五十七号)の定めるところによる。

正延鋼材委員会官制(昭和十八年勅令第五百七十号)

特殊回收銅物件審査委員会官制(昭和十八年勅令第六百二二号)

企業整備共助資金整理審査会官制(昭和二十一年勅令第六百八十八号)

- 3 前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。
- 4 第二條第一項中「國家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三條第二項の規定に基いて」とあり、第二十九條中「國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて」とあるのは、國家行政組織法施行の日の前日までは、「この法律により」と読み替えるものとする。
- 5 第二十八條中「当分の間通商産業局の分室」とあるのは、昭和二十四年七月三十一日までは、「通商産業局の出張所」と読み替えるものとする。
- 6 やむを得ない必要があるときは、通商産業大臣は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十六條第四項の規定にかかわらず、國會の承認を得ないで、通商産業局の分室を設置することができる。
- 7 通商産業大臣が、前項の規定により通商産業局の分室を設置したときは、設置の後、最初に召集された國會において、内閣総理大臣は、当該通商産業局の分室の設置についてその承認を求めなければならない。國會の承認が得られなかつたときは、通商産業大臣は、当該通商産業局の分室を遲滞なく廃止しなければならない。

参照

○中小企業廳設置法（昭和二十三年七月二日法律第八十三号）

（中小企業廳の権限）

第三條 中小企業廳は、中小企業廳長官及びその職員をもつて左に掲げる事務を掌る。

- 一 中小企業に関する資材、動力、資金、生産方法、技術、経理、労働関係、輸送及び販賣等に関する事項その他中小企業の育成及び発展並びに経営上の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析及び供給すること。
- 二 中小企業の経営状況の調査及び診断並びにこれに基づく必要な指示をすること。但し、その調査及び診断は当該中小企業者の申請に基づくことを必要とし、且つ、その指示は、当該中小企業者を拘束しないものとする。
- 三 中小企業の経営の向上に資することができる設備及び技術に関し、試験研究機関の協力を求め、並びに中小企業者がその設備及び技術を利用することを奨励すること。
- 四 中小企業における新規で有益な製品又は製法等を奨励すること。
- 五 中小企業における製品又はその製法等を展示する会を開くこと。

中小企業廳は、中小企業に関係ある経済問題に関し調査研究し、又は國會に提出される議案につき、中小企業に関係ある事項に関し、意見を提出することができる。

中小企業廳は、中小企業に関係ある事項については、中央及び地方の行政廳の協力を求め総合的に処理することができる。

○工業技術廳設置法（昭和二十三年八月一日法律第二百七号）

（所掌事務及び権限）

第三條 工業技術廳の所掌事務の範囲は、左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

- 一 鉱業及び工業に関する試験、研究、分析、検定、鑑定、技術調査、技術指導その他これらに附帯する業務を行うこと。
- 二 地質の調査その他これに附帯する業務を行うこと。
- 三 度量衡及び計量の標準を設定すること、度量衡の原器及び

電気標準器を保管すること度量衡器及び計量器の検定に関する事務を処理すること並びに度量衡器及び計量器の検定、比較検査、試験、研究、技術調査、技術指導その他これらに附帯する業務を行うこと。

- 四 工業標準及び工業品規格の制定及び普及に関する事務を処理すること。
- 五 科学技術に関して商工省の本省及び他の外局の事務を援助すること。
- 六 前各号に掲げるものの外、鉱業及び工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに関する事業の発達、改善及び調整を図ること。

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第五十六條（第四項） 國の地方行政機關（駐在機關を含む。以下本條中これに同じ。）は、國會の承認を経なければ、これを設けてはならない。國の地方行政機關の設置及び運営に要する経費は、國においてこれを負担しなければならない。

◎通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律

昭和二十四年五月二十四日公布（内閣總理大臣藏・厚生・商）
法律第百三十三号
昭和二十四年五月二十五日施行（工大臣署名）

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律

（鉱山保安法の改正）

第一條 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

「商工大臣」を「通商産業大臣」に、「商工局長」を「通商産業局長」に、「商工省」を「通商産業省資源廳」に改める。

第三十二條第二項から第六項までを削る。

第三十三條及び第三十四條を次のように改める。

第三十三條 削除

（鉱務監督官）

第三十四條 鉱山保安局並びに鉱山保安監督部及び炭鉱保安監督部に鉱務監督官を置く。

第三十六條第一項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長又は炭鉱保安監督部長（以下「保安監督部長」という。）」に改める。

附則第二項中「鉱山監督局長」を「通商産業局長」に改める。別表第一及び別表第二を削る。

（臨時石炭鉱業管理法の改正）

第二條 臨時石炭鉱業管理法（昭和二十二年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

「商工大臣」を「通商産業大臣」に、「石炭廳長官」を「資源廳長官」に、「炭鉱管理委員会」を「炭鉱管理審議会」に、「全國炭鉱管理委員会」を「全國炭鉱管理審議会」に、「地方炭鉱管理委員会」を「地方

炭鉱管理審議会に改める。

第四十三條第一項中「局長」を「局長」に改め、同條第二項中「及び主事」を削る。

第四十四條第一項中「二級の商工事務官又は商工技官」を「通商産業省の職員」に改める。

第四十五條を次のように改める。

第四十五條 削除

第四十六條第一項中「二級若しくは二級の商工事務官若しくは商工技官」を「通商産業省の職員」に改める。

第四十七條及び第四十八條を次のように改める。

第四十七條及び第四十八條 削除

(工業技術廳設置法の改正)

第三條 工業技術廳設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項及び第三條第五号中「商工省」を「通商産業省」に改める。

第四條中「及び左の二部並びに政令の定めるところにより試験研究等を行う機関」を「並びに左の二部及び試験研究所」に改める。

第五條第一項及び第二項並びに第六條第六項中「商工大臣」を「通商産業大臣」に改める。

第八條の次に次の一條を加える。

(試験研究所)

第八條の二 試験研究所は、試験研究等を行う。

2 前項に定めるものの外、試験研究所について必要な事項は、政令で、これを定める。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

(中小企業廳設置法の改正)

第四條 中小企業廳設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「商工省」を「通商産業省」に改める。

第四條第一項中「二局」を「二部」に、「振興局」を「振興部」に、同條第三項中「振興局」を「振興部」に、同條第四項中「指導局」を「指導部」に改める。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

(配炭公團法の改正)

第五條 配炭公團法(昭和二十二年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「商工次官」を「通商産業次官」に改める。

(貿易公團法の改正)

第六條 貿易公團法(昭和二十二年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條から第十三條まで及び第三十五條中「理事長」を「総裁」に、「副理事長」を「副総裁」に改め、第十五條第二項中「理事長」を

「総裁」に、「貿易廳局長」を「通商産業次官」に改める。

(度量衡法の改正)

第七條 度量衡法(明治四十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第五條中「農商務大臣」を「通商産業大臣」に改める。

(弁理士法の改正)

第八條 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

「商工大臣」を「通商産業大臣」に、「特許局長官」を「特許廳長官」に、「特許局」を「特許廳」に改める。

第十七條及び第二十條中「弁理士懲戒委員会」を「弁理士懲戒審議会」に改める。

(電気事業法の改正)

第九條 電気事業法(昭和六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二條、第三十二條ノ二、第三十二條ノ四及び第三十二條ノ五中「中央電気委員会」を「中央電気審議会」に改め、第三十二條ノ三から第三十二條ノ五まで中「地方電気委員会」を「地方電気審議会」に改める。

(日本製鉄株式会社法の改正)

第十條 日本製鉄株式会社法(昭和八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十二條及び第十三條を次のように改める。

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律

第十二條及第十三條 削除

(日本発送電株式会社法の改正)

第十一條 日本発送電株式会社法(昭和十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「電力評價審査委員会」を「電力審査委員会」に改める。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

第十四條第五項を削る。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正)

第十二條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二百條第二項及び第三項中「特許局長官」を「特許廳長官」に改める。

(温泉法の改正)

第十三條 温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項、第九條第二項、第十六條第二項及び第十七條第二項中「商工局長」を「通商産業局長」に改める。

(石炭鉱業権等臨時措置法の改正)

第十四條 石炭鉱業権等臨時措置法(昭和二十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

「地方炭鉱管理委員会」を「地方炭鉱管理審議会」に改める。

第四條中「商工大臣」を「通商産業大臣」に改める。

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律

第六條、第十四條第一項、第三十條及び第三十一條第三項中「登録を」の下に「通商産業局長に囑託」を加える。

第十四條第二項中「石炭局長」を「通商産業局長」に改める。

第十五條中「登録を抹消しなければならない」を「登録の抹消を通商産業局長に囑託しなければならない」に改める。

第三十一條の次に次の一條を加える。

(通商産業局長の登録)

第三十一條の二 第六條(第三十一條第一項において準用する場合を含む)、第十四條第一項、第十五條(第三十一條第一項において準用する場合を含む)、第三十條又は前條第三項の規定による石炭局長の囑託があつたときは、通商産業局長は、遅滞なく登録をしなければならない。

(経済調査廳法の改正)

第十五條 経済調査廳法(昭和二十三年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第六條第三項中「商工」を「通商産業」に改める。

(陸兵器等の処理に関する法律の改正)

第十六條 陸兵器等の処理に関する法律(昭和二十三年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第一條中「商工省」を「通商産業省」に改める。

(國立國會図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の改正)

第十七條 國立國會図書館法第二十條の規定により行政各部門に置

六号)第二條、第三條第一項及び第二項並びに第五條

外國貿易特別円資金特別會計法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十條

貿易特別會計法(昭和二十四年法律第四十一号)第二條、第七條、第十一條及び第十八條第三項

金、外國通貨及び外貨表示證書の買上に関する政令(昭和二十四年政令第五十二号)第一條第二項、第二條、第三條第二項及び第四條第二項

絹織物及び絹メリヤス生地の検査及び集荷に関する件(昭和二十一年商工省令第十七号)第一條及び第三條

特許権の処分の制限等に関する件(昭和二十一年商工省令第二十号)第一條、第二條第一項及び第三條化学肥料の緊急増産に関する件(昭和二十一年商工省令第二十六号)第一條、第三條第一項及び第四條

(鉱業法等の改正)

第二十一條 左に掲げる法律中「鉱山監督局長」を「通商産業局長」に改める。

鉱業法(明治三十八年法律第四十五号)

砂鉱法(明治四十二年法律第十三号)

(特許法等の改正)

第二十二條 左に掲げる法律中「特許局長官」を「特許廳長官」に、「特許局」を「特許廳」に改める。

特許法(大正十年法律第九十六号)

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律

かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

附則中「五月二十日」を「五月二十五日」に改める。

(外國人の財産取得に関する政令の改正)

第十八條 外國人の財産取得に関する政令(昭和二十四年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第三項中第五号を次のように改め、第七号を削り、第八号を第七号とする。

五 通商産業次官

(パイプ類臨時措置規則の改正)

第十九條 パイプ類臨時措置規則(昭和二十一年商工省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第三号及び第四條第一項中「商工大臣」を「通商産業大臣」に改め、第二條、第三條第一項第三号、第四條第一項及び第五條第一項並びに様式第二号中「地方商工局長」を「通商産業局長」に改め、様式第二号中「地方商工局」を「通商産業局」に改める。

(アルコール専賣事業特別會計法等の改正)

第二十條 左に掲げる規定中「商工大臣」を「通商産業大臣」に改める。

アルコール専賣事業特別會計法(昭和二十二年法律第三十九号)

第二條、第九條、第十三條及び第十五條第三項

不正保有物資等特別措置特別會計法(昭和二十三年法律第三十

号)の一部を次のように改正する。

實用新案法(大正十年法律第九十七号)

意匠法(大正十年法律第九十八号)

商標法(大正十年法律第九十九号)

(製鉄事業評價審査委員会官制等の廃止)

第二十三條 左の勅令は、廃止する。

製鉄事業評價審査委員会官制(昭和八年勅令第二百四十五号)

電力評價審査委員会官制(昭和十三年勅令第五百八十号)

臨時商工省に顧問を置くの件(昭和二十年勅令第六百六十五号)

(読替規定)

第二十四條 他の法令中「商工大臣」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替えるものとする。

附則

この法律は、昭和二十四年五月二十五日から施行する。

参照

○ 鉱山保安法 (昭和二十四年五月二十四日)

第三十二條(第二項) 鉱山保安局は、鉱業の保安に関する事務を掌る。

同 條(第三項) 鉱山保安監督部は、鉱山保安局所掌事務のうち、石炭鉱業以外の鉱業の保安に関する事務を、炭鉱保安部は、鉱山保安局所掌事務のうち、石炭鉱業の保安に関する事務を掌る。

同 條(第四項) 鉱山保安監督部又は炭鉱保安監督部は、商工大臣の直接管理に属し、それぞれ商工局又は石炭局に附置する。

同 條(第五項) 鉱山保安監督部又は炭鉱保安監督部の管轄区域は、その附置された商工局又は石炭局の管轄区域によるものとし、その名称は、商工大臣が定める。

同 條(第六項) 鉱山保安監督部及び炭鉱保安監督部の内部組織は、省令で定める。

(職員) 第三十三條 鉱山保安局に置かれる職員の種類及びその定員は、別表第一の通りとする。

2) 鉱山保安監督部及び炭鉱保安監督部に置かれる職員の種類及びその定員は別表第二の通りとする。

第三十四條 鉱山保安局長は、鉱山保安局長とし、鉱山保安監督部又は炭鉱保安監督部の長は、それぞれ鉱山保安監督部長又は炭鉱保安監督部長(以下「保安監督部長」という。)とする。

第三十六條(第一項) 鉱業上使用する機械、器具、建設物、工作物その他の施設の使用又は火薬類その他の材料、動力若しくは火氣の取扱その他鉱業の実施の方法が、この法律に基き省令に違反し、且つ、保安に関し急迫の危険があるときは、鉱務監督官は、第二十五條第一項に規定する保安監督部長の権限を行うことができる。

附則

これを命ずる。主事は、上司の指揮を受け、局務に従事する。第四十八條 官吏でなくて局員を命ぜられた者の服務については、官吏服務規律を準用する。

○工業技術廳設置法 (昭和二十三年八月一日 法律第二百七号)

第四條 工業技術廳に工業技術運営審議会、工業技術協議会及び左の二部並びに政令の定めるところにより試験研究等を行う機關を置く。

調整部
標準部

(職員及び組織の細目)

第十條 工業技術廳の職員について必要な事項は政令で、これを定める。

○中小企業廳設置法 (昭和二十三年七月二日 法律第八十三号)

(組織)

第四條(第一項) 中小企業廳に長官官房及び左の二局を置く。

振興局
指導局

同 條(第三項) 振興局においては、前條第一項第一号及び第五号並びに第二項乃至第五項に規定する事務を掌る。

同 條(第四項) 指導局においては、前條第一項第二号乃至第四号に規定する事務を掌る。

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律

(第二項) 鉱山監督局長前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ鉱山保安監督部長又ハ炭鉱保安監督部長ニ協議スベシ

同 條(前略) 鉱山監督局長前項ノ命令ヲ爲サントスルトキハ鉱山保安監督部長又ハ炭鉱保安監督部長ニ協議スベシ

○臨時石炭鉱業管理法 (昭和二十二年十二月二十日 法律第二百十九号)

第四十三條 石炭局に左の職員を置く。

局長
局員
主事

局長及び主事の定数は、各石炭局ごとに、商工大臣が、これを定める。

第四十四條(第一項) 局長は、石炭の生産に関し、学識経験ある一級の商工事務官又は商工技官を以て、これに充てる。

第四十五條 局長は、所部の職員を指揮監督し、三級官吏の進退を行う。

第四十六條(第一項) 局員は、石炭の生産に関し学識経験ある者又は一級若しくは二級の商工事務官若しくは商工技官の中から、商工大臣が、これを命ずる。

第四十七條 主事は、三級の商工事務官又は商工技官の中から、

(職員)

第五條 中小企業廳の事務を行うため、中小企業廳に所要の職員を置く。

前項の職員の一部は、中小企業に關し学識経験ある者の中からこれを命ずる。

この法律に定めるものの外、中小企業廳の職員に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

○日本製鉄株式会社法 (昭和八年四月六日 法律第四十七号)

第十二條 主務大臣商法第三百四十八條第二号ニ掲グル事項ノ決議ノ認可ヲ爲サントスルトキハ出資ノ目的タル金銭以外ノ財産ノ價格及之ニ対シテ與フル株式ノ數ニ付製鉄事業評價委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス合併ノ決議又ハ製鉄事業ノ讓受ノ認可ヲ爲サントスル場合ニ於ケル合併比率又ハ讓受價格ニ付亦同シ

第十三條 製鉄事業評價審議会ノ組織及権限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○日本発送電株式会社法 (昭和十三年四月六日 法律第七十七号)

第九條(第二項) 前項ノ建設費、減價償却金額及益金ハ電力評價審査委員會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ決定ス

第十條 電力評價委員ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條(第五項) 主務大臣第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ裁定又ハ認可ヲ爲サントスルトキハ電力評價委員會ノ議ヲ經ヘシ

○温泉法 (昭和二十三年七月十日 法律第百二十五号)

第三條(第三項) 都道府縣知事は、温泉を工業用に利用する目的で第一項の申請をした者に対して許可を與えるときは、あらかじめ商工局長に協議しなければならない。
第九條(第二項) 都道府縣知事は、工業用に利用する目的で、温泉を採取する者に対して、前項の命令をするときは、あらかじめ商工局長に協議しなければならない。
第十六條(第二項) 商工局長は、工業用に利用する目的で温泉を採取する者又はその利用施設の管理者に対して、前項の報告をさせることができる。
第十七條(第二項) 商工局長は、必要があると認めるときは、当該官吏に温泉を工業用に利用する施設に対して、前項の立入検査をさせることができる。

○石炭鉱業権等臨時措置法 (昭和二十三年七月十一日 法律第百五十四号)

(裁定の申請の登録)
第六條 石炭局長は、前條第三項の規定による裁定の申請を受理したときは、当該鉱業権について、裁定の申請があつた旨の登録をしなければならぬ。
第十四條(第一項) 左の各号の一に該当する場合においては、石炭局長は、当該鉱業権の移轉又は変更の登録をしなければならぬ。

らない。

(裁定の申請の登録の抹消)

第十五條 左の各号の一に該当する場合においては、石炭局長は、第六條の規定による登録を抹消しなければならない。
(取消の登録)
第三十條 石炭局長は、前條第一項の規定による取消若しくは同條第二項の規定による取消処分取消又は第二十三條第一項第二号の規定により鉱業原簿に登録しなければならぬ条件の取消をしたときは、その登録をしなければならぬ。
第三十一條(第三項) 石炭局長は、第一項において準用する第五條第三項の規定により裁定をしたときは、使用権の設定又は変更の登録をしなければならぬ。

○外國人の財産取得に関する政令

(昭和二十四年三月十五日 政令第百五十一号)

第十四條(第三項) 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

- 一 一四(略)
- 二 商工次官
- 三 運輸次官
- 四 貿易廳長官
- 五 公正取引委員会の委員長の指名する公正取引委員会の委員

○貿易公團法 (昭和二十二年四月十五日 法律第百五十八号)

◎運輸省設置法

第十五條(第二項) 理事長たる者は、貿易廳長官と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、主務大臣がこれを定める。

昭和二十四年五月三十一日公布
法律第百五十七号
昭和二十四年六月一日施行
同二年八月一日一部施行
同二十五年一月一日一部施行

(運輸大臣署名)

運輸省設置法

目次

第一章 總則(第一條—第四條)
第二章 本省
第一節 運輸審議會(第五條—第十八條)
第二節 内部部局(第十九條—第二十八條)
第三節 附屬機關(第二十九條—第三十八條)
第四節 地方支分部局(第三十九條—第五十五條)
第一款 海運局(第四十條—第四十四條)
第二款 公共船員職業安定所(第四十五條)
第三款 港湾建設部(第四十六條—第五十條)
第四款 陸運局(第五十一條—第五十五條)
第三章 外局(第五十六條—第五十九條)

運輸省設置法

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、運輸省の所掌事務の範圍及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三條第二項の規定に基いて、運輸省を設置する。

運輸省の長は、運輸大臣とする。

(運輸省の任務)

第三條 運輸省は、左に掲げる事項に関する國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

- 一 水運
- 二 陸運
- 三 港湾
- 四 船舶及び鉄道車両その他の陸運機器(自動車の製造を除く。)
- 五 船員

運輸省設置法

- 六 運輸に関連する観光
- 七 氣象
- 八 倉庫業
- 九 海上の安全及び治安の確保
- 十 海難の審判

(運輸省の権限)

第四條 運輸省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理し、並びに職員を訓練すること。
- 七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。
- 八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 九 所掌事務に関する統計、調査資料等を頒布し、刊行し、又は

臨検又は質問を行い、及び必要な処分をすること。

二十二 法令又は労働協約に抵触する船員の就業規則の変更を命ずること。

二十三 船員手帳を交付し、及び船員原簿を管理すること。

二十四 船員の最低賃銀を定めること。

二十五 船員の職業紹介事業、労働供給事業及び募集を許可し、又は制限すること。

二十六 港湾（港湾施設（もつばら國の他の行政機関の管理に属するものを除く。）を含む。以下第五十号を除き本條中同じ。）及び航路の建設、改良、保存若しくは管理を行い、又はこれらを行う者に対し認可を與え、若しくは助成すること。

二十七 港湾の使用料の徴收に關し、認可すること。

二十八 港湾運送に關し、事業設備の新設、拡張、改良、譲渡、讓受、貸借又は使用方法につき必要な命令をすること。

二十九 港湾内の公有水面の埋立、干たぐ及び使用を免許すること。

三十 倉庫業法（昭和十年法律第四十一号）により、倉庫証券の發行を許可し、及び事業計画、營業規則又は保管料率の変更を命ずること。

三十一 日本國有鐵道を監督すること。

三十二 國有鐵道調停委員会に対し調停を請求し、又は公共企業体仲裁委員会に対し仲裁を請求すること。

三十三 内閣総理大臣に対し公共企業体仲裁委員会の委員の罷免

運輸省設置法

販賣すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二 運輸省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可若しくは認可を與え、又はその許可若しくは認可を取り消すこと。

十四 所掌事務に關し、届出をさせ、報告を徴し、又は必要な命令をすること。

十五 水上運送事業者に対し、航路、就航区域又は船舶を指定して航海を命じ、制限し、又は禁止すること。

十六 船舶の製造、改造、修繕、引揚及び解体を許可し、且つ、必要な命令をすること。

十七 船舶の積量を測定し、及び船舶を登録すること。

十八 船員の労働組合の資格に關する決定をし、及び規約の変更を命ずること。

十九 船員に係る労働協約を、他の同種の船員及び使用者に適用することを決定すること。

二十 船員の労働關係に關し、労働關係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の定める公益事業を指定し、及び労働爭議につき船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）に調停を請求すること。

二十一 船員又は船舶所有者に対し、公認、許可、審査、仲裁、

を請求すること。

三十四 日本國有鐵道の役員又は職員で司法警察職員として職務を行う者を指名する者を定め、及びこれらの者が司法警察職員として行う職務を監督すること。

三十五 地方鐵道及び軌道を免許し、又は特許し、並びに地方鐵道及び軌道の業務に關し、許可し、又は認可すること。

三十六 鐵道財團及び軌道財團につき、抵当權の設定を認可し、且つ、これを登録すること。

三十七 地方鐵道及び軌道の係員の職制及び資格を定めること。

三十八 専用鐵道及び索道を免許し、及び無軌條電車を特許すること。

三十九 自動車運送事業及び自動車道事業を免許し、及び自動車運送事業及び自動車道事業の業務に關し、許可し、又は認可すること。

四十 輕車両運送事業者に対し事業計画、運送條件又は運送約款の変更を命じ、その他必要な命令をすること。

四十一 道路運送法（昭和二十二年法律第九十一号）の目的に適合するように家用自動車の使用を調整すること。

四十二 自動車及び旅客輕車両の整備を命じ、又はその検査及び登録をすること。

四十三 小運送業を免許し、及び小運送業の業務（附帶業務を含む。）に關し、認可すること。

四十四 水上運送事業における運賃及び船舶のよう、船料に關し、

必要な命令をすること。

四十五 鉄道、軌道、索道、無軌條電車、自動車運送事業、自動車運送事業及び小運送業における運賃又は料金に関し、認可し、又はその変更を命ずること。

四十六 氣象電報を集め、氣象無線報を受信すること。

四十七 氣象及び海況の予報、氣象資料の通報、地震、地動、津波及び火山に関する通報を發すること。

四十八 船舶を指定して氣象の観測をさせること。

四十九 地上氣象及び地震の観測のうち簡易なもの及び氣象事業に係るもの、及び潮せきの観測を政府機関、地方公共団体、個人又は会社その他の団体に委託すること。

五十 委託により、港湾(港湾施設を含む。以下同じ。)及び海面の工事を施行すること。

五十一 船員の労働争議に関し、あつ旋し、調停し、及び仲裁すること。

五十二 港、湾、海峡その他の日本國の沿岸水域において海上の安全を確保し、並びに法令の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため、必要な措置をとること。

五十三 海難の審判を行うこと。

五十四 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む。)に基き運輸省に属させられた権限

2 運輸省は、前項に掲げるものの外、臨時の権限として左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 船舶を使用し、及び船舶運送事業を監督すること。

二 船舶の期間、船隻の期間、及び船隻の期間、及び船隻の使用に關し、許可し、又は承認すること。

三 船舶公團を監督すること。

四 所掌事務に係る事業の再整備計画につき認可を與えること。

五 所掌事務に係る賠償充當設備等の管理及び撤去並びに賠償充當設備等の輸送を命ずること。

六 所掌事務に係る物資の割當を行い、又は配給を規整すること。

七 所掌事務に關し、供給の特に不足する物資の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその輸送若しくは工事の施行を命ずること。

八 所掌事務に係る工事の施行を制限し、又は禁止すること。

九 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む。)に基き運輸省に属させられた権限

第二章 本省

第一節 運輸審議會

(設置)

第五條 運輸省に、公共の利益を確保するため次條第一項に掲げる事項について公平且つ合理的な決定をさせるため、運輸審議會を常置する。

(諮問事項)
第六條 運輸大臣は、左に掲げる事項について必要な措置をする場合には、運輸審議會にはかり、その決定を尊重して、これをしなければならぬ。

一 日本國有鉄道における基本的な運賃及び料金の設定若しくは変更又はこれらに関する認可

二 地方鉄道、軌道、自動車運送事業及び小運送業における基本的な運賃及び料金に関する認可又は変更の命令

三 水上運送事業の國內航路における基本的な運賃及び料、船料(船舶運送會による期間、船のよう、船料を除く。)に関する指定又は認可

四 港湾運送業における基本的な港湾作業料率及び倉庫業における基本的な保管料率に関する指定又は認可

五 地方鉄道の免許及び軌道の特許

六 地方鉄道の免許若しくは軌道の特許の取消又は地方鉄道若しくは軌道の營業の停止

七 自動車運送事業の免許若しくはその取消又は事業の停止

八 小運送業の免許若しくはその取消又は事業の停止

九 日本國有鉄道が行う鉄道新線の建設、他の運輸事業の譲受、連絡船航路若しくは自動車運送事業の開始及び營業線の譲渡の許可又は認可

十 日本國有鉄道、地方鉄道及び軌道の營業線の休止又は廢止の許可

運輸省設置法

十一 地方鉄道、軌道及び自動車運送事業における会社の合併、事業の譲受若しくは譲渡又は事業の管理の委託若しくは受託の許可又は認可

十二 前各号に掲げる処分に関する訴願の裁決

2 前項各号に掲げる事項のうち、運輸審議會が軽微なものと認めるものについては、運輸大臣は、運輸審議會にはからぬでこれを行うことができる。

(勸告)

第七條 運輸審議會は、前條第一項に掲げる事項に關し、職権により、又は利害關係人の申請に基き、運輸大臣に対し、必要な勸告をすることが出来る。

2 運輸大臣は、前項の勸告を受けたときは、これを尊重して、必要な措置をとらなければならない。

(組織)

第八條 運輸審議會は、委員七人をもつて組織する。

2 委員のうち一人は、運輸次官をもつて充てる。

3 運輸審議會に、会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 運輸審議會は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならぬ。

6 運輸次官たる委員には、次條から第十二條までの規定は、適用しない。

(委員の任命)

第九條 委員は、年齢三十五年以上の者で廣い経験と高い識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が両議院の同意を得て、任命する。

- 2 左の各号の一に該当する者は、委員であることができない。
 - 一 國務大臣、國會議員又は地方公共團體の議会の議員
 - 二 政党の役員
- 3 委員は、他の政府職員職を兼ねてはならない。

(委員の任期)

第十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができない。
- 3 運輸審議会の設置後最初に任命される委員の任期は、任命の際において内閣総理大臣の定めるところにより、任命の日から二人ずつそれぞれ一年、二年、三年とする。

(委員の罷免)

第十一條 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため、職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の報酬及び旅費)

第十二條 委員は、次官と同じ基礎に基く給與を受けるものとする。

- 2 委員は、予算に定める金額の範囲内で旅費を受けるものとする。

(議決方法)

第十三條 運輸審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 運輸審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、運輸審議会の決議があつたときは、当該事案に係る議決に参加することができない。
- 4 運輸審議会は、関係官廳の職員をその会議に出席させて必要な説明を求めることができる。
- 5 関係官廳の長は、その職員を運輸審議会に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

(兼業の禁止)

第十四條 委員は、運輸審議会の承認及び運輸大臣の同意のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事し、又は商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(委員の秘密保持の義務)

第十五條 委員及び委員であつた者は、その職務に関して知ることのできた秘密を他に漏らし、又は濫用してはならない。

(公聴会)

第十六條 運輸審議会は、第六條第一項の規定により附議された事

第二節 内部部局

(内部部局)

第十九條 本省に、大臣官房及び左の六局を置く。

- 海運局
- 船舶局
- 船政局
- 港灣局
- 鉄道監督局
- 自動車局

- 2 大臣官房に、觀光部を置く。
- 3 海運局に、海運調整部を置く。
- 4 鉄道監督局に、國有鉄道部及び民營鉄道部を置く。
- 5 自動車局に、業務部及び整備部を置く。

(内部部局と運輸審議会との関係)

第二十條 各局の所掌事務に関するこの節の規定は、運輸審議会の権能になんらの影響を及ぼすものではない。

- 2 大臣官房及び関係各局の長は、運輸審議会の要求がある場合には、その所掌に属する事務に関し、必要な資料を提出しなければならない。
- 3 大臣官房及び関係各局の長は、必要があると認めるときは、運輸審議会に対しその所掌に属する事務に関し、意見を述べることができる。
- 4 各局の長は、運輸大臣の指揮に従い、その所掌事務に関し、運輸審議会の決定を実行に移すため、必要な措置をとらなければならない。

運輸省設置法

項については、必要があると認めるときは、公聴会を開くことができ、又は運輸大臣の指示若しくは運輸審議会の定める利害関係人の申請があつたときは、公聴会を開かなければならない。

(調査等)

第十七條 運輸審議会は、その職務を行うため、必要があると認めるときは、左の各号に掲げる事項を行うことができる。

- 一 公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること。
- 二 公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。
- 三 関係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を徴すること。

2 前項第三号の規定により出頭を求められた関係人又は参考人は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

(その他)

第十八條 運輸審議会の決定は、運輸省令の定めるところにより、公にしなければならない。

- 2 運輸審議会の議事規則は、運輸審議会の勧告に基き、運輸省令で定める。
- 3 この節に規定するものの外、運輸審議会に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

らない。

(特別な職)

第二十一條 大臣官房に、官房長一人を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

3 運輸省に、運輸省参員二十人以内を置き、省務に參與させる。

(大臣官房の事務)

第二十二條 大臣官房においては、運輸省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関する事。
- 二 大臣の官印及び省印を管守すること。
- 三 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 四 国会との連絡に関する事。
- 五 国立国会図書館に関する事。
- 六 調査及び統計に関し、取りまとめをすること。
- 七 公報に関する事。
- 八 公益法人その他の団体に関する許可又は認可に関する事。
- 九 氣象に関する事。
- 十 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに職員の教養及び訓練に関する事。
- 十一 職員の衛生、医療その他福利厚生に関する事。
- 十二 行政の考査を行う事。
- 十三 法令案の審査その他の法務に関する事。
- 十四 部局の設置及び廃止並びに分課に関する事。

下この節において「海事」と総称する。)の総合調整及び実施計画の設定に関する事。

- 二 海事仲裁団体に關すること。
- 三 海事思想の普及宣傳に關すること。
- 四 水上運送事業の發達、改善及び調整に關すること。
- 五 水上における輸送の増進、改善及び調整に關すること。
- 六 日本國沿岸に置き去られた船舶の処理に關すること。
- 七 水上運送事業における運賃及び船料に關すること。
- 2 海運局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。
 - 一 海事に関する事業の再整備備及び金融並びに在外会社の財産整理に關すること。
 - 二 船舶の使用及び船舶運営会の監督に關すること。
 - 三 船舶の運航の管理及び監査に關すること。
 - 四 臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)に基く水上輸送の調整に關すること。
 - 五 船舶の讓渡、貸渡(期間より船を含む。以下同じ。)、担保の供與及び引渡に關すること。
 - 六 水上運送等の用に供する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査に關すること。
 - 3 海運調整部においては、第一項第一号から第三号までの事務及び第二項第一号の事務をつかさどる。

- 十五 技術の振興、調整及び活用を図ること。
- 十六 総合調整及び実施計画の設定に關すること。
- 十七 渉外事務に關し、取りまとめをすること。
- 十八 運輸審議会の庶務に關すること。
- 十九 經費及び収入の予算、決算及び會計並びにこれらの監査に關すること。
- 二十 國有財産及び物品を管理すること。
- 二十一 賠償に關連する輸送の連絡及び統括に關すること。
- 二十二 運輸に關して、觀光事業の發達、改善及び調整を図ること。
- 二十三 運輸に關して、觀光地及び觀光施設を調査し、及び改善すること。
- 二十四 觀光宣傳に關すること。
- 二十五 前各号に掲げるものの外、運輸省の所掌事務で他局及び他の機關の所掌に屬さない事務に關すること。
- 2 大臣官房においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として所掌事務に關する指定生産資材等の割当及び監査に關する事務をつかさどる。
- 3 觀光部においては、第一項第二十二号から第二十四号まで及び前項に掲げる事務をつかさどる。

(海運局の事務)

第二十三條 海運局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 海運局、船舶局、船員局及び港湾局の所掌に屬する事務(以下「船舶局の事務」)
- 第二十四條 船舶局においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 造船に關する事業の發達、改善及び調整に關すること。
 - 二 船舶の製造、修繕、引揚及び解体(航路啓開のために船舶の引揚及び解体を除く。以下同じ。)並びに船舶用機關及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。
 - 三 船舶、船舶用機關及び船舶用品の製造及び修繕に關する技術の改善に關すること。
 - 四 船舶の積量の測定に關すること。
 - 五 船舶の登録に關すること。
 - 六 船舶、船舶用機關及び船舶用品の製造及び修繕に關する試験及び研究に關すること。
 - 2 船舶局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。
 - 一 造船に關する事業の賠償指定施設の管理、保全及び撤去に關すること。
 - 二 船舶公園を監督すること。
 - 三 だ捕船及び本邦外に船籍港を有する船舶(以下「在外置籍船」といふ。)の原狀調査、保管、原狀回復及び返還に關すること。
 - 四 船舶、船舶用機關及び船舶用品に關する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査に關すること。

(船員局の事務)

第二十五條 船員局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 船員の労働組合及び船員労働委員会に関すること。
 - 二 船員の労働関係の調整に関すること(船員労働委員会の所掌に属するものを除く。以下同じ。)
 - 三 船員の労働組合及び労働関係の啓発宣傳に関すること。
 - 四 船員の労働条件、災害補償その他保護に関すること。
 - 五 船員法(昭和二十二年法律第百号)における船内規律に関すること。
 - 六 船員手帳及び船員原簿に関すること。
 - 七 船員の失業対策に関すること。
 - 八 船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労働の需給調整に関すること。
 - 九 船員の職業紹介事業及び労働供給事業並びに船員の募集の改善及び調整に関すること。
 - 十 船員の福利厚生に関すること。
 - 十一 船員の教育及び養成に関すること。
- 2 船員局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として船員の労働物資に関する事務をつかさどる。
- (港湾局の事務)
- 第二十六條 港湾局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 港湾の建設、改良、保存及び管理並びにこれらの助成及び監督に関すること。
 - 二 航路の建設、改良及び保存に関すること。

- 三 委託により、港湾その他海面の工事を施行すること。
 - 四 港湾内の公有水面の埋立、干たく及び使用に関すること。
 - 五 港湾内の運河に関すること。
 - 六 港湾に関する技術上の試験及び研究(委託によるものを含む。)
 - 七 港湾における諸作業の改善、調整等に関すること。
 - 八 港湾運送業(検査業及び検定業を含む。以下同じ。)
 - 九 倉庫業(冷蔵倉庫業を含む。以下同じ。)
 - 十 倉庫業法に基く保管料率に関すること。
 - 十一 港湾における入港料、使用料、港湾作業料その他運輸に関する料金に関すること。
- 2 港湾局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として港湾、倉庫等の用に供する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査並びに港湾に関する事業に従事する者の労働物資に関する事務をつかさどる。
- (鉄道監督局の事務)
- 第二十七條 鉄道監督局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 日本國有鉄道の新線の建設の許可、営業線の譲渡の認可その他許可又は認可に関すること。
 - 二 日本國有鉄道の予算、決算、交付金の交付及び資金の貸付その他財務に関すること。

- 三 國有鉄道調停委員会に対する調停の請求又は公共企業体仲裁委員会に対する仲裁の請求に関すること。
- 四 公共企業体仲裁委員会の委員の罷免の請求に関すること。
- 五 鉄道司法警察に関すること。
- 六 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車に関する免許、特許、許可又は認可に関すること。
- 七 地方鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の財務に関すること。
- 八 地方鉄道及び軌道の係員の職制、服務、資格及び懲戒に関すること。
- 九 地方鉄道及び軌道の買収及び補償に関すること。
- 十 鉄道財團及び軌道財團に関すること。
- 十一 鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の運賃及び料金に関すること。
- 十二 鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の運輸及び運轉並びにこれらの施設及び車両の整備に関すること。
- 十三 鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の安全保安に関すること。
- 十四 鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の労働に関すること。
- 十五 鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 十六 前各号に掲げるものの外、鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の発達、改善及び調整に関すること。

運輸省設置法

- 2 鉄道監督局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。
 - 一 鉄道、軌道、索道及び無軌條電車に従事する者の労働物資に関すること。
 - 二 臨時物資需給調整法に基く鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の輸送の調整に関すること。
 - 三 鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する指定生産資材等の割当及び監査に関すること。
 - 四 鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の用に供する指定生産資材等の割当及び監査に関すること。
- 3 國有鉄道部においては、第一項第一号から第五号までに掲げる事務並びに第一項第十一号から第十四号まで、第十六号及び第二項第一号及び第三号に掲げる事務のうち日本國有鉄道に関する事務を、民営鉄道部においては、第一項第六号から第十号までに掲げる事務並びに第一項第十一号から第十四号まで、第十六号及び第二項第一号及び第三号に掲げる事務のうち日本國有鉄道以外のものである事務をつかさどる。
- (自動車局の事務)
- 第二十八條 自動車局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 自動車運送事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
 - 二 自動車道事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
 - 三 小運送業(附帯業務を含む。以下同じ。)

- 可に関すること。
- 四 前三号に掲げる事業の運賃及び料金に関すること。
- 五 軽車両運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 六 道路運送に関する輸送の実施の計画、調整及び監査に関すること。
- 七 自家用自動車の使用の調整に関すること。
- 八 前各号に掲げるものの外、道路運送に関する事業及び小運送業の発達、改善及び調整に関すること。
- 九 自動車の流通及び消費の増進、改善及び調整並びに軽車両及び自動車用代燃装置の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 十 自動車の登録に関すること。
- 十一 自動車及び旅客軽車両の整備及び検査に関すること。
- 十二 自動車の保安並びに軽車両の保安及び技術上の改善に関すること。
- 十三 自動車用燃料油脂の使用に関する技術上の改善に関すること。
- 十四 自動車運送事業の補償に関すること。
- 十五 自動車局の所掌に係る事業の財務及び労務に関すること。
- 2 自動車局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。
 - 一 軽車両運送事業の運賃及び料金に関すること。
 - 二 自動車局の所掌に係る事業に従事する者の労働物資に関すること。

- 三 自動車の割当に関すること。
- 四 自動車用タイヤ、チューブ(新車用のものを除く。)の割当及び監査に関すること。
- 五 自動車用石油製品の割当及び監査に関すること。
- 六 道路運送事業及び小運送業の用に供する指定生産資材等並びに自動車、軽車両及び自動車用代燃装置その他の道路運送及び小運送業の用に供する機械器具に関する指定生産資材等(自動車の製造に関するものを除く。)の割当及び監査に関すること。
- 3 業務部においては、第一項第一号から第八号まで及び第二項第一号に掲げる事務を、整備部においては、第一項第九号から第十号まで及び第二項第二号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

第三節 附属機関

- 第二十九條 第三十八條に規定するものの外、本省に、左の附属機関を置く。
 - 中央氣象台
 - 船舶試験所
 - 海務学院
 - 高等商船学校
 - 海技専門学院
 - 商船学校

航海訓練所
海員養成所

(中央氣象台)

- 第三十條 中央氣象台は、氣象に関する事項を攻究し、氣象事業を行う機関とする。
 - 2 中央氣象台は、その事務に支障がない場合においては、委託により、氣象、海況、地震等に関する調査を行い、並びにこれらに関する測器を調整し、検定し、製作し、及び修理することができる。
 - 3 中央氣象台は、東京都に置く。
 - 4 中央氣象台の内部組織については、政令の定めるところによる。
 - 5 中央氣象台の事務の一部を分掌させるため、所要の地に管区氣象台その他の地方機関及び附属機関を置く。その名称、位置及び内部組織については、政令の定めるところによる。
- (船舶試験所)
- 第三十一條 船舶試験所は、船舶、船舶用機関及び船舶用品に関する試験及び研究を行う機関とする。
 - 2 船舶試験所は、その事務に支障がない場合においては、委託により、船舶、船舶用機関及び船舶用品の試験及び研究をすることができる。
 - 3 船舶試験所は、東京都に置き、その支所を大阪市に置く。

運輸省設置法

- 4 船舶試験所及びその支所の内部組織は、運輸省令で定める。

(海務学院)

- 第三十二條 海務学院は、海事に関する高等の學術の教授及び研究を行う機関とする。
- 2 海務学院は、東京都に置く。
- 3 海務学院の内部組織は、運輸省令で定める。

(高等商船学校)

- 第三十三條 高等商船学校は、船舶職員になろうとする者に対し専門教育をする機関とする。
- 2 高等商船学校は、清水市に置く。
- 3 高等商船学校は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十八條に規定する従前の規定による学校とする。
- 4 高等商船学校の内部組織は、運輸省令で定める。

(海技専門学院)

- 第三十四條 海技専門学院は、船員に対し船舶運航に関する學術及び技能を教授する機関とする。
- 2 海技専門学院は、兵庫縣武庫郡本庄村に置く。
- 3 海技専門学院の内部組織は、運輸省令で定める。

(商船学校)

- 第三十五條 商船学校は、船舶職員になろうとする者に対し中等教育をする機関とする。
- 2 商船学校の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
富山商船学校			富山縣射水郡新湊町
鳥羽商船学校			三重縣志摩郡鳥羽町
大島商船学校			山口縣大島郡小松町
廣島商船学校			廣島縣豊田郡東野町
弓削商船学校			愛媛縣越智郡弓削村

3 商船学校は、学校教育法第九十八條に規定する従前の規定による学校とする。

4 商船学校の内部組織は、運輸省令で定める。

(航海訓練所)

第三十六條 航海訓練所は、運輸大臣の指定する高等商船学校、商船学校及び海員養成所の生徒その他運輸大臣の指定する者を入所させ、航海訓練を行う機関とする。

2 航海訓練所は、東京都に置く。

3 航海訓練所の内部組織は、運輸省令で定める。

(海員養成所)

第三十七條 海員養成所は、海員の養成を行う機関とする。

2 海員養成所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
兒島海員養成所			兒島市
小樽海員養成所			小樽市
唐津海員養成所			唐津市

造船技術審議会

運輸大臣の諮問に應じて造船技術の向上に関する重要事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務、委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に、別段の定めがある場合を除くの外、政令で定める。

第四節 地方支分部局

第三十九條 本省に、左の地方支分部局を置く。

- 海運局
- 公共船員職業安定所
- 港湾建設部
- 陸運局

第一款 海運局

(所掌事務)

第四十條 海運局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

- 一 水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二 水上における輸送の増進、改善及び調整に関すること。
- 三 日本國沿岸に置き去られた船舶の処理に関すること。
- 四 水上運送事業における運賃及び、船料に関すること。
- 五 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 六 船舶の製造、修繕、引揚及び解体並びに船舶用機関及び船舶

運輸省設置法

宮古海員養成所	宮古市
七尾海員養成所	七尾市
宮崎海員養成所	香川縣三豊郡粟島村
粟島海員養成所	香川縣三豊郡粟島村
門司海員養成所	門司市
高浜海員養成所	愛知縣碧海郡高浜町

3 海員養成所の内部組織は、運輸省令で定める。

(その他の附屬機関)

第三十八條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
中央船員職業安定審議会	運輸大臣の諮問に應じて船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)に定める船員の職業安定に関する重要事項を調査審議すること。
特別地区船員職業安定審議会	運輸大臣の諮問に應じて船員職業安定法に定める特別地区の船員の職業安定に関する重要事項を調査審議すること。
局の管轄区域にわたる地域を管轄区域とするものに限る。	運輸大臣の諮問に應じて船舶運航管理令(昭和二十四年政令第二十六号)に定める期間より、船料に関する事項を調査審議すること。
期間より、船料審議会	

用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

- 七 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関する技術の改善に関すること。
- 八 船舶の積量の測度に関すること。
- 九 船舶の登録に関すること。
- 十 船員の労働組合及び船員地方労働委員会に関すること。
- 十一 船員の労働関係の調整に関すること。
- 十二 船員の労働組合及び労働関係の啓発宣傳に関すること。
- 十三 船員の労働条件、災害補償その他保護に関すること。
- 十四 船員法における船内規律に関すること。
- 十五 船員手帳に関すること。
- 十六 船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導、その他船員の労務の需給調整に関すること。
- 十七 船員の職業紹介事業及び労務供給事業並びに船員の募集の改善及び調整に関すること。
- 十八 船員の福利厚生に関すること。
- 十九 運輸大臣の指定する港湾施設の管理に関すること。
- 二十 港湾における諸作業の改善、調整等に関すること。
- 二十一 港湾運送業及び臨港倉庫業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十二 港湾における港湾作業料その他運輸に関する料金に関すること。

運輸省設置法

- 二十三 運輸に関して、海上の観光事業の発達、改善及び調整を図ること。
- 二十四 運輸に関して、海上の観光地域及び観光施設を調査し、及び改善すること。
- 二十五 観光宣傳に関すること。
- 二十六 海事思想の普及宣傳に関すること。
- 二十七 所掌事務に関する調査及び統計に関すること。
- 二十八 海運局は、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。
 - 一 船舶の使用及び船舶運営会の監督に関すること。
 - 二 船舶の運航の管理及び監査に関すること。
 - 三 船舶の譲渡、貸渡、担保の供與及び引渡に関すること。
 - 四 造船に関する事業の賠償指定施設の管理、保全及び撤去並びに賠償指定施設の輸送に関すること。
 - 五 所掌事務に関する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査に関すること。
 - 六 所掌事務に関する労働物資に関すること。
 - 七 捕船及び在外置籍船の現状調査、保管、原状回復及び返還に関すること。

(名称、位置及び管轄区域)

第四十一條 海運局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
北海海運局	小樽市	北海道
東北海運局	塩釜市	宮城縣 福島縣 岩手縣 青森縣 山形縣 秋田縣
新潟海運局	新潟市	新潟縣 長野縣
関東海運局	横浜市	神奈川縣 東京都 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 山梨縣
東海海運局	名古屋市	愛知縣 三重縣 靜岡縣 岐阜縣 石川縣 富山縣
近畿海運局	大阪市	大阪府 京都府 奈良縣 和歌山縣 福井縣 和歌山縣 滋賀縣
神戸海運局	神戸市	兵庫縣
中國海運局	廣島市	廣島縣 鳥取縣 島根縣 山口縣 徳島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣
四國海運局	高松市	香川縣 徳島縣 愛媛縣 高知縣
九州海運局	門司市	福岡縣 長崎縣 山口縣のうち、厚狭郡、宇部市、小野田市、大分縣、佐賀縣、熊本縣、宮崎縣、鹿兒島縣

(内部部局)

第四十二條 海運局に、左の五部を置く。但し、必要に應じて、運輸大臣の定めるところにより、部の数を減ずることができる。

第二款 公共船員職業安定所

(公共船員職業安定所)

第四十五條 公共船員職業安定所については、船員職業安定法(これに基く命令を含む。)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)(これに基く命令を含む。)の定めるところによる。

2 公共船員職業安定所の長は、その公共船員職業安定所の所在地を管轄する海運局の長の指揮監督をも受けるものとする。

第三款 港湾建設部

(所掌事務)

第四十六條 港湾建設部は、本省の所掌事務のうち、左の事務を分掌する。

- 一 港湾、航路及び港湾内の運河に関する國の直轄(直接施行を含む。)の土木工事の施行に関すること。
- 二 委託により、港湾その他海面の工事を施行すること。

2 港湾建設部は、前項に掲げるものの外、臨時の事務として、港湾及び航路の建設、改良及び保存に関する指定生産資材等の割当及び監査に関する事務をつかさどる。

(名称、位置及び管轄区域)

第四十七條 港湾建設部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

総務部

運輸部

港湾連絡調整部

船舶部

船員部

2 前項に定めるものの外、海運局の内部部局の組織の細目は、運輸省令で定める。

(支局、出張所等)

第四十三條 運輸大臣は、局部の一部を分掌させるため、所要の地に、海運局の支局、出張所、支局の出張所、港湾管理事務所又は港湾管理事務所の出張所を置くことができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

2 運輸大臣は、港湾管理事務所又はその出張所に、港湾建設部の所掌事務の一部を分掌させることができる。

(附属機関)

第四十四條 地方船員職業安定審議会及び特別地区船員職業安定審議会(海運局の管轄区域の一部を管轄区域とするものに限る。)は、海運局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、海運局長の諮問に應じて船員の職業安定に関する重要事項を調査審議することとし、その組織、所掌事務、委員その他の職員については、船員職業安定法(これに基く命令を含む。)に別段の定がある場合の外、政令で定める。

運輸省設置法

運輸省設置法

名 称	位 置	管 轄 区 域
第一港湾建設部	新潟市	新潟縣 山形縣 秋田縣 福井縣 石川縣 富山縣
第二港湾建設部	横浜市	神奈川縣 東京府 千葉縣 茨城縣 三重縣 愛知縣 靜岡縣 宮城縣 福島縣 岩手縣 青森縣 北海道
第三港湾建設部	神戸市	兵庫縣 京都府 大阪府 滋賀縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 廣島縣 和歌山縣 徳島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣
第四港湾建設部	下関市	山口縣 長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 鹿兒島縣 宮崎縣

2 第二港湾建設部は、その管轄区域のうち北海道については、前條第二項に掲げる事務のみを行うものとする。

(特別な職)

第四十八條 港湾建設部に、それぞれ次長二人を置く。

2 次長は、港湾建設部の長を助けて部務を整理し、部長不在の場合その職務を代行する。

(内部部局)

第四十九條 港湾建設部の内部組織は、運輸省令で定める。

(工事事務所等)

第五十條 運輸大臣は、部務の一部を分掌させるため、所要の地に、港湾建設部の工事事務所その他の地方機関を設置することが

- 十二 自動車及び旅客軽車両の整備及び検査に関すること。
- 十三 自動車の保安並びに軽車両の保安及び技術上の改善に関すること。
- 十四 自動車用燃料油脂の使用に関する技術上の改善に関すること。
- 十五 鉄道、軌道、道路運送その他の陸運の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の生産(自動車の製造を除く。)、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 十六 倉庫業(臨港倉庫業を除く。の)の発達、改善及び調整に関すること。
- 十七 所掌事務に係る事業の運賃及び料金に関すること。
- 十八 所掌事務に関する財務に関すること。
- 十九 所掌事務に係る事業の労務に関すること。
- 二十 所掌事務に関する買収及び補償に関すること。
- 二十一 前各号に掲げるものの外、鉄道、軌道、道路運送事業、小運送業その他陸運の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十二 運輸に関して、観光事業の発達、改善及び調整を図ること(海運局の所掌に属するものを除く。)
- 二十三 運輸に関して、観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること(海運局の所掌に属するものを除く。)
- 二十四 観光宣傳に関すること。

2 陸運局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。

運輸省設置法

できる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

第四款 陸運局

(所掌事務)

第五十一條 陸運局は、本省の所掌事務のうち、左の事務を分掌する。

- 一 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車に関する免許、特許、許可又は認可に関すること。
- 二 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車の運輸及び運轉並びにこれらの施設及び車両の整備に関すること。
- 三 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車の安全保安に関すること。
- 四 地方鉄道及び軌道の係員の職制、服務、資格及び懲戒に関すること。
- 五 自動車運送事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
- 六 自動車道事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
- 七 小運送業に関する免許又は認可に関すること。
- 八 軽車両運送業の発達、改善及び調整に関すること。
- 九 道路運送に関する輸送の実施の計画、調整及び監査に関すること。
- 十 自家用自動車の使用の調整に関すること。
- 十一 自動車の登録に関すること。

- 一 所掌事務に関する指定生産資材等の割当及び監査に関すること。
- 二 自動車の割当に関すること。
- 三 自動車用タイヤ、チューブ(新車用のものを除く。の)割当及び監査に関すること。
- 四 自動車用石油製品の割当及び監査に関すること。
- 五 陸運局の所掌に係る事業に従事する者の労働物資に関すること。

(名称、位置及び管轄区域)

第五十二條 陸運局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌陸運局	札幌市	北海道
仙台陸運局	仙台市	宮城縣 福島縣 岩手縣 青森縣
新潟陸運局	新潟市	新潟縣 長野縣 山形縣 秋田縣
東京陸運局	東京都	東京都 神奈川縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 山梨縣 愛知縣 靜岡縣 岐阜縣 三重縣 福井縣 石川縣 富山縣 重慶縣
名古屋陸運局	名古屋市	愛知縣 靜岡縣 岐阜縣 三重縣 福井縣 石川縣 富山縣 重慶縣
大阪陸運局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 滋賀縣 和歌山縣 奈良縣

運輸省設置法

廣島陸運局	廣島市	廣島縣	鳥取縣	島根縣	岡
高松陸運局	高松市	香川縣	徳島縣	愛媛縣	高
福岡陸運局	福岡市	福岡縣	長崎縣	大分縣	佐
		賀縣	熊本縣	宮崎縣	鹿兒
		島縣			

2 鉄道、軌道及び小運送業については、特に必要がある場合において、運輸省令で前項の管轄区域と異なる管轄区域を定めることができる。

(内部部局)

第五十三條 陸運局に、左の四部を置く。但し、必要に応じて、運輸大臣の定めるところにより、部の数を減ずることができる。

- 総務部
- 鉄道部
- 自動車部
- 整備部

2 前項に掲げるものの外、陸運局の内部部局の組織の細目は、運輸省令で定める。

(分室)

第五十四條 運輸大臣は、局部の一部を分掌させるため、当分の間、所要の地に、陸運局の分室を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

命令を含む。)の定めるところによる。

第二節 海上保安廳

(海上保安廳)

第五十八條 海上保安廳の組織、所掌事務及び権限は、海上保安廳法(昭和二十三年法律第二十八号)(これに基く命令を含む。)の定めるところによる。

第三節 海難審判廳

(海難審判廳)

第五十九條 海難審判廳の組織、所掌事務及び権限は、海難審判法(昭和二十二年法律第三十五号)(これに基く命令を含む。)の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)

第六十條 運輸省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の定めるところによる。

(定員)

第六十一條 運輸省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章 公團

(船舶公團)

第六十二條 運輸省所轄の公團は、船舶公團とする。

2 船舶公團に関しては、船舶公團法(昭和二十二年法律第五十二号)の定めるところによる。

運輸省設置法

2 前項の分室の所掌事務の範囲は、従前の道路運送監理事務所の所掌に係る事務のうち特に分室に行わせる必要があるものに限る。

(道路運送審議会)

第五十五條 道路運送審議会は、陸運局の附属機関として置かれるものとし、その目的、組織、所掌事務、委員その他の職員については、道路運送法(これに基く命令を含む。)に別段の定がある場合の外、政令で定める。

2 運輸審議会は、その職務を行うため必要があるときは、道路運送審議会に対し、報告をさせ、情報若しくは資料の提出を求め、調査を命じ、又は意見を徴することができる。

第三章 外局

(外局の設置)

第五十六條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて、運輸省に置かれる外局は、左の通りとする。

- 船員労働委員会
- 海上保安廳
- 海難審判廳

第一節 船員労働委員会

(船員労働委員会)

第五十七條 船員労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、労働組合法(昭和二十年法律第五十一号)(これに基く命令を含む。)、労働関係調整法(これに基く命令を含む。))及び船員法(これに基く

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第五十四條及び附則第十七項から附則第十九項までの規定は、昭和二十四年八月一日から施行し、第六條第一項第七号、第九号、第十一号及び第十二号の規定のうち自動車運送事業に関する部分、第五十五條並びに附則第二十項の規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。

(運輸審議会の委員の任命のための事前措置)

2 第九條第一項の規定による運輸審議会の委員の任命のために必要な行爲は、前項の規定にかかわらず、昭和二十四年六月一日前においても行うことができる。

(運輸審議会の最初の委員)

3 この法律施行の際國會が閉会中である場合においては、内閣総理大臣は、第九條第一項の規定にかかわらず、兩議院の同意を得ないで運輸審議会の最初の委員を任命することができる。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により運輸審議会の委員を任命したときは、任命の後最初に召集される國會において、当該委員の任命について、兩議院の承認を求めなければならない。兩議院の承認が得られなかつたときは、内閣総理大臣は、第十一條の規定にかかわらず、当該委員を遅滞なく罷免しなければならない。

(道路運送監理事務所に關する暫定措置)

5 道路運送監理事務所は、道路運送法の定めるところにより、本

省の地方支分部局として置かれるものとする。

6 前項の道路運送監理事務所の長は、陸運局の長の指揮をも受けるものとする。

(道路運送審議会に関する暫定措置)

7 昭和二十四年十二月三十一日まで道路運送法第八條に規定する中央道路運送審議会は運輸省の、地方道路運送審議会は陸運局の附属機関とする。

(物價統制令との関係)

8 この法律の規定は、物價統制令(昭和二十二年勅令第百十八号)(これに基づく命令を含む。以下同じ。)の規定にならぬの影響を及ぼすものではない。

9 内閣総理大臣又は物價廳長官は、運送賃、保管料その他の運輸に関する給付の対價である財産的給付に関するものについて物價統制令に基づく措置をするときは、運輸大臣の意見を徴するものとする。

(他の法令の廃止)

10 左に掲げる勅令は、廃止する。但し、法律(これに基づく命令を含む。)に別段の定のある場合を除く外、従前の機関及びその職員は、この法律に基づく相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

運輸省官制(昭和十八年勅令第百二十九号)

臨時に運輸省に運輸省顧問を置くの件(昭和二十一年勅令第七十九号)

14 第十七條中「鉄道局長」を「陸運局長」に改める。

14 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二條から第五條まで及び第十一條中「交通事業調整委員会」を「交通事業調整審議会」に改める。

15 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四條中「鉄道局長」を「陸運局長」に改める。

16 道路運送法の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「都府縣」を「府縣」に、「都府縣廳の所在地、札幌市、」を「陸運局の所在する都府縣以外の府縣の府縣廳の所在地、」に、「同條第四項中「前二項」を「前項」に、同條第五項第一号中「道路運送監理事務所長」を「陸運局長及び道路運送監理事務所長」に、「同項第二号中「道路運送監理事務所長」を「陸運局長、道路運送監理事務所長」に、同條第六項第一号中「道路運送監理事務所長」を「陸運局長及び道路運送監理事務所長」に改め、同條第三項を削る。

第八條中「道路運送委員会」、「中央道路運送委員会」及び「地方道路運送委員会」をそれぞれ「道路運送審議会」、「中央道路運送審議会」及び「地方道路運送審議会」に改め、同條第二項中「第四條第三項に規定する一定区域」を「陸運局」に改める。

17 道路運送法の一部を次のように改正する。

第四條第四項第一号中「及び道路運送監理事務所長」を、同項第二号中「道路運送監理事務所長」を、同條第五項第一号中「及び道

運輸部内臨時職員等設置制(昭和十八年勅令第百三十号)

臨時に運輸省に三級の運輸事務官又は運輸技官を置くの件(昭和二十一年勅令第百二十九号)

氣象官署官制(昭和十四年勅令第七百四十号)

鐵道技術研究所官制(昭和十七年勅令第百五十八号)

船舶試験所官制(昭和十六年勅令第千四百四十五号)

海務学院官制(昭和二十年勅令第百七十一号)

高等商船学校官制(昭和十六年勅令第千四百四十六号)

海技専門学院官制(昭和二十年勅令第百六十七号)

商船学校官制(昭和十六年勅令第千四百四十七号)

航海訓練所官制(昭和十八年勅令第百六十三号)

海員養成所官制(昭和十四年勅令第百五十八号)

海運局官制(昭和十八年勅令第百三十二号)

海事審議会官制(昭和十六年勅令第百二十九号)

港灣委員会官制(昭和二十二年勅令第百十六号)

11 前項但書の規定は、職員の設定に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

(他の法令の改正)

12 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のやうに改正する。

第二十五條中「鉄道局長」を「陸運局長」に改める。

13 小運送業法(昭和十二年法律第四十五号)の一部を次のやうに改正する。

18 路運送監理事務所長」を削り、同條第二項及び第三項を削る。

やむを得ない必要があるときは、運輸大臣は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十六條第四項の規定にかかわらず、國會の承認を得ないで陸運局の分室を設置することができ

19 運輸大臣が、前項の規定により陸運局の分室を設置したときは、設置の後最初に召集される國會において、内閣総理大臣は、当該陸運局の分室の設置についてその承認を求めなければならない。國會の承認が得られなかつたときは、運輸大臣は、当該陸運局の分室を遅滞なく廃止しなければならない。

20 道路運送法の一部を次のように改正する。

第八條中第二項から第五項までを次のやうに改める。

道路運送審議会は、陸運局ごとに、これを置く。

道路運送審議会は、委員若干人をもつて、これを組織する。

道路運送審議会に委員の互選による委員長を置く。

道路運送審議会の委員は、各都道府縣知事の推薦に基づく運輸大臣の申出により内閣総理大臣が、これを命ずる。

第八條第十三項中「行政官廳」を「陸運局長」に改め、第一号及び

第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五

号を第三号とする。

21 船員職業安定法の一部を次のやうに改正する。

第七條の見出しを「(企画及び監督)」に改め、同條中「運輸省海運總局長官(以下海運總局長官という。）」は、運輸大臣の指揮監督を受け、」を「運輸大臣は、」に改める。

第十三條、第十四條及び第六十一條中「海運総局長官」を「運輸大臣」に改める。

船舶運航管理令の一部を次のように改正する。
第二十條第一項第四号中「運輸省海運総局長官」を「運輸省海運局長」に改める。

参照

○道路運送法（昭和二十二年十二月十六日法律第百九十一号）

第四條（第二項） この法律において行政官廳の職権に属させた事項の一部で都府縣の区域内又は政令の定める道内の区域内にお

府縣

けるものを掌理させるため、都府縣廳の所在地、札幌市、函館

陸運局の所在する都府縣以外

の府縣の府縣廳の所在地

市、室蘭市、帯廣市、釧路市、北見市及び旭川市に道路運送監

理事務所を置く。

同條（第三項） 前項の道路運送監理事務所中特定の道路運送監

理事務所は、前項に規定する事項の外、政令の定めるところによ

り、この法律において行政官廳の職権に属させた事項の一部で

一定の区域内における二以上の都府縣の区域又は二以上の前項

に規定する政令の定める道内の区域にわたるものその他の事項

を掌理することができる。

同條（第四項） 前二項に規定するものの外、道路運送監理事務所

前項

に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

同條（第五項） この法律に規定する主務大臣の職権の一部は、政

令の定めるところにより、左の各号の区分に従い、各々その号

に定める下級行政廳に委任することができる。

一 第三章及び第七章に規定する職権については道路運送監理

陸運局長及び

事務所長

道路運送監理事務所長

二 第五章に規定する職権については道路運送監理事務所長及

陸運局長、道路運送監理

事務所長

び都道府縣知事

同條（第六項） 第五章及び第八章に規定する行政廳は、政令の定

める場合を除いて、左の各号に定める区分による。

一 貨物軽車両運送事業に關する事項及び自動車に關する第八

章に規定する事項については道路運送監理事務所長

陸運局長及び道路運送監理事務

所長

二 旅客輕車両運送事業に關する事項及び旅客輕車両に關する

第八章に規定する事項については都の区の長又は市町村長

三 自動車道の工事のためにする土地の立入及び使用に關する

事項については都道府縣知事

第八條（第一項） この法律の適正な運用を図るため、道路運送委

員会を置く。

員会

同條（第二項） 道路運送委員会は、中央道路運送委員会及び地方

道路審議会 中央道路運送審議会 地方道

道路運送委員会とし、地方道路委員会は、第四條第三項に規定す

る一定区域ごとにこれを置く。

同條（第三項） 中央道路委員会は、委員九人を以て、地方道路委

員会は、委員若干人を以てこれを組織する。

中央道路運送審議会 地方道路審

議会

同條（第四項） 道路運送委員会に委員の互選による委員長を置く。

道路運送審議会

同條（第五項） 中央道路運送委員会の委員は、地方道路運送委員会

の委員長を以てこれに充て、地方道路運送委員会の委員は、

各都道府縣知事の推薦に基く運輸大臣の申出により、内閣総理

大臣が、これを命ずる。

（註） 右道路運送法の改正中附則十六項によるものは右側に

線にて表示し、且つ、その改正字句を左側に傍記し、第

運輸省設置法

十七項又は第二十項による改正は右側に線を附してこれを

を區別した。

同條（第十三項） 行政官廳は、左の事項で重要なものは、道路運

送委員会の意見を徴し、その意見を尊重してこれをしなければ

ならない。

一 この法律を改正する法律案及びこの法律に基く政令案の立

案並びにこの法律に基く命令の制定及び改正

二 自動車運送事業の免許に關する基準の設定及び変更

三 自動車運送事業の免許

四 自動車運送事業の停止及び免許の取消

五 自動車運送事業に係る第五十條第一項の協議に対する承諾

○船員職業安定法（昭和二十三年七月十日法律第百三十号）

（海運総局長官の業務）

第七條 運輸省海運総局長官（以下海運総局長官という。）は、運

輸大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に關する事項につい

て海運局長を指揮監督するとともに、公共船員職業安定所の指

揮監督に關する基準の制定、海上企業における船員募集計画の

樹立及び実施、失業対策の企画及び実施、海上労働力の需要供

給の調整、職業指導及び船員職業補導に關する政策の樹立その

他この法律の施行に關し必要な事務を掌り、所属職員を指揮監

督する。

第十三條 海運総局長官は、公共職業安定所の海上労働力の需要

行政機関職員定員法

供給に関する調査報告により、雇用及び失業の状況に関する資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基づいて、海上労働力の需要供給の調整を図り、もって雇用量を増大することに努めなければならない。

第十四條 海運総局長官は、船員の募集、選考、配置轉換等に関する問題の処理について、船舶所有者から指導を求められた場合においては、船員の職業に関する調査の結果に基づいて、その処理に必要な資料、方法及び基準を指示し、もって海上企業の進展に奉仕することに努めなければならない。

第六十一條 公共職業安定所の業務又は政府以外の者の行う船員の職業紹介、募集若しくは船員労働供給事業に関し船員、船舶所有者その他の者から知り得た船員又は船舶所有者の個人的情報は、すべて秘密とし、何人もこれを他にもらしてはならない。但し、海運総局長官の指示に基づいて公表する場合は、この限りでない。

◎行政機関職員定員法

昭和二十四年五月三十一日公布
法律第百二十六号
昭和二十四年六月一日一部施行
同年七月一日一部施行

(内閣総理以下各主任大臣署名)

行政機関職員定員法

(定義)

第一條 この法律において「行政機関」とは、総理府、法務府、各

省、経済安定本部及びこれらの外局をいい、「職員」とは、附則第四項及び第六項から第十項までに規定する場合を除き、行政機関に常時勤務する国家公務員で一般職に属する者(二箇月以内の期間を定めて雇傭される者を除く)をいう。

(各行政機関の職員の定員)

第二條 各行政機関の職員の定員は、左に掲げる通りとする。

行政機関の区分	定員	備考
本府	二、二六〇人	
統計委員会	六三人	
公正取引委員会	三三三人	
全国選挙管理委員会	四八人	
国家公安委員会	四七、〇〇一人	うち三〇、〇〇人は、警察官とする。
国家地方警察	一一二二人	
国家消防防廳	六〇人	
公職資格試験願審査委員会	四四人	
外国為替管理委員会	九二八人	
宮内廳	六、九四一人	
特別調達廳	一七二人	
賠償廳	六六人	
行政管理廳	一〇五人	
地方自治廳	五八、一三三人	
計	五八、一三三人	

法務府	外務省	大藏省	文部省	厚生省	農林省
本府	本省	計	本省	本省	本省
中央更生保護委員会 司法試験管理委員会	一、五五六人	証券取引委員会 國稅廳 造幣廳 印刷廳	六三、〇九〇人	引揚援護廳	食糧廳
四〇、八七六人 一、〇二九人	四一、九〇五人	八五、〇一四人	四〇、二九七人 五、〇六六人	計	計
七六人は、檢察廳の職員とする。			うち六〇、九四〇人は、國立学校の職員とする。		

行政機関職員定員法

通商産業省	運輸省	郵政省	電気通信省
本省	本省	本省	本省
資源廳 工業技術廳 特許廳 中小企業廳	船員労働委員会 海上保安廳 海難審判廳	計	電波廳 航空保安廳
一三、八八二人 二、三三三人 四、三六五人 五四五人 九四人	一八、四三五人 五九人 八、一三七人 七三人	二二、二五九人	計
うち一八三人は、鉱務監督官とする。		二六、七〇四人	一四三、七三三人

労働省	本省	一九、八八一人
	中央労働委員会 公共企業体仲裁 委員会 国有鉄道中央調 停委員会 専賣公社中央調 停委員会 国有鉄道地方調 停委員会 専賣公社地方調 停委員会	九九人 一九人 一五人 一人 六三人 四五人
建設省	本省	二〇、一三三人
経済安 定本部	本部	一〇、九〇七人
	物價廳 經濟調査廳 外資委員会	一、二四八人 八五八人 三、七一九人 一人
合計	合計	八七三、二三七人

2 引揚援護廳の職員は、前項の規定にかかわらず、引揚援護事務の状況により、特に必要がある場合においては、予算の定める範囲内において、政令の定めるところにより、増加することができる。

3 第一項に定める職員の定員の外、当分の間、終戦処理業務費、

- 3 各行政機関の職員は、その数が昭和二十四年十月一日において、第二條に規定する定員をこえないように、同年九月三十日までの間に、逐次整理されるものとし、それまでの間は、同條の定員をこえる員数の職員は、定員の外にあるものとする。
- 4 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八條に規定する都道府縣の職員(雇傭人を含む)の定員は、同法に基く政令の定めるところによるものとし、当該職員については、前項の規定を準用する。
- 5 國家公務員法第八十九條から第九十二條までの規定は、前二項の規定により降任され、又は免職された職員については、適用しない。
- 6 日本專賣公社の職員は、その数が昭和二十四年十月一日において、三万八千四百十四人をこえないように、同年九月三十日までの間に、逐次整理されるものとする。
- 7 日本國有鉄道の職員は、その数が昭和二十四年十月一日において、五十六万七千三百三十四人をこえないように、同年九月三十日までの間に、逐次整理されるものとする。
- 8 日本專賣公社及び日本國有鉄道の總裁は、前二項の規定による整理を実施する場合においては、その職員をその意に反して降任し、又は免職することができる。
- 9 公共企業体労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第八條第二項及び第十九條の規定は、前三項の場合には、適用しない。

行政機関職員定員法

特殊財産処理附帶事務費、連合國財産返還費、りやく奪物件返還費、賠償施設処理附帶事務費及び賠償施設管理費の支弁に係る事務に従事させるため、各行政機関を通じて五千四百六人以内の職員を置くことができる。

4 前項の職員の各行政機関別の定数は、政令で定める。
(内部部局、地方支分部局及び附屬機関別の職員の定数)

第三條 各行政機関に置かれる職員の各内部部局、各地方支分部局及び各附屬機関別の定数は、前條第一項に掲げる当該行政機関の定員の範囲内において、それぞれ總理府令、法務府令、省令又は經濟安定本部令で定める。但し、法律に別段の定のある場合は、この限りでない。

(在職職員数の報告)

第四條 各行政機関の長は、毎月一日現在において、当該行政機関に在職する職員の数、行政管理廳長官に報告しなければならない。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、この法律の規定中、中央更生保護委員会に関する部分については、同年七月一日から施行し、通商産業省に関する部分については、通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二号)施行の日から適用する。

2 法務府の本府の定員は、昭和二十四年六月三十日までの間は、第二條第一項の規定にかかわらず、四万四千八百五十四人とする。

- 10 日本專賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第十七條の二の規定は、第六項の規定による整理により退職する日本專賣公社の職員については、適用しない。
- 11 第三項、第四項、第六項及び第七項の規定による整理により退職する者に対して支給する退職手当については、昭和二十四年度予算の範囲内において、恩給法(大正十二年法律第四十八号)、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)及び労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)に基く給與その他の給付との關係を考慮して、政令で定める。
- 12 未帰還職員に関する取扱については、なお従前の例による。日本專賣公社及び日本國有鉄道の未帰還職員に関する取扱も、これに準ずるものとする。
- 13 國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律(昭和二十三年法律第三十号)及び行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十七号)は、廃止する。

参照

○國家公務員法 (昭和二十二年十月二十一日法律第百二十号)
(職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付)
第八十九條 職員に対し、その意に反して、降給し、降任し、休

行政機関職員定員法

職し、免職し、その他これに對しいちじるしく不利益な処分を行ひ、又は懲戒処分を行はうとするときは、その処分を行う者は、その職員に對し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならぬ。

(審査請求)

第九十條 前條第一項に規定するいぢるしく不利益な処分を受けたと
思料する場合には、同項の説明書の交付を請求することができる。

(調査)

第九十一條 前條に規定する請求を受理したときは、人事院又はその機関は、ただちにその事案を調査しなければならない。

2 前項に規定する場合において、処分を受けた職員から請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、その職員から請求があつたときは、公開して行わなければならない。

- 二 就業規則
三 時間外割増賃金
四 休日及び休暇
五 懲戒規則並びに昇給、降職、轉職、免職、休停職及び先任権の基準に関する規則
六 苦情処理機関
七 安全
八 労働協議の終期、更新及び延長

(苦情処理共同調整会議)

第十九條 苦情処理共同調整会議は、公共企業体の代表者二名と職員の代表者二名とをもつて構成し、第十條又は第十一條に基いて指定された各單位ごとに設置する。苦情処理共同調整会議は、日常の作業條件から起る職員の苦情を適当に解決しなければならぬ。

2 苦情処理調整会議の権限及び運用の細目は、公共企業体と職員の交渉委員の間で交渉で定める。

○日本専賣公社法 (昭和二十三年十二月二十日法律第二百五十五号)

第十七條之二 (本書法律第六十一号日本専賣會社法の一部を改正する法律)

行政機関職員定員法の施行に伴う關係法令の整理に関する法律

し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

(調査の結果採るべき措置)

第九十二條 前條に規定する調査の結果、処分を行うべき事由のあることが判明したときは、人事院は、その処分を承認し、又はその裁量により修正しなければならない。

2 前項に規定する調査の結果、その職員に処分を受けるべき事由のないことが判明したときは、人事院は、その処分を取り消し、職員としての権利を回復するために必要で、且つ、適切な処置をなし、及びその職員がその処分によつて受けた不当な処置を是正しなければならぬ。人事院は、職員がその処分によつて失つた俸給の弁済を受けるように指示しなければならぬ。

3 前二項の判定は、最終のものであつて、人事院規則の定めるところにより、人事院によつてのみ審査される。

○公共企業体労働關係法 (昭和二十三年十二月二十日法律第二百五十七号)

(団体交渉の範囲)

第八條(第一項) 公共企業体の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

同條(第二項) 第四條の規定により組合に加入できない者以外の職員に関する左に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに關し労働協約を締結することを妨げない。

- 一 賃金、労働時間及び労働條件

○行政機関職員定員法の施行に伴う關係法令の整理に関する法律

昭和二十四年五月三十一日公布 内閣總理・大藏大臣・法律 第百三十三号 務総裁・厚生・農林・逓信・労働大臣署名 昭和二十四年六月一日施行

行政機関職員定員法の施行に伴う關係法令の整理に関する法律

第一條 全國選挙管理委員會法(昭和二十二年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「政令の定めるところにより」を削り、同條第三項を削る。

第二條 外國爲替管理委員會令(昭和二十四年政令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、同項中「第二項の」を「事務局に置かれる」に改め、第五項を削り、第六項及び第七項をそれぞれ第三項及び第四項とする。

第三條 日本學術會議法(昭和二十三年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「政令の定めるところにより」を削る。

第四條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一百七十一條第一項中「政令の定めるところにより」を削り、同

行政機関職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

條第二項及び第四項を削る。

第五條 国立光明寮設置法(昭和二十三年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三條 削除

第六條 引揚援護廳設置令(昭和二十三年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十三條の見出しを(職員)に改め、同條第一項を次のように改める。

引揚援護廳に長官の外、次長一人その他所要の職員を置く。

第十四條から第十六條までを次のように改める。

第十四條 削除

(次長)

第十五條 次長は、長官を助け、廳務を整理する。

第十六條 削除

第七條 農地開発営團の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律(昭和二十二年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三條 削除

第八條 左に掲げる法令は、廃止する。

統計委員会官制(昭和二十一年勅令第六百十九号)

公正取引委員会事務局官制(昭和二十二年政令第三百三十九号)

専任十九人	二級
専任十一人	三級
総理廳技官	
専任一人	二級
専任二人	三級

同條(第三項) 局長は、一級の総理廳事務官をもつて充てる。

同條(第四項) 第二項の職員中には会計及び統計に関する専門家を加えなければならない。

同條(第五項) 事務局には、第二項の職員の外、七人をこえない範囲内で、補助のため必要な職員をおくことができる。

○日本学術会議法 (昭和二十三年七月十日 法律第二百一十一号)

第十六條(第二項) 事務局に、政令の定めるところにより、局長その他所要の職員を置く。

○証券取引法 (昭和二十三年四月十三日 法律第二十五号)

第七十一條(第一項) 証券取引委員会の事務を処理させるため、証券取引委員会に事務局を附置し、政令の定めるところにより所要の職員を置く。

同條(第二項) 前項の職員は、これを二級、三級、又は四級の官吏とする。

同條(第四項) 証券取引委員会事務局の内部組織は、証券取引委員会がこれを定める。

行政機関職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

全國選挙管理委員会事務局令(昭和二十二年政令第三百三十六号)

地方財政委員会事務局令(昭和二十三年政令第三号)

科学技術行政協議会事務局定員令(昭和二十三年政令第三百八十九号)

檢察廳職員定員令(昭和二十二年政令第三十六号)

通信部内臨時職員設置制(昭和二十二年勅令第九十六号)

労働省設置法施行令(昭和二十二年政令第七十三号)

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

参照

○全國選挙管理委員会法 (昭和二十二年十二月七日 法律第五十四号)

第十六條(第二項) 事務局には、局長の外政令の定めるところにより所要の職員を置く。

同條(第三項) 前項の職員は、これを官吏とする。

○外國爲替管理委員会令 (昭和二十四年三月十六日 政令第五十三号)

第十條(第二項) 事務局に左の職員を置く。

局長	一級
総理廳事務官	
専任一人	一級

○国立光明寮設置法 (昭和二十三年七月十五日 法律第六十二号)

第三條 国立光明寮に置かるべき職員に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

○引揚援護廳設置令 (昭和二十三年五月二十九日 政令第二百二十四号)

(職員の種類及び定員)
第十三條(第一項) 引揚援護廳に左の職員を置く。

次長一人 一級
局長

地方引揚援護局長一級

厚生事務官又は厚生技官

 専任九人 一級

 専任五百五十四人 二級

 専任千二百二十九人 三級

(長官)

第十四條 長官は、厚生大臣の指揮監督を受け、廳務を統督し、三級官以下の進退を専行する。

(次長)

第十五條 次長は、長官を助け、長官に事故があるときは、その職務を代理する。

(局長)

第十六條 局長は、一級の厚生事務官のうちから、厚生大臣がこ

労働省設置法

局長は、上官の命を受け、局務を掌理する。

○農地開発團の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律

(昭和二十二年十二月十三日法律第百七十六号)

第三條 政府は、農地開発法(昭和十六年法律第六十五号)第四十條の規定及び政府の委託により農地開発團が行つていた農地開発事業を自ら行うため、政令の定めるところにより、農林省の職員を増置することができる。

二 全部改正法

◎労働省設置法

昭和二十四年五月三十一日公布
法律第百六十二号 (労働大)
昭和二十四年六月一日施行 (臣署名)

労働省設置法

労働省設置法(昭和二十二年法律第九十七号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一條―第四條)

第二章 本省

第一節 内部部局(第五條―第十條)

第二節 附属機関(第十一條―第十三條)

- 一 労働条件の向上及び労働者の保護
- 二 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整
- 三 職業の紹介、指導、補導その他労務需給の調整
- 四 失業対策
- 五 労働統計調査
- 六 前各号に掲げるものを除く外、労働者の福祉の増進及び職業の確保
- 七 労働者災害補償保険事業
- 八 失業保険事業
- 九 (労働省の権限)

第四條 労働省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するために、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

労働省設置法

第三節 地方支分部局(第十四條―第十九條)

第一款 都道府県労働基準局(第十五條・第十六條)

第二款 労働基準監督署(第十七條)

第三款 公共職業安定所(第十八條・第十九條)

第三章 外局(第二十條)

第四章 職員(第二十一條・第二十二條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、労働省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基づいて、労働省を設置する。

2 労働省の長は、労働大臣とする。

(労働省の任務)

第三條 労働省は、労働者の福祉と職業の確保とを図り、もつて経済の興隆と国民生活の安定とに寄與するために、左に掲げる國の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 労働組合に関する事務、労働関係の調整及び労働に関する啓蒙、宣傳

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二 労働省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に係る公益法人につき許可若しくは認可を與え、又はその許可を取り消すこと。

十四 都道府県知事が行う労働組合の資格に関する決定又は規約の変更命令に対する異議の申立を却下し、又は取り消すこと。

十五 労働協約を、二以上の都道府県にわたる地域における同種の労働者及び使用者に適用することを決定すること。

十六 特別労働委員会の名称、位置、管轄区域、所掌事務、委員の定数を定めること。

十七 労働組合法(昭和二十年法律第五十一号)(これに基く命令を含む。)及び労働関係調整法(昭和二十二年法律第二十五号)(これに基く命令を含む。)に定める都道府県知事の職務を、行政官廳として行わせること。

十八 労働関係調整法に定める公益事業を追加指定すること。

十九 公益事業等に関する労働争議につき、労働委員会に調停を

請求する都道府県知事の職権を、自ら行い、若しくはその指定する都道府県知事をして行わせ、又は労働大臣の職権をその指定する都道府県知事をして行わせること。

二十 公共企業体の職員に関する労働組合について、その資格に関する決定又は規約の変更を行い、及びその組合の解散を裁判所に申し立てること。

二十一 日本国有鉄道及び日本専賣公社の労働関係に関し、それぞれ国有鉄道調停委員会及び専賣公社調停委員会に調停の請求をすること。

二十二 公共企業体仲裁委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合において、内閣総理大臣に対して委員の罷免を求めること。

二十三 公共企業体仲裁委員会に仲裁の請求をすること。

二十四 労働に関する団体の役員への就職を禁止される者の範囲を定め、又はその禁止を免除すること。

二十五 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に基づいて、臨検、尋問、許可、認可、認定、審査又は仲裁を行うこと。

二十六 一定の事業又は職業に従事する労働者について、最低賃金を定めること。

二十七 特に危険な作業を必要とする機械及び器具の性能検査を行うこと。

二十八 使用者に対して、安全管理者及び衛生管理者の増員又は

三十八 有料で又は営利を目的として美術、音楽、演藝その他特別の技術を必要とする職業について行う職業紹介事業及び無料の職業紹介事業に許可を與えること。

三十九 文書以外の方法により行う労働者の募集に許可を與えること。

四十 文書により行う労働者の募集に関し、募集地域又は募集時期について、制限すること。

四十一 労働組合法による労働組合の行う無料の労働者供給事業に許可を與えること。

四十二 労働者を雇用する者から、労働者の雇入又は離職の状況、労働条件等職業安定に関し、必要な報告を求めること。

四十三 職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者に対し、事業又は業務に関する報告を求めること。

四十四 失業保険の任意適用事業の事業主が包括加入又は包括脱退の申請をした場合に、これを許可すること。

四十五 失業保険の保険料を徴収すること。

四十六 失業保険に関し、事業主、被保険者その他の関係者をして必要な報告若しくは文書の提出をさせ、又は出頭させること。

四十七 失業対策事業について、事業の開始又は停止の時期等を定めること。

四十八 公共事業又は失業対策事業の事業主体又は施行主体から、労働者の雇入又は離職の状況等に関し、必要な報告をさせ

解任を命ずること。

二十九 労働者の安全及び衛生に必要があると認める場合において、特定の事業における建設物等の工事の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずること。

三十 労働者を就職させる事業の建設物、寄宿舎その他の附属建設物若しくは設備又は原料若しくは材料が、安全及び衛生に關し定められた基準に反する場合において、使用者及び労働者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずること。

三十一 労働契約が未成年者に不利であると認める場合において、将来に向つてこれを解除すること。

三十二 労働者の災害補償に関し、審査又は仲裁のために必要があると認める場合において、医師に診断又は検案をさせること。

三十三 法令又は労働協約にてい觸する就業規則の変更を命ずること。

三十四 労働基準法の施行に関して、使用者又は労働者に必要な事項について報告又は出頭することを要求すること。

三十五 労働者災害補償保険の任意適用事業の事業主が保険加入又は脱退の申込をした場合に、これに承諾を與えること。

三十六 労働者災害補償保険の保険料を徴収すること。

三十七 労働者災害補償保険に関し、事業主、被保険者その他の関係者をして、報告若しくは文書の提出をさせ、又は出頭させること。

ること。

四十九 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む。)に基き、労働省に属せしめられた権限。

第二章 本省

第一節 内部部局

第五條 本省に、大臣官房及び左の四局を置く。

労働政局

労働基準局

婦人少年局

職業安定局

2 大臣官房に労働統計調査部を置く。

(大臣官房の事務)

第六條 大臣官房においては、労働省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 大臣の官印及び省印を管守すること。

四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
- 八 行政の考査を行うこと。
- 九 渉外事務に関すること。
- 十 公報に関すること。
- 十一 法令案の審査その他総合調整に関すること。
- 十二 労働組合、労働争議その他労働問題に関する定期統計を作成し、刊行すること。
- 十三 労働条件に関する定期統計を作成し、刊行すること。
- 十四 賃金、給料その他給與に関する定期統計を作成し、刊行すること。
- 十五 労働者生計費に関する定期統計を作成し、刊行すること。
- 十六 職業に関する定期統計を作成し、刊行すること。
- 十七 内外労働事情に関する資料の収集、整理、分析を行い、その結果を刊行すること。
- 十八 労働者の生活、給與及び雇用に関する経済問題に関する調査を行い、その結果を刊行すること。
- 十九 前各号に掲げるものの外、労働省の所掌事務で、他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。
- 2 労働統計調査部は、前項第十二号から第十八号までに掲げる事務をつかさどる。

(労働省の事務)

第七條 労働省においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働組合法及び労働関係調整法の施行に関すること。但し、務を除く。
- 二 労働衛生に関すること。但し、鉱山における通氣及び災害時の救護に関する事務を除く。
- 三 労働者災害補償に関すること。
- 四 労働者災害補償特別会計の経理を行うこと。
- 五 労働者災害補償特別会計の経理を行うこと。
- 六 労働能率の増進を図ること。
- 七 労働者の福利厚生を図ること。
- 八 工場、鉱山その他の場所における労働条件及び労働者の保護に関する監督を行うこと。
- 九 産業安全研究所の管理及び監督を行うこと。
- 十 前各号に掲げるものの外、労働基準法及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の施行に関すること。その他労働条件及び労働者の保護に関すること、他の所掌に属しない事務に関すること。

(婦人少年局の事務)

第九條 婦人少年局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 婦人及び年少労働者に特殊な労働条件の向上及び保護を図ること。
- 二 児童の使用禁止に関すること。
- 三 家族労働問題及び家事使用人に関すること。
- 四 前各号に掲げるものの外、婦人及び年少労働者に特殊な労働問題に関すること。

労働省設置法

- 労働委員会が行う労働組合法第六條、第八條、第十五條、第二十四條(第三十一條の規定により準用する場合を含む。)第二十七條第二項、第二十八條、第二十九條及び第三十三條第二項に規定する事務、労働組合法施行令(昭和二十一年勅令第八八号)第三十六條第三項から第五項までに規定する事務、労働関係調整法第八條第二項、第四十條但書及び第四十二條に規定する事務並びに労働組合法及び労働関係調整法に基く労働争議のあつ旋、調停及び仲裁の事務を除く。
- 二 公共企業体労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)に基き、労働大臣及び労働省の権限に属する事務を行うこと。
- 三 法令に基き、労働大臣の権限に属する労働委員会、公共企業体仲裁委員会、國有鉄道中央調停委員会、專賣公社中央調停委員会、國有鉄道地方調停委員会及び專賣公社地方調停委員会に関する事務を行うこと。
- 四 労働組合及び労働関係の調整に関する啓蒙、宣傳を行うこと。
- 五 前各号に掲げるものの外、労働組合その他労働に関する団体及び労働関係の調整に関すること、他の所掌に属しない事務に関すること。

(労働基準局の事務)

第八條 労働基準局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 賃金、労働時間及び休息に関すること。
- 二 産業安全に関すること。但し、鉱山における保安に関する事務を除く。
- 三 労働者の家族問題に関すること。但し、法律に基いて他省の所掌に属せしめられたものを除く。
- 四 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整を行うこと。但し、婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基いて、その所掌に属せしめられた事務を行うことを妨げるものではない。

(職業安定局の事務)

第十條 職業安定局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 國民の労働力を最も有効に發揮させるために必要な計画を樹立すること。
- 二 職業の紹介、指導及び補導その他労務需給の調整に関すること。
- 三 労働者供給事業の禁止及び労働者の募集に関すること。
- 四 失業対策に関すること。
- 五 失業保険事業を行うこと。
- 六 失業保険特別会計の経理を行うこと。
- 七 前各号に掲げるものの外、職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)、失業保険法(昭和二十四年法律第八十九号)及び緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)の施行に関すること、その他職業に関すること、他の所掌に属しない事務に関すること。

第二節 附属機関

労働省設置法

(附属機関)

第十一條 第十三條に規定するものの外、本省に左の附属機関を置く。

産業安全研究所

(産業安全研究所)

第十二條 産業安全研究所は、工場事業場における災害予防の調査研究を行う機関とする。

2 産業安全研究所は、東京都に置く。

3 産業安全研究所の内部組織は、労働省令で定める。

(その他の附属機関)

第十三條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

名称	目的
船員労働連絡会議	船員の労働に関する行政の重要事項に 関し、労働省の所管行政との連絡統一 を図ること。
労働教育審議会	労働教育に関し、調査審議すること。
中央賃金審議会	労働大臣の求に應じ、最低賃金に關す る事項を調査審議して意見を提出する こと。
技能者養成審議会	労働基準法第七十條の規定に基いて発 する命令に関する事項その他技能者の 養成に関する重要事項を調査審議する こと。
中央労働基準審議会	労働大臣の諮問に應じ、労働基準法の施 行及び改正に関する事項を審議するこ と。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

(地方支分部局)

第十四條 本省に、左の地方支分部局を置く。

都道府県労働基準局

労働基準監督署

公共職業安定所

第一款 都道府県労働基準局

(都道府県労働基準局)

第十五條 都道府県労働基準局の名称、位置及び管轄区域は、労働基準法(これに基く命令を含む。)、その所掌事務及び権限は、労働基準法(これに基く命令を含む。))及び労働者災害補償保険法(これに基く命令を含む。))の定めるところによる。

2 都道府県労働基準局は、前項に定めるものの外、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 労働者災害補償保険法を施行すること。
 - 二 労働能率の増進を図ること。
 - 三 労働者の福利厚生を図ること。
 - 四 賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計を作成すること。
- 3 都道府県労働基準局長は、前項第四号に掲げる事務のうち、本

労働省設置法

労働基準監督官分限審議会	労働基準監督官の罷免について、同意を與えること。
労働者災害補償保険審議会	労働者災害補償保険事業の運営に關する重要事項を審議すること。
中央特殊技能試験審議会	労働大臣の諮問に應じ、労働基準法に基く特殊技能試験の基準に關し、調査審議すること。
安全装置性能審議会	労働基準法に基く安全装置の性能審査に關し、調査審議すること。
けい肺対策審議会	けい肺対策を調査審議すること。
婦人少年問題審議会	婦人少年問題に關し、調査審議すること。
中央職業安定審議会	公共職業安定所の業務その他職業安定法及び失業保険法の施行に關する重要事項を調査審議すること。
特別地区職業安定審議会	二以上の都道府県にわたる特別地区に關し、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に關する重要事項を調査審議すること。
職業安定連絡協議会	職業安定法に定める職業紹介、職業指導、職業補導、労働力の需要供給に關する調査又は労働者の募集に關し、関係官廳の事務の調整を図り、及び国民の労働力を最も有効に發揮させる方法を協議すること。
失業保険審査会	失業保険金の支給に關する失業保険審査官の決定について不服の申立を審査するのと同時に、失業保険料その他失業保険法の規定に対する訴訟を審査すること。
労働統計調査審議会	労働統計調査の企画及び実施に關し、調査審議すること。

省大臣官房の所掌に係る事務については、本省大臣官房労働統計調査部長の指揮監督を受けるものとする。

4 都道府県労働基準局の内部組織は、労働省令で定める。

(附属機関)

第十六條 左の表の上欄に掲げる機関は、都道府県労働基準局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

名称	目的
地方賃金審議会	都道府県労働基準局長の求に應じ、最低賃金に關する事項を調査審議して意見を提出すること。
労働者災害補償審査会	労働者の業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他労働基準法の定める災害補償の実施に關する異議の申立を審査又は仲裁すること。
地方労働基準審議会	都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。
労働者災害補償保険審査会	労働者災害補償保険の保険給付に關する決定についての不服の申立を審査すること。
地方特殊技能試験審議会	都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法に基く特殊技能試験に關し、調査審議すること。
衛生管理者試験審査会	都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法に基く衛生管理者試験に關し、調査審議すること。

労働省設置法

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基づく命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第二款 労働基準監督署

(労働基準監督署)

第十七條 労働基準監督署の名称、位置及び管轄区域は、労働基準法(これに基づく命令を含む。)、その所掌事務及び権限は、労働基準法(これに基づく命令を含む。))及び労働者災害補償保険法(これに基づく命令を含む。))の定めるところによる。

2 労働基準監督署は、前項に定めるものの外、労働者災害補償保険法の施行のうち、保険給付及び保険料算定基礎の調査に関する事務をつかさどる。

3 労働基準監督署の内部組織は、労働省令で定める。

第三款 公共職業安定所

(公共職業安定所)

第十八條 公共職業安定所の名称、位置及び管轄区域は、職業安定法(これに基づく命令を含む。)、その所掌事務及び権限は、職業安定法(これに基づく命令を含む。))失業保険法(これに基づく命令を含む。))及び緊急失業対策法(これに基づく命令を含む。))の定めるところによる。

2 公共職業安定所の内部組織は、労働省令で定める。

3 労働大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に、公共職業安定所の出張所を置くことができる。その名称、位置、管轄

区域及び内部組織は、労働省令で定める。

(附属機関)

第十九條 職業指導協議会は、公共職業安定所の附属機関として置かれるものとし、公共職業安定所長の諮問に應じ、職業指導に関する事項を調査審議することを目的とする。

2 職業指導協議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、職業安定法(これに基づく命令を含む。))の定めるところによる。

第三章 外局

(外局)

第二十條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて労働省に置かれる外局は、左の通りとする。

中央労働委員会

公共企業体仲裁委員会

国有鉄道中央調停委員会

専賣公社中央調停委員会

国有鉄道地方調停委員会

専賣公社地方調停委員会

2 中央労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、労働組合法(これに基づく命令を含む。))及び労働関係調整法(これに基づく命令を含む。))の定めるところによる。

3 公共企業体仲裁委員会、国有鉄道中央調停委員会及び専賣公社中央調停委員会の組織、所掌事務及び権限は、公共企業労働関係

法(これに基づく命令を含む。以下同じ。))の定めるところによる。

4 国有鉄道地方調停委員会及び専賣公社地方調停委員会の名称、位置、管轄区域、組織、所掌事務及び権限は、公共企業労働関係法の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)

第二十一條 労働省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の定めるところによる。

(定員)

第二十二條 労働省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
2 失業保険委員会官制(昭和二十二年政令第二百七十八号)は、廃止する。

参照

○労働組合法 (昭和二十年十二月二十二日法律第五十二号)

第六條 前條第一項ノ届出アリタル場合ニ於テ当該組合第二條ニ該当セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳之ヲ決定ス
第八條 規約法令ニ違反スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ労働委員会ノ決議ニ依リ行政官廳ハ其ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

労働省設置法

第十五條 労働組合法違反シ安寧秩序ヲ紊リタルトキハ労働委員会ノ申立ニ依リ裁判所ハ労働組合ノ解散ヲ爲スコトヲ得

第二十四條 一ノ地域ニ於テ従業スル同種ノ労働者ノ大部分ガ一ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ協約当事者ノ双方又ハ一方ノ申立ニ基キ労働委員会ノ決議ニ依リ行政官廳ハ当該地域ニ於テ従業スル他ノ同種ノ労働者及其ノ使用者モ当該労働協約(第二項ノ規定ニ依リ修正アリタルモノヲ含ム)ノ適用ヲ受クベキコトノ決定ヲ爲スコトヲ得協約当事者ノ申立ナキ場合ト雖モ行政官廳必要アリト認ムルトキ亦同シ

労働委員会前項ノ決議ヲ爲スニ付当該労働協約ニ不適当ナル定アリト認ムルトキハ修正スルコトヲ得

第二十七條(第二項) 労働委員会ハ労働条件ノ改善ニ関シ関係行政官廳ニ建議スルコトヲ得

第二十八條 労働委員会ハ公益上必要アリト認ムルトキ又ハ関係者ノ請求アルトキハ其ノ會議ヲ公開スルコトヲ得

第二十九條 労働委員会其ノ事務ヲ行フ爲必要アルトキハ使用者又ハ其ノ団体、労働組合其ノ他関係者ニ対シ出頭ヲ求め、報告ヲ徴シ若ハ必要ナル帳簿書類ノ提出ヲ求め又ハ委員若ハ第二十六條第四項ノ命令ヲ以テ定ムル職員(以下職員ト称ス)ヲシテ関係工場事業場ニ臨檢シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十三條(第一項) 第十一條ノ規定ニ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

同條(第二項) 前項ノ罪ハ労働委員会ノ請求ヲ待テ之ヲ論ズ

○労働組合施行令 (昭和二十一年二月二十七日) (勅令 第百八号)

第三十六條(第三項) 中央労働委員会ハ地方労働委員会ニ対シ地方労働委員会ノ事務処理ニ関スル基本方針及法令ノ解釈ニ付必要ナル一般指示ヲ爲スコトヲ得

同條(第四項) 中央労働委員会ハ地方労働委員会ニ対シ地方労働委員会ニ於テ処理シツアル事務ニ付期限ヲ指定シテ報告ヲ求メ法令ノ適用其ノ他当該事務ノ処理ニ関シ必要ト認ムル示唆又ハ助言ヲ爲スコトヲ得

同條(第五項) 中央労働委員会ハ地方労働委員会ニ於テ処理シツアル法第二十七條第一項第二号又ハ第三号ノ事務ニ関シ出席委員ノ三分ノ二以上ノ決議ニ依リ特ニ必要アリト認ムルトキハ労働大臣ニ対シ当該事務ノ中央労働委員会ヘノ移管ヲ求ムルコトコノ場合ニ於テ労働大臣ハ直ニ地方労働委員会ニ於ケル当該事務ノ処理ヲ停止シ当該地方労働委員会ノ意見ヲ聞キタル後中央労働委員会ノ請求ニ相当ノ理由アリト認ムルトキハ第二項ノ規定ニ依リ当該事務ヲ中央労働委員会ヲシテ掌ラシムルモノトス

○労働関係調整法 (昭和二十一年九月二十七日) (法律 第一一五号)

第八條(第二項) 主務大臣は、前項の事業の外、中央労働委員会ノ決議によつて、業務の停廃が國民經濟を著しく阻害し、又は公衆ノ日常生活を著しく危くする事業を、一年以内の期間を限り、公益事業として指定することができる。

第四十條 使用者は、この法律による労働争議の調整をなす場合において、労働者がなした発言又は労働者が争議行爲をなしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに對し不利益な取扱をすることはできない。但し、労働委員会ノ同意があつたときは、この限りでない。

第四十二條 第三十九條及び前條の罪は、労働委員会ノ請求を待つてこれを論ずる。

○労働基準法 (昭和二十二年四月七日) (法律 第四十九号)

(技能者の養成)

第七十條 長期の教習を必要とする特定の技能者を労働過程において養成するために必要がある場合においては、その教習方法、使用者の資格、契約期間、労働時間及び賃金に関する規定は、命令で定める。

前項の規定に基いて発する命令においては、その必要の限度で、第十四條の契約期間、第二十四條の賃金の支拂、第三十一條の最低賃金並びに第四十九條及び第六十三條の危険有害業務

の就業制限に関する規定について、別段の定をすることができ

三 一部改正法

◎國家行政組織法の一部を改正する法律

昭和二十四年三月三十一日公布
法律 第四十四号
昭和二十四年三月三十一日施行
(内閣総理以下各主任大臣署名)

國家行政組織法の一部を改正する法律

國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條、第二十五條及び第二十七條中「四月一日」を「六月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○國家行政組織法 (昭和二十三年七月十日) (法律 第二十号)

第二十三條 この法律は、昭和二十四年四月一日から、これを施行する。但し、第二十七條の規定は、公布の日から、これを施行する。

國家行政組織法の一部を改正する法律

◎國家行政組織法の一部を改正する法律

昭和二十四年五月三十一日公布
法律 第二百一十三号
昭和二十四年六月一日一部施行
同年七月一日一部施行
(内閣総理以下各主任大臣署名)

國家行政組織法の一部を改正する法律

國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第三條第四項及び第二十二條第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

國家行政組織法の一部を改正する法律

第二十七條の次に次の別表を加える。
〔別表第一〕第二十七條の規定に基く。

府、省又は 本部	委員会	廳	公 團
總理府	統計委員会 公正取引委員会 全國選舉管理委 員会 國家公安委員会 職資格訴願審 査委員会 外國爲替管理委 員会	宮内廳 特別調達廳 賠償管理廳 地方自治廳	
法務府	中央更生保護委 員会 司法試験管理委 員会		
外務省			
大藏省	証券取引委員会	國造印 幣稅廳	酒類配給公團
文部省			
厚生省		引揚接護廳	
農林省		食糧廳 林産廳 水産廳	肥料配給公團 飼料配給公團 食糧配給公團 食料品配給公團 食糧配給公團 油糧配給公團

通商産業省	資源廳 工業技術廳 特許廳 中小企業廳	配炭公團 復興公團 産業易公團
運輸省	船員労働委員会 海上保安廳 海難審判廳	船舶公團
郵政省		
電気通信省	航空保安廳	
労働省	中央労働委員会 公共企業体仲裁 委員会 國有鉄道中央調 停委員会 專賣公社中央調 停委員会 國有鉄道地方調 停委員会 專賣公社地方調 停委員会	
建設省		
經濟安定本部	外資委員会	價格調整公團
	物價調查廳	

附則
この法律中、中央更生保護委員会に関する部分は、昭和二十四年七月一日から、その他の規定は、同年六月一日から施行する。

参照

○國家行政組織法（昭和二十三年七月十日法律第二百十号）
第三條（第四項） 第二項の行政機関として置かれるものは、別表にこれを掲げる。
第二十二條（第二項） 公團として置かれるものは、別表にこれを掲げる。

◎國家行政組織法の一部を改正する法律

〔昭和二十四年五月三十一日公布
法律第二百十四号〕
〔昭和二十四年六月一日施行〕
（内閣總理以下各主任大臣署名）

國家行政組織法の一部を改正する法律
國家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「内閣法」を「内閣法（昭和二十二年法律第五号）」に改める。

第十七條を次のように改める。

（行政機関の職）

第十七條 法務府、各省及び法律で内閣總理大臣その他の國務大臣がその長に当ることと定められている行政機関に政務次官各一人を置くことができる。政務次官は、特別職とする。

國家行政組織法の一部を改正する法律

- 前項の規定により行政機関に置かれる政務次官の総数は、内閣法第二條の規定による内閣總理大臣その他の國務大臣の総数を超えてはならない。
- 政務次官は、その機関の長たる大臣を助け、政策及び企画に参画し、政務を処理する。
- 政務次官の任免は、その機関の長たる大臣の申出により、内閣においてこれを行う。
- 政務次官は、内閣総辭職の場合においては、内閣總理大臣その他の國務大臣がすべてその地位を失つたときに、これと同時にその地位を失う。
- 第十七條の次に次の一條を加える。
第十七條之二 各省に事務次官一人を置く。
事務次官は、その省の長たる大臣を助け、省務を整理し、各部署及び機関の事務を監督する。
第十八條第一項中「秘書官二人」を「秘書官三人」に改める。
第二十四條の次に次の一條を加える。
第二十四條之二 昭和二十五年五月三十一日までは、第七條第一項の規定にかかわらず、別に法律の定めるところにより、別表第二上欄に掲げる府、省又は本部の官房又は局に限り、同表下欄に掲げる部を置くことができる。
昭和二十五年五月三十一日までは、第七條第二項の規定にかかわらず、別に法律の定めるところにより、別表第三上欄に掲げる廳に限り、同表下欄に掲げる局を置くことができる。

國家行政組織法の一部を改正する法律

3 前二項の規定により設置された部局は、昭和二十五年五月三十一日限り、廃止されたものとする。
 (別表第一)の次に次のように加える。

(別表第二)

府、省又は本部の官房又は局	一部
総務大臣官房	賞勳部
大蔵大臣官房	人勳部
総務省	経理部
法務省	製経表部
外務省	情報部
大蔵省	調査部
主税局	税関部
大臣官房	検査部
文部省	教育施設部

厚生大臣官房	統計調査部
公衆衛生局	國立公園部
農林省	環境衛生部
農地政局	統計部
農業改良局	建設部
畜産局	管理部
通商産業省	農業協同組合部
大臣官房	調査統計部
通商振興局	経理部
通商企業局	調査賠償部
通商機械局	調査賠償部
通商化学局	電気通信機械部
運輸大臣官房	車両部
大蔵省	化学肥料部
鉄道局	運輸調整部
	國有鉄道部

(別表第三)

自動車局	民営鉄道部
労働大臣官房	整備部
建設省	労働統計調査部
管理省	営繕部
経済安定本部	連絡部

通商産業省	局
資源省	局
	石炭管理局
	石炭生産局
	鉦山保安局
	鉦山保安局
	電力局

第二十五條第二項中「次官」を「事務次官」に改める。

附則

- この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 経済安定本部に政務次官が置かれる場合(外局に置かれる場合) 國家行政組織法の一部を改正する法律

を含まない。)においては、第十七條第三項及び第四項中「その機関の長たる大臣」とあるのは「総務長官たる大臣」と読み替えるものとする。

3 第十七條の二の規定は、國家行政組織法第二十四條第二項の規定にかかわらず、経済安定本部については準用しない。

4 他の法令中「次官」とあるのは「事務次官」と、「政務次官」とある場合を除く外何々「次官」とあるのは何々「事務次官」と読み替えるものとする。

5 特別職の職員の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第九号を次のように改める。
 九 政務次官及び参政官

別表中 内閣官房長官 二八、〇〇〇円 を

内閣官房長官 政務次官 二八、〇〇〇円 に、「政務次官」を「参政官」に改める。

参照

○國家行政組織法 (昭和二十三年七月十日) 法律第百二十号

(行政機関の職)

第十七條 各省に次官一人を置く。次官は、特別職とする。

内閣法の一部を改正する法律

- 2 次官は、大臣を助け、政策及び企画に参画し、省務を整理し、大臣不在の場合その職務を代行する。
- 第十八條 総理府に秘書官二人、法務府及び各省に秘書官一人を置く。

第二十四條(第二項) 本部については、法律に別段の定がある場合を除く外、この法律中、府及び省に関する規定を準用する。

第二十五條(第二項) 前項に規定する日までは、次官は、一級の官吏、秘書官は、二級の官吏とし、廳の長官は、法律に別段の規定があるものを除く外、一級の官吏とする。

○特別職の職員の特給等に関する法律

(昭和二十三年十二月二十三日) 法律第二百六十八号

第一條 左に掲げる國家公務員(以下特別職の職員という)の受ける俸給その他の給與については、この法律の定めるところによる。

九 政務次官

◎内閣法の一部を改正する法律

(昭和二十四年五月三十一日公布) 法律第二百二十二号 (内閣総理以下各) 昭和二十四年六月一日施行 (主任大臣署名)

内閣法の一部を改正する法律

内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

- 3 内閣官房職員設置制(昭和二十二年政令第二号)は、廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定のある場合を除くの外、内閣官房に属する従前の機関及び職員は、総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)に基く相当の機関及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。
- 4 他の法令中「内閣書記官長」とあるのは「内閣官房長官」、「内閣官房次長」とあるのは「内閣官房副長官」と読み替えるものとする。

参照

○内閣法 (昭和二十二年一月十六日) 法律第五号

第十二條(第一項) 内閣に、内閣官房を置く。

同條(第四項) 内閣官房の組織は、別に法律の定めるところによる。

○國家行政組織法 (昭和二十三年七月十日) 法律第二百二十号

第十一條 各大臣は、主任行政事務について、法律若しくは政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めなければならない。

第十二條(第一項) 各大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、それぞれその機関の命令(総理府令、法務府令又統計法の一部を改正する法律

第十二條第四項を削る。

第十二條の次に次の四條を加える。

第十三條 内閣官房に内閣官房長官一人を置く。

第十四條 内閣官房長官は、國務大臣を以て、これに充てることができる。

第十五條 内閣官房長官は、内閣官房の事務を統轄し、所部の職員の仕事につき、これを統轄する。

第十六條 内閣官房に、内閣官房副長官二人を置く。

第十七條 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助ける。

第十八條 内閣官房に内閣総理大臣、法務總裁及び各省大臣以外の各國務大臣及び内閣官房長官に附属する職員として、秘書官各一人を置く。

第十九條 前項の秘書官で、國務大臣に附属する秘書官は、國務大臣の、内閣官房長官に附属する秘書官は、内閣官房長官の命を受け、機密に関する事務を掌り、又は臨時に命を受け内閣官房その他関係各部局の事務を助ける。

第二十條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第十一條、第十二條第一項及び第三項並びに第十四條の規定の適用については、内閣官房に係る事項は、内閣総理大臣の所掌事項とする。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 この法律施行の際現在に在職する内閣官房次長は、第十四條の内閣官房副長官となつたものとする。

は省令)を發することができ。

同條(第三項) 前二項の命令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは、國民の権利を制限する規定を設けることができない。

第十四條 各大臣及び各外局の長は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を發することができる。

各大臣及び各外局の長は、その機関の所掌事務について、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)及びこれに基く規則の規定に従ひ、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を發することができる。

◎統計法の一部を改正する法律

(昭和二十四年五月三十一日公布) 法律第三百三十二号 (内閣総理以下各) 昭和二十四年六月一日施行 (主任大臣署名)

統計法の一部を改正する法律

統計法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二條中「公共團體」を「地方公共團體」に改める。

第三條第二項中「命令」の下に「(地方公共團體の長の定める規則を含む。)」を加え、同條に次の一項を加える。

主務大臣が前項の規定による命令を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、統計委員会に協議しなければならない

統計法の一部を改正する法律

ならない。地方公共団体の長が前項の規則を制定し、改正し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第五條中「政府」の下に「又は地方公共団体の長」を加える。

第六條を次のように改める。

(統計委員会)

第六條 この法律の目的を達成するため、総理府の外局として統計委員会を置く。

統計委員会は、この法律の他の規定に定めるものの外、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統計及び統計制度の改善発達に関する基本的事項を企画すること。
 - 二 統計調査の審査、基準の設定及び総合調整を行うこと。
 - 三 統計機関の機構、定員及び運営に関して調査及び研究を行うこと。
 - 四 統計職員養成の企画及び検定を行うこと。
 - 五 各廳統計主任者の招集及び会議に関する事務を行うこと。
 - 六 統計知識の普及及び宣傳並びに國際統計事務の統轄その他統計の改善発達に関する事務を行うこと。
 - 七 所掌事務を行うため必要な人事會計その他の庶務に関する事務を行うこと。この場合において、人事に関する事務は、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)及びこれに基く命令、規則等に従つて処理されなければならない。
- 第六條の次に次の三條を加える。

第六條の二 統計委員会は、前條に掲げる事務を遂行するため、この法律の他の規定に定めるものの外、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

- 一 統計機関の機構、定員及び運営に関し、各行政機関又は地方公共団体の長に対し、連絡及び勸奨を行うこと。
- 二 統計及び統計制度の改善発達に関し、随時内閣総理大臣に意見を上申し、又は関係各大臣に建議すること。
- 三 所掌事務に関し必要があると認めるときは、各行政機関の長又はその他のものに対し、資料及び報告の提出並びに説明を求めること。
- 四 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む。)に基き、統計委員会に属せしめられた権限を行うこと。

第六條の三 統計委員会に事務局を置く。

第六條の四 統計委員会に委員十五人を置き、うち一人を委員長とする。

委員は、統計に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣の申出により、内閣が命ずる。この場合において、学識経験のある者のうちには文部教官及び関係各行政機関の官吏をも含むものとし、行政機関の統計主管部局の官吏が委員に命ぜられる場合においては、その数は、七人をこえることができない。委員の任期は、二年とする。但し、特別の事由がある場合においては、任期中これを解任することができる。

る。

(統計官及び統計主事)

第十條 指定統計調査に関する事務に従事せしめるため、総理府、法務府及び各省の部に統計官を置くことができる。

指定統計調査に関する事務に従事せしめるため、地方公共団体に統計主事を置く。

統計官及び統計主事以外の者は、指定統計調査の事務に従事することはできない。但し、統計委員会の承認を得た場合は、この限りでない。

統計官又は統計主事は、上官又は上司の命を受けて、指定統計調査その他の統計調査の事務に従事する。

統計官は、國家公務員法の定めるところにより、第一項に定める行政機関の長が命ずる。

統計主事は、左の各号の一に掲げる資格を有する官吏又は吏員のうちから、地方公共団体の長が命ずる。

一 統計調査に関する事務に官吏又は吏員として通算して二年以上従事したこと。但し、統計主事に命ずる場合においては、あらかじめ統計委員会がその事実を認定することを要するものとする。

- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の学部で統計学を履修し、又は数学を専修する学科を修め、学士と称し得ること。
- 三 旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校

統計法の一部を改正する法律

委員長は、委員のうちから互選された者について、内閣総理大臣が衆議院の同意を得て命ずる。

委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

委員のうち、三人以内の者を常任委員とすることができる。常任委員は、委員長が指名する。

委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した順序により、常任委員が、その職務を代理する。

第七條の見出しを「(指定統計調査の承認及び実施)」に改め、同條第三項を次のように改める。

統計委員会は、必要があると認めるときは、関係各行政機関又は地方公共団体の長に対し、指定統計調査の実施、変更又は中止を求めることができる。

第八條の見出しを「(指定統計調査以外の統計調査)」に改め、同條に次の一項を加える。

統計委員会は、必要と認めるときは、関係各行政機関又は地方公共団体の長に対し、指定統計調査以外の統計調査の変更又は中止を求めることができる。

第九條及び第十條を次のように改める。

(指定統計調査の事務の監査)

第九條 統計委員会は、必要と認めるときは、関係各行政機関の長又はその他のもの行う指定統計調査の実施の状況を監査し、改善の必要があると認めるときは、意見を内閣総理大臣に上申し、又はこれらのものに対して、その改善につき勧告することができる。

統計法の一部を改正する法律

又は文部大臣がこれと同等以上と認定した学校で統計学を履修し、若しくは数学を専修する学科を修め、卒業したこと。

四 統計委員会が指定した統計職員養成機関若しくは統計講習会の課程を修了したこと又は別に定める統計に関する國家試験に合格したこと。

五 前各号に掲げる資格の外、統計委員会が統計調査に従事するに適當な資格を有すると認定したこと。

第十一條第一項中「前條第一項の統計官又は同條第二項の公共團體の吏員」を「統計官又は統計主事」に、同條第二項中「統計官以外の者」を「統計主事」に改める。

第十二條第一項中「政府」の下に「又は地方公共團體の長」を、同條第二項中「命令」の下に「(地方公共團體の長の定める規則を含む。)」を加える。

第十三條中「第十條第一項、第二項及び第四項並びに」を「第十條第一項に規定する者、同條第二項に規定する者、同條第三項但書に該当する者及び」に改める。

第十七條を削り、第十八條を第十九條とし、第十九條第一項中「統計官」の下に「統計主事」を加え、同條を第二十條とし、第十六條の次に次の二條を加える。

(指定統計調査の実施に対する協力)

第十七條 指定統計調査の実施者が、その指定統計調査を行うに際して必要があると認めるときは、関係各行政機関の長又はその他のものに対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

参照

○統計法 (昭和二十二年三月二十六日法律第十八号)

(指定統計)

第二條 この法律において指定統計とは、政府若しくは公共團體が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であつて統計委員会が指定し、その旨を公示した統計をいう。

(指定統計調査)

第三條(第二項) この法律に定めるものの外、指定統計調査について必要な事項は、命令でこれを定める。

(申告義務)

第五條 政府は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。

(後略)

(統計委員会)

第六條 統計委員会に関する事項は、この法律に定めるものの外、勅令でこれを定める。

(指定統計調査の承認)

第七條 指定統計調査を行おうとする場合には、左に掲げる事項について、あらかじめ統計委員会の承認を得なければならぬ。但し、第十六條但書の規定による場合において、第三号の事項については、この限りでない。

統計法の一部を改正する法律

(指定統計調査に関する事務の委任)

第十八條 政府は、政令の定めるところにより、指定統計調査に関する事務の一部を地方公共團體の長に委任することができる。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から、施行する。
- 2 この法律施行の際國會が閉会中である場合においては、内閣総理大臣は、改正後の統計法第六條の第四項の規定にかかわらず、衆議院の同意を得ないで委員会の最初の委員長を任命することができる。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により委員会の最初の委員長を任命したときは、任命の後最初に國會が召集された場合、前項の任命について、衆議院の承認を求めなければならない。その承認が得られなかつたときは、委員長は、委員長たる地位を失う。
- 4 特別職の職員の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。
第一條第十三号の二の次に次の一号を加える。
十三の三 統計委員会委員長
第二條第一項及び第七條中「第十三号の二」を「第十三号の三」に改める。

別表中	外國爲替管理委員会委員長	三〇、四〇〇円	を
	外國爲替管理委員会委員長	三〇、四〇〇円	に改める。

一 目的、事項、範囲、期日及び方法

二 集計事項及び集計方法

三 結果の公表の方法及び期日

四 関係書類の保存期間及び保存責任者

五 経費の概算その他統計委員会が必要と認める事項

同條(第三項) 第一項各号に掲げる事項について、変更の必要があると認めるときは、統計委員会は、調査実施者による変更を求めることができる。

(統計調査の届出)

第八條 指定統計調査以外の統計調査を行う場合には、調査実施者は、その調査に関し、前條第一項第一号に掲げる事項を統計委員会に届け出なければならない。

前項の規定により届け出るべき統計調査の範囲その他の事項については、命令でこれを定める。

(統計委員会の権限)

第九條 統計委員会は、必要と認めるときは、左に掲げる事項を行ふことができる。

- 一 関係各廳又はその他のものに対し、指定統計及びその他の統計に関する資料又は報告の提出を求めること。
- 二 関係各廳又は公共團體に対し、指定統計調査の実施若しくは中止又はその他の統計調査の変更若しくは中止を求めること。
- 三 関係各廳又はその他のもの行う指定統計調査の実施の状

況を監査し、改善の必要があると認めるときは、意見を内閣総理大臣に具申し、又はこれらのものに対して、その改善につき勸告すること。

(統計事務職員)

第十條 指定統計調査に関する事務に従事する官吏は、統計官に補せられた者に限る。

指定統計調査の事務に従事する公共団体の吏員又はその他の団体の職員は、その職務を行うのに適当な特別の資格を有する者でなければならぬ。

統計官に關し必要な事項並びに前項に掲げる者の範囲及び資格は、統計委員会の意見を聞き、命令でこれを定める。

統計委員会の承認を得たときは、第一項及び第二項に定める者以外の者をして指定統計調査の事務に従事せしめることができる。

第十一條(第一項) 前條第一項の統計官又は同條第二項の公共団体の吏員は、その意に反して、その職務を免ぜられ、又は他の職務に轉ぜしめられた場合には、統計委員会に、その事情を述べることが出来る。但し、別に勅令で定める場合はこの限りでない。

同條(第二項) 前項の場合には、統計委員会は、その事情を審査し、これに対する意見を、統計官については、その者の本属長官に、統計官以外の者については、その者の進退に関する権限を有する者に述べることが出来る。

第一條 左に掲げる國家公務員(以下特別職の職員という。)の受ける俸給その他の給與については、この法律の定めるところによる。

(一一一三号略)

十三の二 外國爲替管理委員会の委員長及び委員

第二條(第一項) 前條第一号から第十三号の二までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、別表による。

第七條 特別職の職員に対して支給する俸給以外の給與は、一般官吏の例による。但し、第一條第一号から第十三号の二までに掲げる者及び政令で定める者には、扶養手当及び超過勤務手当は、支給しない。

◎地方財政委員会法の一部を改正する法律

昭和二十四年三月三十一日公布
法律第五十五号 (内閣総理・大藏大臣署名)
昭和二十四年三月三十一日施行

地方財政委員会法の一部を改正する法律

地方財政委員会法(昭和二十二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和二十四年三月三十一日」を「昭和二十四年五月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

地方財政委員会法の一部を改正する法律

賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律

(統計調査員)

第十二條(第一項) 政府は、その行う指定統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

同條(第二項) 統計調査員に関する事項は、命令でこれを定める。

(実地調査)

第十三條 第十條第一項、第二項及び第四項並びに前條に掲げる者は、指定統計調査のため、必要な場所に立ち入り、あらかじめ統計委員会の承認を得た事項について、検査をし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。

(経費の補助)

第十七條 指定統計調査のために、公共団体の支出した経費については、統計委員会の意見を聞き、予算の範囲内において、國庫が、その全部又は一部を補助する。

第十九條(第一項) 統計委員会委員、統計官その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在つた者が、その職務執行に關して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏し、又は窃用したときは、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

◎特別職の職員の俸給等に関する法律

昭和二十三年十二月二十三日
法律第二百六十八号

◎地方財政委員会法 (昭和二十二年十二月七日
法律第五十五号)

附則

(第三項) 地方財政委員会は、第二條の規定による計画の提出後においても、その実施について必要な諸般の調査を行うため、昭和二十四年三月三十一日まで、存続するものとする。第三條の規定は、この場合における調査の事務に關し、これを準用する。

◎賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律

昭和二十四年五月三十一日公布
法律百三十号 (内閣総理・外務・大藏大臣署名)
昭和二十四年六月一日施行

賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律

賠償廳臨時設置法(昭和二十三年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第一條に次の三号を加える。

五 連合國最高司令官の管理に係る財産(但し、賠償物件を除く。以下「特殊財産」という。)に關し連合國最高司令官が発する指令を実施するための企画立案に關する事項

六 特殊財産に關する關係行政機關の事務の綜合調整及び推進に關する事項

地方財政委員会法の一部を改正する法律

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律(衆法)

七 特殊財産の調査、管理及び処理に関する事項(但し、他の行政機関の所管に属するものを除く。)

第二條第三項を削る。

第三條を次のように改める。

第三條 賠償廳に、次官一人を置く。

次長は、廳長を助けて廳務を掌理する。

第三條の次に次の六條を加える。

第四條 賠償廳に長官官房及び左の二部を置く。

賠償部

特殊財産部

第五條 長官官房においては、人事、文書、會計及び庶務に関する事務を掌る。

第六條 賠償部においては、第一條第一号から第四号までの事務を掌る。

第七條 特殊財産部においては、第一條第五号から第七号までの事務を掌る。

第八條 賠償廳長官は、その所掌事務で連絡調整事務局が分掌するものについて、連絡調整事務局の長を指揮監督する。

賠償廳長官は、第一條第七号に規定する事務で財務部及び財務署が分掌するものについて財務部長及び財務署長を指揮監督する。

第九條 賠償廳に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第百

七條中「施行の後二年」を「施行の後二年」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

参照 ○引揚同胞対策審議会設置法

(昭和二十三年八月三日法律第二百十二号)

第七條 この法律は、施行の後一年を限りその效力を有する。

○経済調査廳法の一部を改正する法律

(昭和二十四年五月三十一日公布法律第百六十五号)

(内閣総理大臣署名)

昭和二十四年六月一日施行

経済調査廳法の一部を改正する法律

経済調査廳法(昭和二十三年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項を削り、第二項を第一項とし、同項第八号を次のように改める。

八 隠匿物資の調査並びに供出及び活用の促進に関する事項

第二條中「政令の定めるところにより」を削る。

第三條第一項中「中央経済調査廳官房」を「長官官房」に、同條第二項中「官房及び各部の分掌事項及び分課は、」を「中央経済調査廳の

経済調査廳法の一部を改正する法律

二十号)の定めるところによる。

第十條 賠償廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 賠償廳臨時設置法施行令(昭和二十三年政令第二十一号)は、廃止する。

参照 ○賠償廳臨時設置法

(昭和二十三年一月三十一日法律第百三十三号)

第二條(第三項) 長官は、廳務を統理し、所部の職員を指揮監督し、三級官の進退を専行する。

第三條 賠償廳の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

賠償廳の組織の細目については、長官がこれを定める。

○引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律

(昭和二十四年六月十日公布法律第百三十三号)

(内閣総理大臣署名)

昭和二十四年六月十日施行

引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

内部組織の細目は、「」に改める。

第四條第一項中「長官は、國務大臣を以て、」を「長官は、經濟安定本部總務長官たる國務大臣を以て、」に改める。

第六條第一項中「中央経済調査委員会」を「中央経済調査協議会」に、同條第二項から第五項まで中「委員会」を「協議会」に、同條第二項及び第三項中「委員長」を「会長」に、同條第三項中「内閣総理大臣が、これを任命する。」を「經濟安定本部總裁が、これを任命する。」に改め、同條第一項及び第四項中「第二項」を削る。

第一章中第六條の次に、次の一條を加える。

第六條の二 隠匿物資の調査、供出及び活用に関する重要事項を調査審議するため、中央経済調査廳に、中央物資活用審議会を置く。

2 前項の審議会の組織、所掌事務、委員その他審議会に關し必要な事項については、物資活用審議会令(昭和二十二年政令第百九十四号)及びこれを改正する政令の定めるところによる。

第七條第二項中「内閣総理大臣の管理に属し、」及び「第二項」を削る。

第八條中「政令の定めるところにより」を削る。

第九條第二項中「總務課及び各部の分掌事項並びに各部の分課は、」を「管区経済調査廳の内部組織の細目は、」に改める。

第十二條第一項中「管区経済調査委員会」を「管区経済調査協議会」に、同條第二項から第五項まで中「委員会」を「協議会」に、同條第二項及び第三項中「委員長」を「会長」に、同條第三項中「これを任命す

経済調査廳法の一部を改正する法律

二二八

二二九

經濟調査廳法の一部を改正する法律

る。これを任命し、又は委嘱する。」に改め、同條第一項及び第四項中「第二項」を削る。

第二章中第十二條の次に、次の一條を加える。

第十二條之二 各經濟調査管区における隠退藏物資の調査、供出及び活用に関する事項を調査審議するため、各管区經濟調査廳に、地方物資活用審議會を置く。

前項の審議會の組織、所掌事務、委員その他審議會に關し必要な事項については、物資活用審議會令及びこれを改正する政令の定めるところによる。

第十三條第二項中「内閣總理大臣の管理に屬し、」及び「第二項」を削る。

第十四條中「政令の定めるところにより」を削る。

第十七條第一項中「地方經濟調査委員會」を「地方經濟調査協議會」に、同條第二項から第五項まで中「委員會」を「協議會」に、同條第二項及び第三項中「委員長」を「會長」に、同條第三項中「これを任命する。」を「これを任命し、又は委嘱する。」に改め、同條第一項及び第四項中「第二項」を削る。

第十九條第一項中「第二項」を削る。

第三十一條及び第三十二條中「第一條第二項」を「第一條」に改める。

第三十三條中「第一條第二項」を「第一條」に、「經濟安定本部令第十五條」を「經濟安定本部設置法(昭和二十四年法律第六十四号)第五條第十四号」に改める。

同條(第二項) 官房及び各部の分掌事項及び分課は、長官が、これを定める。

第四條(第一項) 長官は、國務大臣を以て、これに充てる。

第六條(第一項) 第一條第二項の事務に關し中央經濟調査廳及び關係各廳の間の連絡調整を図るため、中央經濟調査廳に、中央經濟調査委員會を置く。

同條(第二項) 委員會は、委員長及び委員を以て、これを組織する。

同條(第三項) 委員長は、次長を以て、委員は、法務廳、最高檢察廳、經濟安定本部、物價廳、中央經濟調査廳及び國家地方警察本部の官吏並びに大藏、厚生、農林、商工、運輸及び建設の各省部内の官吏の中から、内閣總理大臣が、これを任命する。同條(第四項) 委員會は、第一條第二項の事務について、長官に建議することができる。

同條(第五項) 前四項に規定するものの外、委員會に關し必要な事項は、長官が、これを定める。

第七條(第二項) 管区經濟調査廳は、内閣總理大臣の管理に屬し、当該經濟調査管区における第一條第二項の事務を掌る。

第八條 各管区經濟調査廳に廳長一人、部長二人及び總務課長一人並びに政令の定めるところにより經濟調査官その他所要の職員を置く。

第九條(第二項) 總務課及び各部の分掌事項並びに各部の分課は、廳長が、これを定める。

經濟調査廳法の一部を改正する法律

第三十四條第二項中「中央經濟調査廳長官及び管区經濟調査廳長は、第一條第二項又は第七條第二項の規定による監査をするため」を「中央經濟調査廳長官、管区經濟調査廳長及び地方經濟調査廳長は、第一條、第七條第二項又は第十三條第二項の規定による事務を行うため、」に改める。

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

参照

○經濟調査廳法 (昭和三十二年八月一日法律第二百六号)

第一條(第一項) 内閣總理大臣の管理の下に、中央經濟調査廳を置く。

同條(第二項) 中央經濟調査廳は、國民經濟の調和ある復興を図るため、物資の生産、配給及び消費並びに物價(賃金を除く)に關する經濟統制を円滑に実施することを目的として左の事務を掌る。

八 隠退藏物資の調査及び供出の促進に関する事項

第二條 中央經濟調査廳に長官一人、次長一人及び部長三人並びに政令の定めるところにより經濟調査官その他所要の職員を置く。

第三條(第一項) 中央經濟調査廳に中央經濟調査廳官房、監査部、査察部及び物資調査部を置く。

第十二條(第一項) 各經濟調査管区における第一條第二項の事務に關し管区經濟調査廳及び關係各廳の間の連絡調整を図るため、各管区經濟調査廳に、管区經濟調査委員會を置く。

同條(第二項) 委員會は、委員長及び委員を以て、これを組織する。

同條(第三項) 委員長は、廳長を以て、委員は、第六條第三項に規定する各省各廳部内の地方行政機關の職員(北海道にあつては北海道知事を含む。)及び高等檢察廳の官吏の中から、中央經濟調査廳長官が、これを任命する。

同條(第四項) 委員會は、当該經濟調査管区における第一條第二項の事務について、廳長に建議することができる。

同條(第五項) 前四項に規定するものの外、委員會に關し必要な事項は、中央經濟調査廳長官が、これを定める。

第十三條(第二項) 地方經濟調査廳は、内閣總理大臣の管理に屬し、当該区域における第一條第二項第一号、第二号、第四号乃至第八号の事務を掌る。

第十四條 各地方經濟調査廳に廳長一人及び政令の定めるところにより經濟調査官その他所要の職員を置く。

第十七條(第一項) 各地方經濟調査廳の管轄区域における第一條第二項第一号、第二号、第四号乃至第八号の事務に關し、地方經濟調査廳及び關係各廳の間の連絡調整を図るため、各地方經濟調査廳に、地方經濟調査委員會を置く。

同條(第二項) 委員會は、委員長及び委員を以て、これを組織す

法務廳設置法等の一部を改正する法律

同條(第三項) 委員長は、廳長を以て、委員は、第六條第三項に規定する各省各廳部の地方行政機関(都道府縣國家地方警察本部を含む。)及び地方檢察廳の官吏並びに關係各廳の吏員の中から、管区經濟調查廳長が、これを任命する。

第三十一條 警察その他の行政機関は、第一條第二項第五号、第七條第二項又は第十三條第二項の規定による勧告があつたときは、できる限り、これに基いて經濟法令に関する違反行爲の予防及び捜索を行わなければならない。

第三十二條 經濟調查官は、第一條第二項第七号、第七條第二項又は第十三條第二項の規定による情報収集の結果、經濟法令に関する違反行爲につき警察その他の行政機関の行う予防又は捜索の措置が相当でないと思料するときは、その是正に関する意見を中央經濟調查廳長官に具申しなければならない。

2 中央經濟調查廳長官は、第一條第二項第七号の規定による情報収集の結果、又は前項の規定による具申により經濟法令に關

する違反行爲につき警察その他の行政機関の行う予防又は捜索の措置が相当でないと思料するときは、その是正に關し、当該行政機関の行う捜索又は予防についての最高監督機關に勧告することができる。

◎法務廳設置法等の一部を改正する法律

第一條 法務廳設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

「法務廳設置法」を「法務府設置法」に改める。
「法務廳」を「法務府」に改める。
第一條第三項中「陸海軍特別志願予備將校であつた者等」を「陸

- 稅務訟務局 民事訟務局
- 行政訟務局 行政訟務局
- 法務行政長官 民事局
- 人権擁護局 人権擁護局
- 矯正總務局 成人矯正局
- 少年矯正局 少年矯正局

海軍特別志願予備將校であつた者」に、「並びに昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者の觀察等に関する事項」を「並びに公職に関する就職禁止、退職に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)の規定による覚書該当者の觀察等に関する事項」に改める。

- 「檢務長官 檢務局
- 特別審査局
- 法制長官 「法制意見長官
- 法制第一局 法制意見第一局
- 法制第二局 法制意見第二局
- 法制第三局 法制意見第三局
- 法務調査意見長官 法務調査意見第四局
- 調査意見第一局 刑務長官
- 調査意見第二局 檢務局
- 資料統計局 矯正保護局
- 訟務長官 特別審査局
- 民事訟務局 民事法務長官

法務廳設置法等の一部を改正する法律

第六條から第九條までを次のように改める。
第六條 法制意見第一局においては、左の事務を掌る。
一 第一條第二項の規定による意見の陳述又は勧告に関する事項
二 法制意見第四局の所掌に属するもの以外の内外及び國際法に關し、その運用に關する調査研究に関する事項
法制意見第二局においては、左の事務を掌る。
一 主として外事、財政、金融、産業又は經濟に關する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事項
二 條約案の審議に関する事項
法制意見第三局においては、主として文教、厚生、労働、運輸又は通信に關する事項その他法制意見第二局又は法制意見第四局の所掌に属しない事項に係る法律案及び政令案の審議立案に關する事務を掌る。
法制意見第四局においては、左の事務を掌る。
一 司法制度、民事及び刑事に關する内外及び國際法制並びに

法務廳設置法等の一部を改正する法律

- その運用に関する調査研究に関する事項
- 二 主として法務に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事項
 - 三 内外の法令その他法制に関する資料の収集、整備及び編纂に関する事項
 - 四 法務に関する統計に関する事項
- 法制意見長官は、特に必要があると認めるときは、臨時に、一の局の所掌に属する法律案若しくは政令案の審議立案又は條約案の審議に関する事務を他の局に行わせることができる。

第七條 検務局においては、左の事務を掌る。

- 一 檢察事務及び檢察廳に関する事項
 - 二 犯罪人の引渡に関する事項
 - 三 犯罪捜査の科学的研究に関する事項
 - 四 司法警察職員の教養訓練に関する事項
 - 五 犯罪の予防その他刑事に関する事項で他の所管に属しないもの
- 矯正保護局においては、左の事務を掌る。
- 一 犯罪人に対する刑及び未決勾留の執行その他行刑に関する事項
 - 二 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年觀護所、少年鑑別所その他の官公立の少年矯正保護施設に関する事項
 - 三 矯正保護職員の教養訓練に関する事項
 - 四 犯罪人の指紋に関する事項

- 五 矯正保護に関する事項で他の所管に属しないもの
- 特別審査局においては、左の事務を掌る。
- 一 団体等規正令の規定による各種団体の登録並びにその結成の禁止及び解散等に関する事項
 - 二 連合國最高司令官の要求に基く正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願予備將校であつた者の調査等に関する事項
 - 三 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の觀察等に関する事項

第八條 民事訟務局においては、民事に関する争訟に関する事務を掌る。

- 行政訟務局においては、行政に関する争訟に関する事務を掌る。
- 民事局においては、左の事務を掌る。
- 一 國籍に関する事項
 - 二 戸籍に関する事項
 - 三 外國人の登録に関する事項
 - 四 登記に関する事項
 - 五 供託に関する事項
 - 六 公証に関する事項
 - 七 司法書士に関する事項
 - 八 解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令の規定による國庫に帰属した財産の管理等に関する事項
 - 九 民事に関する事項で他の所管に属しないもの

人權擁護局においては、左の事務を掌る。

- 一 人權侵犯事件の調査及び情報収集に関する事項
 - 二 民間における人權擁護運動の助長に関する事項
 - 三 人身保護に関する事項
 - 四 貧困者の訴訟援助に関する事項
 - 五 その他他人權の擁護に関する事項
- 民事法務長官は、特に必要があると認めるときは、臨時に、訟務各局のうち一の局の所掌に属する事務を他の局に行わせることができる。

第九條 官房においては、左の事務を掌る。

- 一 皇統譜副本の保管に関する事項
- 二 機密に関する事項
- 三 總裁の官印及び府印の管守に関する事項
- 四 各部署の所掌事務の連絡調整に関する事項
- 五 所管行政の考査に関する事項
- 六 最高裁判所との連絡交渉に関する事項
- 七 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
- 八 職員の進退身分に関する事項
- 九 職員給与に関する事項
- 十 司法試験に関する事項
- 十一 弁護士及び弁護士会に関する事項
- 十二 法務府研修所に関する事項
- 十三 経費及び収入の予算、決算、會計及び會計の監査に関する事項

法務廳設置法等の一部を改正する法律

る事項

- 十四 法務府及びその所管各廳の管理に属する財産及び物品に関する事項
 - 十五 職員共済組合その他職員の厚生に関する事項
 - 十六 營繕に関する事項
 - 十七 法令の周知徹底に関する事項
 - 十八 法務府及びその所管各廳の事務に関する情報宣傳に関する事項
 - 十九 渉外事務に関する事項
- 前項第十三号乃至第十六号の事務を掌らせるため、官房に經理部を置く。
- 第十條及び第十一條を削り、第十二條を第十條とし、同條の次に次の二條を加える。
- 第十一條 檢察官、檢察事務官、法務府事務官その他法務總裁所部の職員に対して、職務上必要な訓練を行う機關として、法務總裁の管理に属する法務府研修所を置く。
- 法務府研修所は、これを東京都に置く。
- 法務府研修所の内部組織は、法務府令でこれを定める。
- 第十二條 矯正保護の事務に従事する職員に対して、職務上必要な訓練を行う機關として、法務總裁の管理に属する中央矯正保護研修所及び地方矯正保護研修所を置く。
- 中央矯正保護研修所は、これを東京都に置き、地方矯正保護研修所の名称及び位置は、別表一の通りとする。

法務廳設置法等の一部を改正する法律

中央矯正保護研修所及び地方矯正保護研修所の内部組織は、法務府令でこれを定める。

第十三條を次のように改める。

第十三條 法務總裁の監督の下に、別表二の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ同表の下欄に記載する通りとする。

前項の機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令でこれを定める。

第十三條の次に次の十一條を加える。

第十三條の二 法務總裁の管理の下に、第八條第一項、第二項、第三項第二号及び第四号乃至第七号並びに同條第四項の事務を分掌させるため法務局を、同條第三項第二号及び第四号乃至第七号の事務を分掌させるため地方法務局を置く。

法務總裁は、法務局の長に、その管轄区域内の地方法務局の事務を指揮監督させることができる。

法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域は、別表三の通りとする。但し、支局又は出張所を置く場合においては、法務府令で、法務局又は地方法務局の管轄区域をその一部に限ることができる。

法務局に、訟務部、民事行政部及び人権擁護部を置く。

法務局及び地方法務局の組織の細目は、法務府令でこれを定める。

法務總裁は、必要と認める地に、法務局又は地方法務局の支局又は出張所を置き、法務局又は地方法務局の事務を分掌させることができる。

支局及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務府令でこれを定める。

法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所は、第一項又は第六項の規定による事務を分掌する外、他の法令によりその権限に属せしめられた事務を掌る。

第十三條の三 法務總裁の管理の下に、監獄法（明治四十一年法律第二十八号）第一條第一項の規定による監獄を置く。

監獄の名称及び位置は、別表四の通りとする。
法務總裁は、必要があると認めるときは、分監を置くことができる。

監獄の内部組織並びに分監の名称、位置及び内部組織は、法務府令でこれを定める。

第十三條の四 少年院、少年観護所及び少年鑑別所については、少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）の定めるところにより、その名称及び位置は、別表五の通りとする。

法務總裁は、必要と認めるときは、少年院の分院並びに少年観護所及び少年鑑別所の分所を置くことができる。

少年院、少年観護所及び少年鑑別所の内部組織並びに分院及び分所の名称、位置及び内部組織は、法務府令でこれを定める。
第十三條の五 矯正保護局の所掌事務を分掌させ、刑務所、少年

刑務所、拘留所、少年院、少年観護所及び少年鑑別所の適切な運営管理を図るため、法務總裁の管理に属する矯正保護管区

本部を置く。

矯正保護管区本部の名称及び位置並びに管区の区域は、別表六の通りとする。

矯正保護管区本部の所掌事務の範囲及び内部組織は、法務府令でこれを定める。

第十三條の六 檢察廳については、檢察廳法の定めるところによる。

第十三條の七 中央更正保護委員会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会については、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四十二号）の定めるところによる。

第十三條の八 司法試験管理委員会については、司法試験法（昭和二十四年法律第四十号）の定めるところによる。

第十三條の九 解散団体財産売却理事会については、解散団体財産売却理事会令（昭和二十三年政令第二百八十五号）の定めるところによる。

第十三條の十 各長官総務室に主幹を置く。

主幹は、長官の命を受けて、室務を整理する。

第十三條の十一 法務府及びその所管各廳に置かれる職員については、他の法律に特例の定のある場合を除く外、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところによる。

第十三條の十二 法務府及びその所管各廳に置かれる職員の定員

法務廳設置法等の一部を改正する法律

は、別に法律でこれを定める。

第十五條の次に次の二條を加える。

第十六條 犯罪者予防更生法が施行されるまでの間、臨時に、法務府に刑政長官の指揮監督の下に保護局を置き、少年審判所に關する事項、犯罪人の保護に關する事項、司法保護事業に關する事項、仮出獄並びに少年院收容者の退院及び仮退院に關する事項その他司法保護に關する事項に係る事務を掌らせる。

犯罪者予防更生法が施行されるまでの間、恩赦に關する事務は、檢察局においてこれを掌るものとする。

第十七條 当分の間、特に必要があるときは、第十三條の十二に定める職員（檢察廳の職員を除く。）のうち、九十人は、檢事をもつてこれに充てることができる。

第二條 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項中「法務廳の各長官」を「法務府の各長官」に、「法務廳事務官又は法務廳教官」を「法務府事務官又は法務府教官」に改める。

第四十二條第二項及び第四十四條第一項第四号中「法務廳事務官又は法務廳教官」を「法務府事務官又は法務府教官」に改める。

第三條 判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第一百四十六号）の一部を次のように改正する。

「法務廳事務官」を「法務府事務官」に改める。

第二條第四項中「法務廳教官」を「法務府教官」に改める。

法務廳設置法等の一部を改正する法律

第四條 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第八号中「法務廳官吏」を「法務府の官吏」に改める。

第五條 弁護士法の一部を次のように改正する。

「審査委員会」を「弁護士審査会」に改める。

第六條 司法保護事業法の一部を次のように改正する。

第七條中「司法保護事業委員会」を「司法保護事業審議会」に改める。

附則

1 この法律のうち、法務府設置法第十三條の七の規定は犯罪者予防更生法が施行される日から、その他の規定は昭和二十四年六月一日から施行する。

2 左の政令及び勅令は、廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定のある場合を除く外、従前の機関及びその職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

法務廳設置法施行令(昭和二十三年政令第三十九号)

法務廳研修所令(昭和二十三年政令第八十号)

刑務官練習官制(昭和二十二年政令第七十一号)

家事審判制度調査委員会官制(昭和十四年勅令第八百十五号)

経済罰則調査委員会官制(昭和十八年勅令第五百二号)

刑務委員会官制(昭和二十二年政令第三百五号)

矯正科学審議会令(昭和二十三年政令第三百九十二号)

司法事務局令(昭和二十三年政令第八十一号)

刑務所及び拘留所令(昭和二十三年政令第二百六十八号)

少年院令(昭和二十三年政令第三百九十七号)

少年観護所令(昭和二十三年政令第三百九十八号)

少年鑑別所令(昭和二十三年政令第三百九十九号)

矯正保護管区設置令(昭和二十三年政令第四百号)

3 前号但書の規定は、職員に定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4 この法律施行前における法務廳の各長官、法務廳事務官及び法務廳教官の在職は、裁判所法第四十一條、第四十二條(判事補の職権の特例等に関する法律第一條第二項において準用する場合を含む。)及び第四十四條の規定の適用については、それぞれ法務府の各長官、法務府事務官及び法務府教官の在職とみなす。

5 他の法令中「法務廳」とあるのは「法務府」と、「法制長官」又は「法務調査意見長官」とあるのは「法制意見長官」と、「検務長官」とあるのは「刑政長官」と、「訟務長官」とあるのは「民事法務長官」と、「法務廳事務官」とあるのは「法務府事務官」と、「法務廳教官」とあるのは「法務府教官」と、「法務廳技官」とあるのは「法務府技官」と読み替えるものとする。

6 他の法令中司法事務局又はその出張所に関する規定は、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所に関する規定とみなす。

(別表) 一

名	称	位	置
関東矯正保護	研修所	東 京	都
近畿矯正保護	研修所	大 阪	市
中部矯正保護	研修所	名 古 屋	市
中国矯正保護	研修所	廣 島	市
九州矯正保護	研修所	福 岡	市
東北矯正保護	研修所	仙 台	市
北海矯正保護	研修所	札 幌	市
四國矯正保護	研修所	高 松	市

(別表) 二

種 類	目	的
法制審議会	法務總裁の諮問に應じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項について調査審議すること。	
民事行政審議会	法務總裁の諮問に應じて、登記、戸籍、その他民事行政事務の改善について調査審議すること。	

法務廳設置法等の一部を改正する法律

矯正保護審議会	法務總裁の諮問に應じて、收容者の矯正保護、刑務作業その他矯正保護施設における矯正保護に関する制度及びその運営の改善について調査審議すること。
司法保護事業審議会	司法保護事業法(昭和十四年法律第四十二号)第七條の規定によりその権限に属せしめられた事項を行う外、法務總裁の諮問に應じて、司法保護事業に関する重要事項について調査審議すること。
法務連絡協議会	法務總裁の諮問に應じて、法令の周知徹底を図り、遵法精神を高め、法令の実施を円滑にするため、関係各機関、民間団体等と連絡協議すること。
副検事選考審査会	檢察廳法(昭和二十二年法律第六十一号)第十八條第二項の規定に基き、副検事の選考に関する事務を行うこと。
檢察官特別考試審査会	檢察廳法第十八條第三項に規定する檢察官の特別考試を行うこと。
弁護士審査会	法務總裁の諮問に應じて、弁護士法(昭和八年法律第五十三号)第十三條第一項の規定による不服の申立を審査すること。
公証人審査会	公証人法(明治四十一年法律第五十三号)に定める公証人の懲戒に関する議決等を行うこと。

(別表) 三

名 称	位 置	管 轄	区 域
東京法務局	東京都	第八條第一項、第二項及び第四項並びに第十三條の第二項の事務に関するもの 東京都 神奈川縣 埼玉縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 群馬縣 山梨縣 長野縣 新潟縣	東京都
横濱地方法務局	横濱市		神奈川縣
浦和地方法務局	浦和市		埼玉縣
千葉地方法務局	千葉市		千葉縣
水戸地方法務局	水戸市		茨城縣
宇都宮地方法務局	宇都宮市		栃木縣
前橋地方法務局	前橋市		群馬縣
静岡地方法務局	静岡市		静岡縣
甲府地方法務局	甲府市		山梨縣
長野地方法務局	長野市		長野縣
新潟地方法務局	新潟市		新潟縣
大阪法務局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 滋賀縣 和歌山縣	大阪府
京都地方法務局	京都市		京都府

神戸地方法務局	神戸市		兵庫縣
奈良地方法務局	奈良市		奈良縣
大津地方法務局	大津市		滋賀縣
和歌山地方法務局	和歌山市	愛知縣 三重縣 岐阜縣 福井縣 石川縣 富山縣	和歌山縣
名古屋法務局	名古屋市		愛知縣
津地方法務局	津市		三重縣
岐阜地方法務局	岐阜市		岐阜縣
福井地方法務局	福井市		福井縣
金澤地方法務局	金澤市		石川縣
富山地方法務局	富山市		富山縣
廣島法務局	廣島市	廣島縣 山口縣 岡山縣 鳥取縣 島根縣	廣島縣
山口地方法務局	山口市		山口縣
岡山地方法務局	岡山市		岡山縣
鳥取地方法務局	鳥取市		鳥取縣
松江地方法務局	松江市		島根縣
福岡法務局	福岡市	福岡縣 佐賀縣 長崎縣 大分縣 熊本縣 鹿兒島縣 宮崎縣	福岡縣
佐賀地方法務局	佐賀市		佐賀縣

法務廳設置法等の一部を改正する法律

函館少年刑務所	盛岡少年刑務所	佐賀少年刑務所	新光学院	岩國少年刑務所	愛知少年刑務所	奈良少年刑務所	姫路少年刑務所	松本少年刑務所	水戸少年刑務所	川越少年刑務所	八王子少年刑務所	松山刑務所	高知刑務所	徳島刑務所	高松刑務所
函館市	盛岡市	佐賀市	山口縣熊毛郡佐賀村	岩國市	愛知縣西加茂郡保見村	奈良市	姫路市	松本市	茨城縣那珂郡勝田町	川越市	八王子市	松山市	高知市	徳島市	高松市

京都少年療護院	神戸再度山学院	加古川学院	瀬戸少年学院	豊ヶ岡農工学院	廣島少年学院	美保少年学院	福岡少年学院	佐世保臨海寮	人吉農藝学院	東北少年学院	北海少年学院	四國少年学院	東京少年観護所	横濱少年観護所	浦和少年観護所	千葉少年観護所
京都市宇治郡東宇治町	神戸市生田区	兵庫縣加古郡八幡村	瀬戸市	愛知縣愛知郡豊明村	廣島縣賀茂郡原村	鳥取縣西伯郡大篠津村	福岡市	佐世保市	熊本縣球磨郡木上村	福島市	北海道千歳郡千歳町	香川縣仲多度郡善通寺町	東京都杉並区	横濱市	浦和市	千葉市

法務廳設置法等の一部を改正する法律

(別表) 五

名	称	位	置
多摩	少年院	東京都	南多摩郡由井村
東京	少年院	東京都	澁谷区
愛光	女子学院	東京都	北多摩郡狛江村
関東	医療少年院	東京都	北多摩郡府中町
千葉	星華学院	千葉県	香取郡多古町
印旛	少年院	千葉県	印旛郡船穂村
八街	少年院	千葉県	印旛郡八街町
茨城	農藝学院	茨城県	稻敷郡奥野村
榛名	少年院	群馬縣	勢多郡大胡町
東海	農藝学院	静岡県	安倍郡美和村
有明	高原寮	長野縣	南安曇郡有明村
新潟	少年学院	新潟縣	古志郡栖吉村
浪速	少年院	茨城県	木市
交野	女子学院	大阪府	北河内郡交野町
宇治	少年院	京都府	宇治郡東宇治町

水戸少年観護所	宇都宮少年観護所	前橋少年観護所	静岡少年観護所	甲府少年観護所	長野少年観護所	新潟少年観護所	大阪少年観護所	京都少年観護所	神戸少年観護所	奈良少年観護所	大津少年観護所	和歌山少年観護所	名古屋少年観護所	津少年観護所	岐阜少年観護所	福井少年観護所
水戸市	宇都宮市	前橋市	静岡市	甲府市	長野市	新潟市	大阪市	京都市	神戸市	奈良市	大津市	和歌山市	名古屋市	津市	岐阜市	福井市

山形少年観護所	福島少年観護所	仙臺少年観護所	宮崎少年観護所	鹿児島少年観護所	熊本少年観護所	大分少年観護所	長崎少年観護所	佐賀少年観護所	福岡少年観護所	松江少年観護所	鳥取少年観護所	岡山少年観護所	山口少年観護所	広島少年観護所	富山少年観護所	金澤少年観護所
山形市	福島市	仙臺市	宮崎市	鹿児島市	熊本市	大分市	長崎市	佐賀市	福岡市	松江市	鳥取市	岡山市	山口市	広島市	富山市	金澤市

宇都宮少年鑑別所	水戸少年鑑別所	千葉少年鑑別所	浦和少年鑑別所	横濱少年鑑別所	東京少年鑑別所	松山少年観護所	高知少年観護所	徳島少年観護所	高松少年観護所	釧路少年観護所	旭川少年観護所	函館少年観護所	札幌少年観護所	青森少年観護所	秋田少年観護所	盛岡少年観護所
宇都宮市	水戸市	千葉市	浦和市	横濱市	東京都杉並区	松山市	高知市	徳島市	高松市	釧路市	旭川市	函館市	札幌市	青森市	秋田市	盛岡市

富山少年鑑別所	金澤少年鑑別所	福井少年鑑別所	岐阜少年鑑別所	津市少年鑑別所	名古屋少年鑑別所	和歌山少年鑑別所	大津少年鑑別所	奈良少年鑑別所	神戸少年鑑別所	京都少年鑑別所	大阪少年鑑別所	新潟少年鑑別所	長野少年鑑別所	甲府少年鑑別所	静岡少年鑑別所	前橋少年鑑別所
富山市	金澤市	福井市	岐阜市	津市	名古屋市	和歌山市	大津市	奈良市	神戸市	京都市	大阪市	新潟市	長野市	甲府市	静岡市	前橋市

秋田少年鑑別所	盛岡少年鑑別所	山形少年鑑別所	福島少年鑑別所	仙臺少年鑑別所	宮崎少年鑑別所	鹿児島少年鑑別所	熊本少年鑑別所	大分少年鑑別所	長崎少年鑑別所	佐賀少年鑑別所	福岡少年鑑別所	松江少年鑑別所	鳥取少年鑑別所	岡山少年鑑別所	山口少年鑑別所	広島少年鑑別所
秋田市	盛岡市	山形市	福島市	仙臺市	宮崎市	鹿児島市	熊本市	大分市	長崎市	佐賀市	福岡市	松江市	鳥取市	岡山市	山口市	広島市

法務廳設置法等の一部を改正する法律

青森少年鑑別所	青森市
札幌少年鑑別所	札幌市
函館少年鑑別所	函館市
旭川少年鑑別所	旭川市
釧路少年鑑別所	釧路市
高松少年鑑別所	高松市
徳島少年鑑別所	徳島市
高知少年鑑別所	高知市
松山少年鑑別所	松山市

(別表) 六

管区本部の名称	管区本部の位置	管区の区域
東京矯正保護管区本部	東京都	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、静岡縣、山梨縣、長野縣、新潟縣
大阪矯正保護管区本部	大阪市	大阪府、京都府、兵庫県、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣
名古屋矯正保護管区本部	名古屋市	愛知縣、三重縣、岐阜縣、井田縣、石川縣、富山縣、福

参照

○法務廳設置法 (昭和二十二年十二月十七日法律第九十三号)

第一條(第三項) 法務総裁は、檢察事務及び檢察廳に関する事項、内閣提出の法律案及び政令案の審議立案、條約案の審議、内外及び國際法制の調査、國の利害に關係ある争訟、恩赦、犯罪人の引渡、國籍、戸籍、外國人の登録、登記、供託、人權の擁護、刑罰並びに司法保護に関する事項その他法務に関する事項、昭和二十一年勅令第一号の規定による政党、協会その他の團體の結成の禁止等に関する事項、連合國最高司令官の要求に基づく正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願予備將校であつた者等の調

廣島矯正保護管区本部	廣島市	廣島縣、山口縣、岡山縣、鳥取縣、島根縣
福岡矯正保護管区本部	福岡市	福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、鹿兒島縣、宮崎縣
仙臺矯正保護管区本部	仙臺市	宮城縣、福島縣、山形縣、青森縣、秋田縣
札幌矯正保護管区本部	札幌市	北海道
高松矯正保護管区本部	高松市	香川縣、徳島縣、高知縣、愛媛縣

查等に関する事項並びに昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該當者の觀察等に関する事項を管理する。
第二條(第二項) 法務総裁たる國務大臣は、内閣法にいう主任の大臣とする。

同條(第三項) 行政官廳法第四條乃至第七條の規定は、法務総裁にこれを準用する。但し、同法第六條中「省令」とあるのは、「法務廳令」と読み替へるものとする。

第三條(第一項) 法務総裁の下に、檢務長官、法制長官、法務調査意見長官、訟務長官及び法務行政長官を置く。

同條(第四項) 官房長は、総裁を助けて、総裁官房の事務を指揮監督する。

第五條 法務廳に、官房の外、各長官の指揮監督の下に、各長官総務室及び左の区分により左の局を置く。

- 檢務長官
- 檢務局
- 特別審査室
- 法制長官
- 法制第一局
- 法制第二局
- 法制第三局
- 法務調査意見長官
- 調査意見第一局
- 調査意見第二局

法務廳設置法等の一部を改正する法律

資料統計局

- 訟務長官
- 民事訟務局
- 稅務訟務局
- 行政訟務局
- 法務行政長官
- 民事局
- 人權擁護局
- 矯正總務局
- 成人矯正局
- 少年矯正局

各長官総務室は、夫々その長官所属の各局の指揮監督に関する事務を掌る。

第六條 檢務局においては、左の事務を掌る。

- 一 檢察事務及び檢察廳に関する事項
 - 二 恩赦に関する事項
 - 三 犯罪人の引渡に関する事項
 - 四 犯罪捜査の科學的研究に関する事項
 - 五 司法警察職員の教養訓練に関する事項
 - 六 犯罪の予防その他刑事に関する事項で他の所管に属しないもの
- 特別審査局においては、左の事務を掌る。
- 昭和二十一年勅令第一号の規定による各種團體の結成の

法務廳設置法等の一部を改正する法律

禁止及び解散等に関する事項（第十條第一項第十号に規定する事項を除く。）

二 連合國最高司令官の要求に基く正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願予備將校であつた者等の調査等に関する事項

三 昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者の観察等に関する事項

第七條 法制第一局においては、主として外事、財政又は金融に関する事項その他法制第二局又は法制第三局の所掌に属しない事項に係る法律案及び政令案の審議立案並びに條約案の審議に関する事務を掌る。

法制第二局においては、主として産業、経済、運輸又は通信に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事務を掌る。

法制第三局においては、主として法務、文教、厚生又は労働に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事務を掌る。

法制長官は、特に必要があると認めるときは、臨時に各局所掌の事務を変更することができる。

第八條 調査意見第一局においては、司法制度、民事及び刑事に関する内外及び國際法制並びにその運用に関する調査研究に関する事務を掌る。

調査意見第二局においては、調査意見第一局の所掌に属するもの以外の内外の法制及びその運用に関する調査研究に関する

事務を掌る。

資料統計局においては、左の事務を掌る。

一 内外の法令その他法制に関する資料の収集、整備及び編纂に関する事項

二 法務に関する統計に関する事項

三 法令の周知徹底に関する事項

前三項に規定するものの外、調査意見第一局、調査意見第二局及び資料統計局は、夫々その所掌事務に應じて第一條第二項の規定による意見の陳述又は報告に関する事務を掌る。

第九條 民事訟務局においては、民事に関する争訟に関する事務を掌る。

税務訟務局においては、租税及び関税に関する事務を掌る。

行政訟務局においては、税務訟務局の所掌に属するもの以外の一切の行政に関する争訟に関する事務を掌る。

第十條 民事局においては、左の事務を掌る。

一 國籍に関する事項

二 戸籍に関する事項

三 外國人の登録に関する事項

四 登記に関する事項

五 供託に関する事項

六 公証に関する事項

七 司法書士に関する事項

八 司法事務局に関する事項

少年矯正局においては、左の事務を掌る。

一 少年に対する刑及び未決拘留の執行に関する事項

二 少年裁判所によつて保護処分が付された少年の保護に関する事項

三 少年裁判所によつて保護処分が付された少年に対する司法保護事業に関する事項

第十一條 官房においては、左の事務を掌る。

一 皇統譜副本の保管に関する事項

二 機密に関する事項

三 総裁の官印及び廳印の管守に関する事項

四 所管行政の考査に関する事項

五 公文書類の接受、発送、編纂及び保存に関する事項

六 職員の進退身分に関する事項

七 辯護士及び辯護士会に関する事項

八 法務廳研修所に関する事項

九 経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項

十 法務廳及びその所管各廳の管理に属する財産及び物品に関する事項

十一 涉外事務に関する事項

第十三條 この法律に定めるものの外、法務廳の職員及び廳外機関について必要な事項は、政令でこれを定め、廳内各局、各長官、總務室及び官房の分課について必要な事項は、法務總裁がこ

- 九 昭和二十一年勅令第百一号の規定による政党の登録に関する事項
- 十 昭和二十一年勅令第百一号の規定による政党、協会その他の団体の財産の接收及び処理等に関する事項
- 十一 民事に関する事項で他の所管に属しないもの
- 一 人權擁護局においては、左の事務を掌る。
- 二 民間における人權擁護運動の助長に関する事項
- 三 人身保護に関する事項
- 四 貧困者の訴訟援助に関する事項
- 五 その他他人權の援護に関する事項
- 矯正総務局においては、左の事務を掌る。
- 一 犯罪人に対する行刑及び保護に関する企画及び事務の調整に関する事項
- 二 刑務所、拘留所、少年審判所、矯正院その他の官公立の少年矯正施設に関する事項
- 三 矯正職員の教養訓練に関する事項
- 四 犯罪人の指紋に関する事項
- 五 行刑及び司法保護に関する事項で他の所管に属しないもの
- 成人矯正局においては、左の事務を掌る。
- 一 成人に対する刑及び未決拘留の執行に関する事項
- 二 成人犯罪人の保護に関する事項
- 三 成人に対する司法保護事業に関する事項

法務廳設置法等の一部を改正する法律

れを定める。

○監獄法 (明治四十一年三月二十八日法律第二十八號)

第一條(第一項) 監獄ハ之ヲ左ノ四種トス

- 一 懲役監 懲役ニ処セラレタル者ヲ拘禁スル所トス
- 二 禁錮監 禁錮ニ処セラレタル者ヲ拘禁スル所トス
- 三 拘留場 拘留ニ処セラレタル者ヲ拘禁スル所トス
- 四 拘置監 刑事被告人及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ拘禁スル所トス

○裁判所法 (昭和二十一年四月十六日法律第五十九號)

第四十一條 (最高裁判所の裁判官の任命資格) 最高裁判所の裁判官は、識見の高い、法律の素養のある年齢四十一年以上の者の中からこれを任命し、そのうち少くとも十人は、十年以上第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して二十年以上になる者でなければならない。

- 一 高等裁判所長官
- 二 判事
- 三 簡易裁判所判事
- 四 檢察官
- 五 弁護士

六 別に法律で定める大学の法律学の教授又は助教
同條(第二項) 五年以上前項第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は十年以上前項第一号乃至第六号に掲げる職の一若しくは二以上に在つた者が判事補、裁判所調査官、最高裁判所事務総長、裁判所事務官、司法研修所教官、法務廳の各長官、法務總裁官房長、法務廳事務官又は法務廳教官の職に在つたときは、その在職は、同項の規定の適用については、これを同項第三号乃至第六号に掲げる職の在職とみなす。
前二項の規定の適用については、第一項第三号乃至第五号及び前項に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。
三年以上前項第六号の大学の法律学の教授又は助教の職に在つた者が簡易裁判所判事、檢察官又は弁護士に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、檢察官(副検事を除く)又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。
第四十二條 (高等裁判所長官及び判事の任命資格) 高等裁判所長官及び判事は、左の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその年数を通算して十年以上になる者の中からこれを任命する。

- 一 判事補
- 二 簡易裁判所判事
- 三 檢察官

四 弁護士

五 裁判所調査官又は司法研修所教官

六 前條第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教
同條(第二項) 前項の規定の適用については、三年以上同項各号に掲げる職の一又は二以上に在つた者が裁判所事務官、法務廳事務官又は法務廳教官の職に在つたときは、その在職は、これを同項各号に掲げる職の在職とみなす。

前二項の規定の適用については、第一項第二号乃至第五号及び前項に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。

三年以上前條第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教の職に在つた者が簡易裁判所判事、檢察官又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、檢察官(副検事を除く)又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。司法修習生の修習を終えないで簡易裁判所判事又は檢察官に任命された者の第六十六條の試験に合格した後の簡易裁判所判事、檢察官(副検事を除く)又は弁護士の職に在つた年数についても、同様とする。

第四十四條 (簡易裁判所判事の任命資格) 簡易裁判所判事は、高等裁判所長官若しくは判事の職に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して三年以上になる者の中からこれを任命する。

一 判事補

法務廳設置法等の一部を改正する法律

二 檢察官
三 弁護士
四 裁判所調査官、裁判所事務官、司法研修所教官、法務廳事務官又は法務廳教官
五 第四十一條第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教
前項の規定の適用については、同項第二号乃至第四号に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。
司法修習生の修習を終えないで檢察官に任命された者の第六十六條の試験に合格した後の檢察官(副検事を除く)又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。

○判事補の職権の特例等に関する法律

(昭和二十三年七月十二日法律第四十六號)

第一條 判事補で裁判所法(昭和二十二年法律第五十九號)第四十二條第一項各号に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数を通算して五年以上になる者のうち、最高裁判所の指名する者は、当分の間、判事補としての職権の制限を受けないものとす。同法第二十九條第三項(同法第三十一條の五で準用する場合を含む)及び第三十六條の規定の適用については、その属する地方裁判所又は家庭裁判所の判事の権限を有するものとす。

檢察廳法の一部を改正する法律

2 裁判所法第四十二條第二項乃至第四項の規定は、前項の年数の計算に、これを準用する。

○檢察審査会法 (昭和二十三年七月十二日法律第四百十七号)

第六條 左に掲げる者は、檢察審査員の職務に就くことができない。

- い。
- 八 法務廳官吏

○司法保護事業法 (昭和十四年三月三十日法律第四十二号)

第七條 司法保護事業ヲ經營スル者本法ニ違反シ、公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリ又ハ著シク不當ノ行爲アリタルトキハ主務大臣ハ司法保護事業委員會ノ意見ヲ聽キ其ノ者ニ對シ第三條ノ認可ヲ取消シ又ハ事業ノ經營ヲ制限スルコトヲ得司法保護事業ヲ經營スル者ガ法人ナル場合ニ於テ理事其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ニ著シク不當ノ行爲アリタルトキ亦同ジ
司法保護事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○檢察廳法 (昭和二十二年四月十六日法律第六十一号)

第十八條(第一項) 二級の檢察官の任命及び敘級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。
一 司法修習生の修習を終えた者
二 裁判官の職に在つた者
三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は助教

同條第三項を削る。

第十八條第二項第一号中「高等試験」を「裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十六條第一項の試験」に改め、同項及び第四項中「副檢察事選考委員會」を「副檢察事選考審査会」に改める。

第十九條第二項第三号中「法務廳の各長官」を「法務府の各長官に、「法務廳事務官、法務廳教官」を「法務府事務官、法務府教官」に改め、同項第五号を削り、同條第三項中「第三号乃至第五号」を「第三号及び第四号」に改める。

第二十三條第一項中「檢察官適格審査委員會の議決及び法務總裁の勸告を経て、」を「檢察總長、次長檢察事及び檢察長については、檢察官適格審査会の議決及び法務總裁の勸告を経て、檢察事及び副檢察事については、檢察官適格審査会の議決を経て、」に、同條第二項から第五項まで中「檢察官適格審査委員會」を「檢察官適格審査会」に、同條第三項中「当該檢察官の罷免の勸告をしなければならぬ。」を「檢察總長、次長檢察事及び檢察長については、当該檢察官の罷免の勸告を行い、檢察事及び副檢察事については、これを罷免しなければならぬ。」に、同條第四項中「法務廳の官吏」を「法務府の官吏」に、同條第五項中「前四項」を「前七項」に改め、同條第四項の次に次の三項を加える。

檢察官適格審査会に、委員一名につきそれぞれ一名の予備委員を置く。
各委員の予備委員は、それぞれその委員と同一の資格のある者の中から、これを選任する。但し、予備委員となる國會議員は、

檢察廳法の一部を改正する法律

授の職に在つた者

同條(第二項) 副檢察事は、前項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する者で副檢察事選考委員會の選考を経たものの中からこれを任命することができる。

- 一 高等試験に合格した者
- 二 三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職に在つた者

○辯護士法 (昭和八年五月一日法律第五十三号)

第十二條 辯護士會ハ會ノ秩序又ハ信用ヲ害スル虞アル者ノ登錄若ハ登錄換ノ請求ノ進達ヲ拒絶シ又ハ退會ヲ命ズルコトヲ得
第十三條(第一項) 前條ノ規定ニ依リ登錄若ハ登錄換ノ進達ヲ拒絶セラレ又ハ退會センメラレタル者ハ法務總裁ニ不服ノ申立ヲ爲スコトヲ得

○檢察廳法の一部を改正する法律

昭和二十四年五月三十一日公布
法律第百三十八号
昭和二十四年六月一日施行
(法務總裁署名)

檢察廳法の一部を改正する法律

檢察廳法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項中「その任免は、」の下に「内閣が行い、」を加え、

それぞれ衆議院及び參議院においてこれを選出する。

委員に事故のあるとき、又委員が欠けたときは、その予備委員が、その職務を行う。

第二十九條中「予算の範囲内において政令で」を「別に法律で」に改める。

第三十條を次のように改める。

第三十條 削除

附則の前に次の一條を加える。

第三十二條の二 この法律第十五條、第十八條乃至第二十條及び第二十二條乃至第二十五條の規定は、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)附則第十三條の規定により、檢察官の職務と責任の特殊性に基いて、同法の特例を定めたものとする。

第三十七條第二項中「考試を経た者」の下に「又はこの法律施行の際現に弁護士試験補たる者で一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経たもの」を加え、同條に次の一項を加える。

弁護士たる資格を有する者が、朝鮮弁護士令(昭和十一年制令第四号)台湾弁護士令(昭和十年律令第七号)又は關東州弁護士令(昭和十一年勅令第十六号)による弁護士(以下外地弁護士と稱する。)の職に在つたときは、第十八條の規定の適用については、外地弁護士の在職の年数が三年以上になるもの又は外地弁護士及び弁護士在職の年数が三年以上になるものは、その三年に達した時、朝鮮弁護士令による弁護士試験として一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経たものは、その考試を経た時に、そ

檢察廳法の一部を改正する法律

れぞれ司法修習生の修習を終えたものとみなす。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 従前の第十八條第二項第一号又は第十九條第一項第五号の規定に該当した者については、なお従前の例による。
- 2 この法律施行前における法務廳の各長官、法務廳事務官及び法務廳教官の在職は、第十九條の規定の適用については、それぞれ法務府の各長官、法務府事務官及び法務府教官の在職とみなす。

参 照

○檢察廳法 (昭和二十二年四月十六日法律第六十一号)

- 第十五條(第一項) 檢事総長、次長、檢事及各檢事長は一級とし、その任免は天皇が、これを認証する。
- 同條(第三項) 一級の檢察官は、内閣が、二級の檢察官は、内閣総理大臣が、これを任免する。
- 第十八條(第一項) 二級の檢察官の任命及級級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。
- 一 司法修習生の修習を終えた者
 - 二 裁判官の職に在った者
 - 三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は助教授の職に在った者
- 同條(第二項) 副檢事は、前項の規定にかかわらず、左の各号の

一に該当する者で副檢事選考委員会の選考を経たものの中からこれを任命することができる。

一 高等試験に合格した者

二 三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職に在った者

同條(第三項) 三年以上副檢事の職に在つて政令で定める考試を経た者は、第一項の規定にかかわらず、これを二級の檢事に任命及び級級することができる。

同條(第四項) 副檢事選考委員会に関する規程は、政令でこれを定める。

第十九條(第一項) 一級の檢察官の任命及び級級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

三 前條第一項第一号又は第三号の資格を得た後八年以上法務廳の各長官、法務總裁官、最高裁判所事務總長若しくは裁判所調査官又は二級以上の法務廳事務官、法務廳教官、裁判所事務官若しくは司法研修所教官の職に在った者

五 前條第一項の資格を有し一級の檢察官の職務に必要な學識経験のある者で一級官吏選考委員会の選考を経たもの

同條(第三項) 前條第三項の規定により檢事に任命された者は、第一項第三号乃至第五号の規定の適用については、これを同條第一項第一号の資格を有する者とみなす。

第二十三條 檢察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないときは、檢察官適格審査委員

会の議決及び法務總裁の勅告を経て、その官を免ずることができらる。

同條(第二項) 檢察官は、左の場合に、その適格に關し、檢察官適格審査委員会の審査に付される。

- 一 すべての檢察官について三年ごとに定時審査を行う場合
- 二 法務總裁の請求により各檢察官について隨時審査を行う場合
- 三 職権で各檢察官について隨時審査を行う場合

同條(第三項) 檢察官適格審査委員会は、檢察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないかどうかを審査し、その議決を法務總裁に通知しなければならない。法務總裁は、檢察官適格審査委員会から檢察官がその職務を執るに適しない旨の議決の通知があつた場合において、その議決を相当と認めるときは、当該檢察官の罷免の勅告をしなければならぬ。

同條(第四項) 檢察官適格審査委員会は、内閣総理大臣の監督に屬し、國會議員、檢察官、法務廳の官吏、裁判官、弁護士及び日本学士院会員の中から選任された十一人の委員を以てこれを組織する。但し、委員となる國會議員は、衆議院議員四人及び参議院議員二人とし、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

同條(第五項) 前四項に規定するものの外、檢察官適格審査委員会に關する事項は、政令でこれを定める。

少年院法の一部を改正する法律

第二十九條 檢察廳の職員は、予算の範圍内において政令でこれを定める。

第三十條 法務總裁は、檢事総長若しくは檢事長又は檢事正にその職又はその職及びその職の對應する裁判所の管轄区域内に在る区檢察廳の三級官吏の進退に關する権限を委任することができる。

檢事長又は檢事正は、その職の檢察事務官及び檢察技官の中から、その職の支部に勤務すべき者を命ずる。

第三十七條(第一項) 裁判所構成法による檢事たる資格を有する者は、第十八條及び第十九條の規定の適用については、その資格を得た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。この法律施行の際現に弁護士たる資格を有する者で弁護士の在職年数がこの法律施行後において三年に達する者についてその三年に達した時も同様とする。

同條(第二項) この法律施行前弁護士試験として一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経た者は、前項の規定にかかわらず、その考試を経た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。

◎少年院法の一部を改正する法律

昭和二十四年五月三十日公布
法律第百二十号
昭和二十四年五月三十日施行 (法務總裁署名)

少年院法の一部を改正する法律
少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項を次のように改める。

2 初等少年院は、心身に著しい故障のない、十四歳以上おおむね十六歳未満の者を收容する。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 少年観護所の施設が十分でないため、特に必要があるときは、昭和二十六年三月三十一日までの間、少年院又は拘留監の特に区別した場所を少年観護所に充てることができる。但し、拘留監の区別した場所を充てた場合には、その場所には、少年法第三條第一項に掲げる罪を犯した少年であつて逃走の虞のあるものに限り、收容するものとする。

2 特別少年院の施設の收容能力が十分でないため、特に必要があるときは、昭和二十六年三月三十一日までの間、少年を收容する監獄の特に区別した場所を特別少年院に充てることができる。

3 女子の医療少年院の施設が十分でないため、特に必要があるときは、前項の日までの間、男子医療少年院を特に区分して、男女の別に従つて少年を收容することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○少年院法 (昭和二十三年七月十五日)
法律第百六十九号)

第二條(第二項) 初等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね十四歳以上十六歳未満の者を收容する。

第二十一條 少年観護所に、昭和二十五年三月三十一日まで、少年院の特に区別した場所を、これに充てることができる。

◎法務局及び地方方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律

昭和二十四年五月三十一日公布
法律第百三十七号(大蔵大臣・法務総裁署名)
昭和二十四年六月一日施行

法務局及び地方方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律

第一條 供託法(明治三十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「供託局ニ於テ」を「法務局若ハ地方方法務局又ハ其支局若ハ法務総裁ノ指定スル出張所カ供託所トシテ」に改める。

第一條ノ二から第一條ノ四までを次のように改める。

第一條ノ二 供託所ニ於ケル事務ハ法務局若ハ地方方法務局又ハ其支局若ハ出張所ニ勤務スル法務府事務官ニシテ法務局又ハ地方

法務局ノ長ノ指定シタル者カ之ヲ取扱フ

第一條ノ三 供託官吏ノ處分ヲ不當トスル者ハ監督法務局又ハ地方方法務局ノ長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第一條ノ四 異議ノ申立ハ供託所ニ異議申立書ヲ提出シテ之ヲ爲ス

第一條ノ五中「抗告」を「異議」に、同條第一項中「裁判所及ヒ抗告人」を「異議申立人」に、同條第二項中「書類ノ送付ヲ受ケタル日」を「異議申立書ノ提出アリタル日」に、「裁判所ニ返還」を「監督法務局又ハ地方方法務局ノ長ニ送付」に改める。

第一條ノ六を次のように改める。

第一條ノ六 法務局又ハ地方方法務局ノ長ハ異議ニ付決定ヲ爲スヘシ此場合ニ於テ異議ヲ理由アリトスルトキハ供託官吏ニ相當ノ處分ヲ命スルコトヲ要ス

第一條ノ七を削る。

第二條及び第四條中「供託局」を「供託所」に改める。

第二條 供託法中改正法律(大正十年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「供託局」を「供託所」に、「司法大臣」を「法務総裁」に改める。

第三條 漁船保険法(昭和十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五條ノ十八中「司法事務局又ハ其ノ出張所ノ管轄トス」を「法務局若ハ地方方法務局又ハ其ノ支局若ハ出張所カ管轄登記所ト

法務局及び地方方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律

シテ之ヲ掌ル」に改める。

第二十五條ノ二十三中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第二十八條中「第百三十八條、」の下に「第百三十九條ノ二、」を加える。

第四條 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「區裁判所又ハ其ノ出張所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若ハ地方方法務局又ハ其ノ支局若ハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第四十五條中「區裁判所」を「地方裁判所」に、「第二十六條」を「第二十四條」に改める。

第五條 戶籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三條中「司法事務局」を「法務局又は地方方法務局」に改める。

第五條第二項を次のように改める。

手数料の額は、物價の情況、戶籍の謄本の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令でこれを定める。

第八條第二項中「監督司法事務局又はその出張所」を「監督法務局若しくは地方方法務局又はその支局」に改める。

第十一條及び第二十八條第一項中「最高法務総裁」を「法務総裁」に改める。

第二十四條第二項中「監督司法事務局」を「監督法務局又は地方方法務局」に改める。

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律

二七二

第四百二十二條及び第四百十三條を削る。

第六條 司法書士法(大正八年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

「所屬地方裁判所長」を「其ノ所屬スル法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第一條中「及檢察局」を「、檢察廳、法務局及地方法務局」に改める。

第二條本文中「地方裁判所」を「法務局又ハ地方法務局」に改め、同條但書を削る。

第三條第二項を削る。

第十條中「司法書士ハ」の下に「故ナク」を加え、同條但書を削る。

第十一條第一項第二号中「五百圓」を「二萬五千圓」に改める。

第七條 社会保険診療報酬支拂基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「司法事務局又はその出張所」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所」に改める。

第八條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第三項中「司法事務局」を「法務局又ハ地方法務局」に改める。

第四百四十五條第一項中「司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所とする」に改める。

張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第五百五十二條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第五百五十三條中「非訟事件手続法」の下に「第三百三十九條ノ二、」を加える。

第九條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項中「區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局ガ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第二十三條中「第三百三十八條ノ三、」の下に「第三百三十九條ノ二、」を加える。

第十條 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第八十二條第一項中「司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第九十一條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第九十二條中「非訟事件手続法」の下に「第三百三十九條ノ二、」を加える。

第十一條 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第九條及び第十一條第一項中「裁判所」を「登記所」に改める。

第十二條 商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)の「

部を次のように改正する。

第十七條中「裁判所」を「登記所」に改める。

第十三條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第一百條第一項中「司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第二百十條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第二百十一條中「非訟事件手続法」の下に「第三百三十九條ノ二、」を加える。

第十四條 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第二十二條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第二十四條中「第三百三十八條、」の下に「第三百三十九條ノ二、」を加える。

第十五條 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第二十七條第二項中「執達吏」を「執行吏」に改める。

第三十三條第一項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律

二七三

第四十一條中「第十三條、」を削り、「乃至第五百五十四條第一項、

第五百五十五條、第五百五十六條、第五百五十八條及第五百五十九條」を「、第五百五十一條、第五百五十三條及第五百五十四條」に改める。

第十六條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)の一部を次のように改正する。

第八十三條第一項中「司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第九十一條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第九十二條中「非訟事件手続法」の下に「第三百三十九條ノ二、」を加える。

第十七條 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第六十七條第一項中「司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第七十六條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第七十七條中「非訟事件手続法」の下に「第三百三十九條ノ二、」を加える。

第十八條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第一百七條及び第一百八條中「司法事務局又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出

張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。
第二百二十五條第一項中「第四百十一條」を「第三百三十九條ノ二、第四百十一條」に改める。
第三百三十九條中「司法事務局又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第三百三十九條の次に次の一條を加える。

第三百三十九條ノ二 登記所ニ於ケル事務ハ法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所ニ勤務スル法務府事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ之ヲ取扱フ
第四百二十二條第一項を次のように改め、同條第三項を削る。
登記所ハ何人ニモ登記簿ノ閲覧ヲ許スヘシ

第四百二十三條を次のように改める。

第四百二十三條 登記所ハ手数料ヲ納付シテ申請ヲ爲シタル者ニハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ヲ交付シ又ハ登記事項ニ變更ナキコト、或事項ノ登記ナキコト若クハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ノ記載事項ニ變更ナキコトノ證明ヲ爲スヘシ
郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ前項ノ規定ニ依ル證明書ヲ請フトキハ登記所ハ之ヲ送付スヘシ

第五百十條の三の次に次の二條を加える。

第五百十條ノ四 登記ノ申請書ニ捺印スヘキ者ハ豫メ其印鑑ヲ登記所ニ提出スヘシ改印ヲ爲シタルトキ亦同シ
前項ノ規定ハ委任ニ因ル代理人ニ依リテ登記ノ申請ヲ爲ス場合

條、第五百十一條、第五百十三條及ヒ第五百十四條」に改める。
第八十條第一項中「總社員」を「社員」に改め、同條第二項を次のように改め、同條第三項及び第四項を削る。

前項ノ申請書ニハ總社員ノ同意又ハ或社員ノ一致アリタルコトヲ證スル書面其他登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス但社員ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス
第八十八條第一項中「總取締役」を「會社ヲ代表スヘキ取締役」に改め、同條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

前項ノ申請書ニハ株主總會ノ議事録其他登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス但取締役又ハ監査役ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス
第八十八條ノ二第二項中「第三項」を削る。
第八十八條ノ三第一項中「總取締役」を「會社ヲ代表スヘキ取締役」に改め、同條第三項中「第三項」を削る。

第九十一條第一項中「總取締役」を「會社ヲ代表スヘキ取締役」に改める。

第九十二條を次のように改める。

第九十七條第一項中「ノ全員」を削り、同條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

前項ノ申請書ニハ株主總會ノ議事録其他登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス但無限責任社員又ハ監査役ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律

ニ於テハ其委任ヲ爲シタル者ニ付之ヲ適用ス

第五十條ノ五 登記所ハ會社又ハ外國會社ノ代表者ニシテ登記所ニ印鑑ヲ提出シタル者カ手数料ヲ納付シテ申請ヲ爲シタルトキハ其印鑑ノ證明書ヲ交付スヘシ

第四百十三條第二項ノ規定ハ前項ノ證明書ノ送付ニ付キ之ヲ準用ス

第五百十一條第一項後段及び第二項を削る。

第五百十一條ノ二第一項中「異議ノ申立ナキトキハ」を「異議ヲ述ヘサルトキハ」に改める。

第五百十一條ノ三を次のように改める。

第五百十一條ノ三 異議ヲ述フル者アリタルトキハ登記所ハ其異議ニ付決定ヲ爲スヘシ

第五百十一條ノ四中「異議ノ申立ナキトキ又ハ異議ヲ却下スル裁判カ確定シタルトキハ」を「異議ヲ述フル者ナキトキ又ハ異議ヲ却下シタルトキハ」に改める。

第五百十一條ノ六第二項中「法務總裁」を「監督法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第五百十六條の次に次の一條を加える。

第五十六條ノ二 第四百十三條第一項及ヒ第五百十條ノ五第一項ノ手数料ノ額ハ物價ノ状況登記簿ノ謄本ノ交付等ニ要スル實費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第五百十七條中「第十三條、」を削り、「第二十二條」を「第二十二條第一項」に、「及ヒ第五十九條」を「、第五十九條、第五百五十二條第一項」に改める。

第九十八條ノ二第一項中「ノ全員」を削る。
第九十八條ノ三を次のように改める。

第九十八條ノ三 削除

第九十九條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目錄中「第五章 抗告」を「第五章 異議」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條 登記事務ハ登記スヘキ權利ノ目的タル不動産ノ所在地ヲ管轄スル法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル

不動産カ數箇ノ登記所ノ管轄區域ニ跨カルトキハ申請ニ因リ法務局又ハ地方法務局ノ長ニ於テ管轄登記所ヲ指定ス但數箇ノ法務局又ハ地方法務局管内ノ登記所ノ管轄區域ニ跨カルトキハ法務總裁ニ於テ之ヲ指定ス

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條ノ二 登記所ニ於ケル事務ハ法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所ニ勤務スル法務府事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ之ヲ取扱フ

第十八條中「地方裁判所長」を「法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第十九條の次に次の一條を加える。

第十九條ノ二 登記簿ノ全部又ハ一部ノ滅失シタル登記所ニ申請書編綴簿ヲ備フ

第二十條第一項中、「共同人名簿及ヒ圖面」を「及ヒ共同人名簿」に改め、同條第二項に次の但書を加える。

但申請書編綴簿ニ編綴シタル書面ニ付テハ其保存期間ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル記載ヲ爲シタル日ヨリ之ヲ起算ス

第二十一條第一項中「請求スルコトヲ得」の下に「登記事項ニ變更ナキコト、或事項ノ登記ナキコト又ハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ノ記載事項ニ變更ナキコトノ證明ニ付キ亦同シ」を加え、同條第一項中「登記簿ノ謄本又ハ抄本」を「登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ前項ノ規定ニ依ル證明書」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項ノ手数料ノ額ハ物價ノ狀況登記簿ノ謄本ノ交付等ニ要スル實費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條中「又ハ豫審判事」を削り、同條に次の一項を加ふる。

前項但書ノ規定ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル記載ヲ完了スル迄ノ間ハ申請書編綴簿ニ編綴シタル書面ニハ之ヲ適用セス

第三十條中「府縣、郡、市、町村若クハ區」を「地方公共團體」に改める。

第三十二條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第三十五條に次の一項を加える。

官廳ノ所管ニ屬スル不動産ニ關スル權利ニ付キ登記ヲ囑託スル場合ニ於テ命令又ハ規則ヲ以テ指定セラレタル官廳又ハ公署ノ職員ハ第一項第五號ニ掲ケタル書面ヲ提出スルコトヲ要セス

第四十一條、第四十二條及び第四十三條第一項中「戶籍吏」を改める。

規定ニ依ル編綴濟證ヲ提出スルコトヲ要ス

第六十條ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條の次に次の二條を加える。

第七十六條ノ二 登記用紙ノ繼續移多ニシテ取扱不便ト爲ルニ至リタルトキハ其登記ヲ新用紙ニ移スコトヲ得

第六十八條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條ノ三 登記ヲ移シ又ハ轉寫スル場合ニ於テハ現ニ效力ヲ有スル登記ノミヲ移シ又ハ轉寫スヘシ

第七十七條第二項中「壹貳參」を「壹貳參」に改める。

第八十五條第三項の次に次の一項を加える。

所有權其他ノ權利ニ關スル登記ヲ轉寫スル場合ニ於テ登記原因、其日附、登記ノ目的及ヒ受附番號カ同一ナルトキハ甲地ノ登記用紙ヨリ乙地ノ登記用紙ニ登記番號ノミヲ轉寫シ該登記番號ノ土地ニ付同一事項ノ登記アル旨ヲ附記スヘシ

第八十七條第三項中「前項ノ場合ニ」の下に「、第八十五條第四項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ」を加える。

第九十二條中「添附シ尙建物ノ分合、構造ノ變更又ハ建坪ノ増減ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ其圖面ヲ」を削る。

第九十七條中「第四項」を「第五項」に改める。

第二百二條ノ二を次のように改める。

第二百二條ノ二 削除

第二百三條ノ三及び第二百三條ノ四を削る。

第二百六條第一号中「家屋臺張謄本ニ依リ」の下に「自己又ハ被相

法務局及び地方方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律

「市町村長若クハ區長」に改める。

第六十三條ノ二第一項中「地方裁判所長」を「法務局又ハ地方方法務局ノ長」に改める。

第七十二條から第七十五條までを次のように改める。

第七十二條 第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間中ニ受附ケタル新登記ノ申請書、通知書、許可書及ヒ管轄轉屬ニ因リ移送ヲ受ケタル登記簿謄本ハ受附番號ノ順序ニ從ヒテ之ヲ申請書編綴簿ニ編綴スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル編綴アリタルトキハ登記スヘキ事項ニ付テハ編綴ノ時ニ登記アリタルト同一ノ効力ヲ生ス

第七十三條 第六十條乃至第六十二條ノ規定ハ登記官吏カ前條第一項ノ規定ニ依ル編綴ヲ完了シタル場合ニ之ヲ準用ス

申請書ニ登記濟證ヲ添附スルコトヲ要スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル編綴濟證ノ添附ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第七十四條 第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間滿了シタルトキハ遲滞ナク第七十二條第一項ニ掲ケタル書面ニ基キ登記簿ニ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第六十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十五條 前條第一項ノ規定ニ依リテ登記簿ニ記載ヲ爲シタルトキハ當事者ニ對シ之ニ登記濟證ヲ與フヘキ旨ヲ通知シ若シ回復シタル登記ト同項ノ規定ニ依リテ記載シタル登記ト抵觸スルトキハ同時ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス

當事者カ登記濟證ヲ申請スル場合ニ於テハ第七十三條第一項ノ規定ニ依ル編綴濟證ヲ提出スルコトヲ要ス

第六十條ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條の次に次の二條を加える。

第七十六條ノ二 登記用紙ノ繼續移多ニシテ取扱不便ト爲ルニ至リタルトキハ其登記ヲ新用紙ニ移スコトヲ得

第六十八條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條ノ三 登記ヲ移シ又ハ轉寫スル場合ニ於テハ現ニ效力ヲ有スル登記ノミヲ移シ又ハ轉寫スヘシ

第七十七條第二項中「壹貳參」を「壹貳參」に改める。

第八十五條第三項の次に次の一項を加える。

所有權其他ノ權利ニ關スル登記ヲ轉寫スル場合ニ於テ登記原因、其日附、登記ノ目的及ヒ受附番號カ同一ナルトキハ甲地ノ登記用紙ヨリ乙地ノ登記用紙ニ登記番號ノミヲ轉寫シ該登記番號ノ土地ニ付同一事項ノ登記アル旨ヲ附記スヘシ

第八十七條第三項中「前項ノ場合ニ」の下に「、第八十五條第四項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ」を加える。

第九十二條中「添附シ尙建物ノ分合、構造ノ變更又ハ建坪ノ増減ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ其圖面ヲ」を削る。

「市町村長若クハ區長」に改める。

第六十三條ノ二第一項中「地方裁判所長」を「法務局又ハ地方方法務局ノ長」に改める。

第七十二條から第七十五條までを次のように改める。

第七十二條 第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間中ニ受附ケタル新登記ノ申請書、通知書、許可書及ヒ管轄轉屬ニ因リ移送ヲ受ケタル登記簿謄本ハ受附番號ノ順序ニ從ヒテ之ヲ申請書編綴簿ニ編綴スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル編綴アリタルトキハ登記スヘキ事項ニ付テハ編綴ノ時ニ登記アリタルト同一ノ効力ヲ生ス

第七十三條 第六十條乃至第六十二條ノ規定ハ登記官吏カ前條第一項ノ規定ニ依ル編綴ヲ完了シタル場合ニ之ヲ準用ス

申請書ニ登記濟證ヲ添附スルコトヲ要スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル編綴濟證ノ添附ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第七十四條 第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間滿了シタルトキハ遲滞ナク第七十二條第一項ニ掲ケタル書面ニ基キ登記簿ニ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第六十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十五條 前條第一項ノ規定ニ依リテ登記簿ニ記載ヲ爲シタルトキハ當事者ニ對シ之ニ登記濟證ヲ與フヘキ旨ヲ通知シ若シ回復シタル登記ト同項ノ規定ニ依リテ記載シタル登記ト抵觸スルトキハ同時ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス

當事者カ登記濟證ヲ申請スル場合ニ於テハ第七十三條第一項ノ規定ニ依ル編綴濟證ヲ提出スルコトヲ要ス

第六十條ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條の次に次の二條を加える。

第七十六條ノ二 登記用紙ノ繼續移多ニシテ取扱不便ト爲ルニ至リタルトキハ其登記ヲ新用紙ニ移スコトヲ得

第六十八條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條ノ三 登記ヲ移シ又ハ轉寫スル場合ニ於テハ現ニ效力ヲ有スル登記ノミヲ移シ又ハ轉寫スヘシ

第七十七條第二項中「壹貳參」を「壹貳參」に改める。

第八十五條第三項の次に次の一項を加える。

所有權其他ノ權利ニ關スル登記ヲ轉寫スル場合ニ於テ登記原因、其日附、登記ノ目的及ヒ受附番號カ同一ナルトキハ甲地ノ登記用紙ヨリ乙地ノ登記用紙ニ登記番號ノミヲ轉寫シ該登記番號ノ土地ニ付同一事項ノ登記アル旨ヲ附記スヘシ

第八十七條第三項中「前項ノ場合ニ」の下に「、第八十五條第四項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ」を加える。

第九十二條中「添附シ尙建物ノ分合、構造ノ變更又ハ建坪ノ増減ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ其圖面ヲ」を削る。

第九十七條中「第四項」を「第五項」に改める。

第二百二條ノ二を次のように改める。

第二百二條ノ二 削除

第二百三條ノ三及び第二百三條ノ四を削る。

第二百六條第一号中「家屋臺張謄本ニ依リ」の下に「自己又ハ被相

法務局及び地方方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律

「市町村長若クハ區長」に改める。

第六十三條ノ二第一項中「地方裁判所長」を「法務局又ハ地方方法務局ノ長」に改める。

第七十二條から第七十五條までを次のように改める。

第七十二條 第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間中ニ受附ケタル新登記ノ申請書、通知書、許可書及ヒ管轄轉屬ニ因リ移送ヲ受ケタル登記簿謄本ハ受附番號ノ順序ニ從ヒテ之ヲ申請書編綴簿ニ編綴スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル編綴アリタルトキハ登記スヘキ事項ニ付テハ編綴ノ時ニ登記アリタルト同一ノ効力ヲ生ス

第七十三條 第六十條乃至第六十二條ノ規定ハ登記官吏カ前條第一項ノ規定ニ依ル編綴ヲ完了シタル場合ニ之ヲ準用ス

申請書ニ登記濟證ヲ添附スルコトヲ要スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル編綴濟證ノ添附ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第七十四條 第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間滿了シタルトキハ遲滞ナク第七十二條第一項ニ掲ケタル書面ニ基キ登記簿ニ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第六十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十五條 前條第一項ノ規定ニ依リテ登記簿ニ記載ヲ爲シタルトキハ當事者ニ對シ之ニ登記濟證ヲ與フヘキ旨ヲ通知シ若シ回復シタル登記ト同項ノ規定ニ依リテ記載シタル登記ト抵觸スルトキハ同時ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス

當事者カ登記濟證ヲ申請スル場合ニ於テハ第七十三條第一項ノ規定ニ依ル編綴濟證ヲ提出スルコトヲ要ス

第六十條ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條の次に次の二條を加える。

第七十六條ノ二 登記用紙ノ繼續移多ニシテ取扱不便ト爲ルニ至リタルトキハ其登記ヲ新用紙ニ移スコトヲ得

第六十八條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條ノ三 登記ヲ移シ又ハ轉寫スル場合ニ於テハ現ニ效力ヲ有スル登記ノミヲ移シ又ハ轉寫スヘシ

第七十七條第二項中「壹貳參」を「壹貳參」に改める。

第八十五條第三項の次に次の一項を加える。

所有權其他ノ權利ニ關スル登記ヲ轉寫スル場合ニ於テ登記原因、其日附、登記ノ目的及ヒ受附番號カ同一ナルトキハ甲地ノ登記用紙ヨリ乙地ノ登記用紙ニ登記番號ノミヲ轉寫シ該登記番號ノ土地ニ付同一事項ノ登記アル旨ヲ附記スヘシ

第八十七條第三項中「前項ノ場合ニ」の下に「、第八十五條第四項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ」を加える。

第九十二條中「添附シ尙建物ノ分合、構造ノ變更又ハ建坪ノ増減ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ其圖面ヲ」を削る。

第九十七條中「第四項」を「第五項」に改める。

第二百二條ノ二を次のように改める。

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律

を「監督法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第五百四十四條から第五百五十六條までを次のように改める。

第五百四十四條 法務局又ハ地方法務局ノ長ハ異議ニ付キ決定ヲ爲スヘシ此場合ニ於テ異議ヲ理由アリトストキハ登記官吏ニ相當ノ處分ヲ命シ其旨ヲ異議申立人ノ外登記上ノ利害關係人ニ通知スルコトヲ要ス

第五百五十五條 法務局又ハ地方法務局ノ長ハ處分ヲ爲ス前登記官吏ニ假登記ヲ命スルコトヲ得

第五百五十六條 削除

第五百五十七條中「抗告裁判所」及び「裁判所」を「法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第五百五十八條及ヒ第五百五十九條を次のように改める。

第五百五十八條及ヒ第五百五十九條 削除

第二十條 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

第二十四條及び第二十六條中「裁判所」を「登記所」に改める。

第二十一條 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第八十八條中「裁判所」を「登記所」に改める。

第二十二條 沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭和二十三年政令第三百六号)の一部を次のように改正

告があつたものとみなす。

参 照

○ 供託法 (明治三十二年二月八日法律第十五號)

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、戸籍法第十一條及び第二十八條第一項の改正規定は、昭和二十三年二月十五日から適用する。
- 2 戸籍手数料の額を定める法律(昭和二十三年法律第五十一号)は、廃止する。
- 3 戦時民事特別法廃止法律(昭和二十年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。
- 4 この法律施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用に

つては、なお従前の例による。

5 従前の供託法第一條ノ三又は第二條ノ七第一項の規定によつてした抗告に関しては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

6 従前の不動産登記法若しくは非訟事件手続法の規定(他の法令で準用する場合を含む)又は戦時民事特別法廃止法律の規定に基づき登記に關してした申請その他の手続又は処分は、この法律に特別の定のある場合を除いて、改正後の相当規定(他の法令で準用する場合を含む)によつてした申請その他の手続又は処分とみなす。

7 従前の不動産登記法第五十條若しくは第五百五十八條又は非訟事件手続法第五十一條第一項若しくは第五百五十一條ノ三第二項の規定(他の法令で準用する場合を含む)によつてした抗告に關しては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

8 従前の不動産登記法第百三條ノ三の規定によつてした遺留財産の設定の登記及び従前の同法第百三條ノ四の規定によつてした旧王公家軌範(大正十五年皇令第十七号)による世襲財産の設定の登記については、登記官吏は、その登記のある不動産についてこの法律施行後最初に登記をする場合に、職権でこれを抹消しななければならない。

9 登記所がすべき公告は、当分の間官報とするものとする。但し、登記事項の公告は、当分の間しない。

10 商法第十二條の規定の適用については、登記の時に登記及び公法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律

- 第一條 法令ノ規定ニ依リテ供託スル金錢及ヒ有價證券ハ供託局ニ於テ之ヲ保管ス
- 第二條ノ二 前條ノ規定ニ依ル供託ニ關スル事務ノ監督ニ付テハ司法行政ノ監督ニ關スル規定ヲ準用ス
- 第一條ノ三 利害關係人ハ供託官吏ノ處分ニ對シ供託局ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ抗告ヲ爲スコトヲ得
- 第一條ノ四 抗告ヲ受ケタル裁判所ハ抗告ニ關スル書類ヲ供託官吏ニ送付シテ其意見ヲ求ムルコトヲ要ス
- 第一條ノ五(第一項) 供託官吏ハ抗告ヲ理由アリト認ムルトキハ處分ヲ變更シテ其旨ヲ裁判所及ヒ抗告人ニ通知スルコトヲ要ス(第二項) 抗告ヲ理由ナシト認ムルトキハ意見ヲ附シ書類ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ五日内ニ之ヲ裁判所ニ返還スルコトヲ要ス
- 第一條ノ六 裁判所ハ抗告ヲ理由ナシトストキハ之ヲ却下シ理由アリトストキハ供託官吏ニ相當ノ處分ヲ命スルコトヲ要ス
- 抗告ヲ却下シ又ハ處分ヲ命スル裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲シ供託官吏及ヒ抗告人ニ送達スルコトヲ要ス
- 第一條ノ七 前條ノ規定ニ依リ抗告ヲ却下スル決定ニ對シテハ法

律違背ヲ理由トスルトキニ限り非訟事件手續法ノ規定ニ從ヒテ
抗告ヲ爲スコトヲ得
前項ノ抗告ニ付爲シタル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコト
ヲ得ス

○漁船保險法 (昭和十二年三月三十一日
法律第二十三號)

第二十五條ノ十八 組合ニ關スル登記ハ其ノ事務所所在地ノ司法
事務局又ハ其ノ出張所ノ管轄トス
第二十五條ノ二十三 本法ニ依リ登記シタル事項ハ司法事務局遲
滞ナク之ヲ公告スベシ
(第二項略)
第二十八條 (中略)並ニ非訟事件手續法(中略)第三百三十六條乃至
第三百三十八條、(中略)ノ規定ハ漁船保險組合ニ之ヲ準用ス但
シ民法第四十五條第三項、第四十八條第一項及第七十七條ノ規
定中一週間トアルハ二週間トス

○工場抵當法 (明治三十八年三月十三日
法律第五十四號)

第十七條(第一項) 工場財團ノ登記ニ付テハ工場所在地ノ區裁判
所又ハ其ノ出張所ヲ以テ管轄登記所トス
第四十五條 工場財團ノ差押、假差押又ハ假處分ハ工場所在地ノ
區裁判所ノ管轄トス
民事訴訟法第二十六條ノ規定ハ工場カ數箇ノ區裁判所ノ管轄地
ニ跨カリ又ハ工場財團ヲ組成スル數箇ノ工場カ數箇ノ區裁判所

○司法書士法 (大正八年四月十日
法律第四十八號)

第一條 本法ニ於テ司法書士ト稱スルハ他人ノ囑託ヲ受ケ裁判所
及檢事局ニ提出スヘキ書類ノ作製ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ
第二條 司法書士ハ地方裁判所ノ所屬トス但シ管轄區域ヲ同シク
スル民事地方裁判所及刑事地方裁判所アル場合ニ於テハ民事地
方裁判所ノ所屬トス
第三條(第二項) 所屬地方裁判所長ハ區裁判所判事ヲシテ司法書
士ニ對スル監督事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得
第十條 司法書士ハ其ノ取扱ヒタル事件ヲ漏泄スルコトヲ得ス
但シ、裁判所又ハ檢事局ニ於テ訊問ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ
在ラス
第十一條(第一項) 司法書士其ノ業務上ノ義務ニ違反シタルトキ
又ハ品位ヲ失墜スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ所屬地方裁判所長
ハ法務總裁ノ認可ヲ受ケ左ニ掲クル處分ヲ爲スコトヲ得
一 業務ノ禁止又ハ停止
二 五百圓以下ノ過料

○社会保険診療報酬支拂基金法

(昭和二十三年七月十日
法律第二百二十九號)

第六條(第一項) 基金は、政令の定めるところにより、主たる事
務所、従たる事務所及びその出張所の所在地において、その事
法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律

ノ管轄地内ニ在ル場合ニ之ヲ準用ス

○戸籍法 (昭和二十二年十二月二十二日
法律第二百二十四號)

第三條 戸籍事務は、市役所又は町村役場の所在地を管轄する
司法事務局の長がこれを監督する。
第五條(第二項) 手数料の額は、別に法律でこれを定める。
第八條(第二項) 正本は、これを市役所又は町村役場に備え、副
本は、監督司法事務局又はその出張所がこれを保存する。
第二十四條(第一項) 戸籍の記載が法律上許されないものである
こと又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場
合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にそ
の旨を通知しなければならない。但し、その錯誤又は遺漏が市
町村長の過誤によるものであるときは、この限りでない。
同條(第二項) 前項の通知をすることができないとき、又は通知
をしても戸籍訂正の申請をする者がいないときは、市町村長は、
監督司法事務局の長の許可を得て、戸籍の訂正をすることがで
きる。前項但書の場合も同様である。
第四十二條 第十一條及び第二十八條第一項中「法務總裁」とあ
るのは、法務廳設置法施行までの間、「司法大臣」と読み替える
ものとする。
第四十三條 第五條第二項の手数料の額は、昭和二十二年法律
第三十四號財政法第三條の規定の適用があるまで、政令の定め
よることを妨げない。

務所又は出張所を管轄する司法事務局又はその出張所に必要な
事項を登記しなければならない。

○証券取引法 (昭和二十三年四月十三日
法律第二十五號)

第四十一條(第三項) 営業保証金の供託は、当該証券業者の本店
の所在地を管轄する司法事務局に、これをしなければならない
い。
第四十五條(第一項) 証券取引所の登記については、その事務
所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所
とする。
第五十二條 登記した事項は、司法事務局において、遅滞なく
これを公告しなければならない。
第五十三條 非訟事件手續法(第四百二十二條乃至第五百十一條
ノ六及び第五百十四條乃至第五百十七條の規定は、この法律に
よる登記に、これを準用する。

○商工組合中央金庫法 (昭和十一年五月二十七日
法律第十四號)

第二十一條(第一項) 商工組合中央金庫ニ關スル登記ニ付テハ其
ノ事務所所在地ノ區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス
第二十三條 (中略)非訟事件手續法第三百三十八條、第三百三十八條
ノ三、(中略)ノ規定ハ商工組合中央金庫ニ之ヲ準用ス(下略)

○消費生活協同組合法 (昭和二十三年七月三十日 法律第二百号)

(管轄登記所)

第八十二条(第一項) 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

(登記事項の公告)

第九十一条 登記した事項は、司法事務局において遅滞なくこれを公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第九十二条 組合の登記には、非訟事件手続法(第四百一条から第五百一条ノ六まで及び第五百四十四條から第五百五十七條までの規定を準用する。

○商法 (明治三十二年三月九日 法律第四十八號)

第九條 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ當事者ノ請求ニ依リ其ノ營業所ノ所在地ヲ管轄スル裁判所ニ備ヘタル商業登記簿ニ之ヲ登記ス

第十一條(第一項) 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遅滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第十二條 登記スベキ事項ハ登記及公告ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ登記及公告ノ後ト雖モ第三者ガ正當ノ事由ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキ亦同ジ

所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

(登記事項の公告)

第二十二條 登記した事項は、司法事務局において、遅滞なく、これを公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第二十四條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百二十二條、第二百三十六條、第二百三十七條、第二百三十八條、(中略)の規定は、この法律の規定による登記に、これを準用する。

○抵當證券法 (昭和六年三月三十日 法律第十五號)

第八條(第一項) 異議ニ關スル裁判ハ抵當證券交付ノ申請ヲ受理シタル登記所ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ於テ非訟事件手続法ニ依リ之ヲ爲ス

第三十三條(第一項) 第三十條第二項及前條ノ裁判ハ抵當權ノ目的物ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ於テ非訟事件手続法ニ依リ之ヲ爲ス

第四十一條 不動産登記法第十條、第十二條、第十三條、第二十一條、第四十四條、第四十五條、第七十七條、第五十條乃至第五百五十四條第一項、第五百五十五條、第五百五十六條、第五十八條及第五百五十九條ノ規定ハ抵當證券ニ付テ之ヲ準用ス

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律

○商法中改正法律施行法 (昭和十三年四月五日 法律第七十三號)

第十七條 新法第百條第一項若ハ第四百二十一條又ハ其ノ準用規定ニ依リ爲スベキ公告ハ裁判所ガ爲スベキ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

○水産業協同組合法 (昭和二十三年十二月十五日 法律第二百四十二號)

(管轄登記所及登記簿)

第一百條(第一項) 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

(登記事項の公告)

第二百條 登記した事項は、司法事務局において遅滞なくこれを公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第二百一一條 組合の登記には、非訟事件手続法(第四百一条から第五百一条ノ六まで及び第五百四十四條から第五百五十七條までの規定を準用する。

○損害保険料率算出団体に関する法律

(昭和二十三年七月二十九日 法律第九十三號)

(管轄登記所及び登記簿)

第十九條(第一項) 料率団体の登記については、その事務所の

○農業協同組合法 (昭和二十二年十一月十九日 法律第三十二號)

第八十二條(第一項) 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

第九十一條 登記した事項は、司法事務局において遅滞なくこれを公告しなければならない。

第九十二條 組合の登記には、非訟事件手続法(第四百一条乃至第五百一条ノ六及び第五百四十四條乃至第五百五十七條の規定を準用する。

○農業災害補償法 (昭和二十二年十一月十五日 法律第八十五號)

第六十七條(第一項) 農業共済団体の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

第七十六條 登記した事項は、司法事務局において遅滞なくこれを公告しなければならない。

第七十七條 農業共済団体の登記には、非訟事件手続法(第四百一条乃至第五百一条ノ六及び第五百四十四條乃至第五百五十七條の規定を準用する。

○非訟事件手続法 (明治三十一年六月二十一日 法律第十四號)

第一百七條 法人ノ登記ニ付テハ法人ノ事務所所在地ノ司法事務局又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律

第百十八條 夫婦財産契約ノ登記ニ付テハ夫婦ト爲ルヘキ者カ夫ノ氏ヲ稱スルトキハ夫ト爲ルヘキ者、妻ノ氏ヲ稱スルトキハ妻ト爲ルヘキ者ノ住所地ノ司法事務局又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス

第百二十五條 第百四十一條乃至第百五十條、第百五十一條ノ三(中略)ノ規定ハ本章ニ定メタル登記ニ之ヲ準用ス

第百三十九條 商法及ヒ有限會社法ノ規定ニ依リテ登記ノ申請ヲ爲ス者ノ營業所所在地ノ司法事務局又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス

第百四十二條(第一項) 登記所ハ何人ニモ登記簿ヲ閱覽ヲ許シ又ハ手數料ヲ納付スルトキハ之ニ其謄本若シクハ抄本ヲ交付スヘシ

同條(第三項) 郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本又ハ抄本ヲ請フトキハ登記所ハ之ヲ送付スヘシ

第百四十三條 登記所ハ申請ニ因リ登記事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登記ナキコトノ證明ヲ爲スヘシ

第百五十一條(第一項) 登記所ハ登記ノ申請カ商法、有限會社法又ハ本章ノ規定ニ適セサルトキハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

同條(第二項) 前項ノ決定ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒテ之ヲ申請人ニ送達スルコトヲ要ス

第百五十一條ノ二(第一項) 登記所ハ登記ヲ爲シタル後其登記カ商法、有限會社法又ハ本法ノ規定ニ依リテ許スヘカラサルモノナルコトヲ發見シタルトキハ登記ヲ爲シタル者ニ對シ一ヶ月ヲ

超エサル期間ヲ定メ其期間内ニ異議ノ申立ナキトキハ登記ヲ抹消スヘキ旨ヲ通知スヘシ

第百五十一條ノ三 異議ノ申立アリタルトキハ登記所ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ其裁判ヲ爲スヘシ

前項ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

第百五十一條ノ四 異議ノ申立ナキトキ又ハ異議ヲ却下スル裁判カ確定シタルトキハ登記所ハ職權ヲ以テ登記ヲ抹消スヘシ

第百五十一條ノ六(第二項) 前項但書ノ場合ニ於テハ登記所ハ滯ナク法務總裁ノ許可ヲ得テ登記ノ更生ヲ爲スヘシ

第百五十七條 不動産登記法第十條、第十三條、第十八條、第二十條、第二十二條、第二十四條及ヒ第五十九條ノ規定ハ商業登記ニ之ヲ準用ス

第百八十條(第一項) 合名會社ノ支店ノ設立、其本店又ハ支店ノ移轉其他變更ノ登記ハ會社ヲ代表スヘキ總社員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

同條(第二項) 前項ノ申請書ニハ其登記事項ニ付キ總社員ノ同意又ハ或社員ノ一致ヲ要スル場合ニ於テハ會社ヲ代表スヘキ社員ノ定アルトキニ限り總社員ノ同意又ハ或社員ノ一致アリタルコトヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

同條(第三項) 商法第九十一條第一項ノ規定ニ依リ社員カ退社シタル場合ニ於ケル變更ノ登記ノ申請書ニハ差押及ヒ豫告アリタルコトヲ證スル書面、出資ノ履行ヲ爲シタル場合ニ於ケル變更

ノ登記ノ申請書ニハ其履行アリタルコトヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

同條(第四項) 社員ノ氏、名若クハ住所ノ變更ノ登記ハ會社ヲ代表スヘキ社員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

第百八十八條(第一項) 支店ノ設立、本店又ハ支店ノ移轉其他變更ノ登記ハ總取締役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

同條(第二項) 申請書ニハ登記事項ニ付キ株主總會ノ決議ヲ要スル場合ニ於テハ其議事録ヲ添付スルコトヲ要ス

同條(第三項) 取締役又ハ監査役ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ハ會社ヲ代表スヘキ取締役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

第百八十八條ノ二(第二項) 前條第三項ノ規定ハ前項ノ登記アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第百八十八條ノ三(第一項) 商法第二百七十六條第二項ノ登記ハ總取締役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

同條(第三項) 第百八十八條第三項ノ規定ハ第一項ノ登記アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第百九十一條(第一項) 社債ノ登記ハ總取締役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第百九十二條 社債ニ關スル變更ノ登記ハ會社ヲ代表スヘキ總取締役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ變更ノ事由ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第百九十七條(第一項) 支店ノ設立、本店又ハ支店ノ移轉其他變更ノ登記ハ會社ヲ代表スヘキ無限責任社員ノ全員ノ申請ニ因リ

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律

テ之ヲ爲ス

同條(第二項) 前項ノ申請書ニハ株主總會ノ決議ヲ要スル場合ニ於テハ其議事録ヲ添付スルコトヲ要スル外第百八十條第二項ノ規定ヲ準用ス

同條(第三項) 無限責任社員又ハ監査役ノ氏、名若クハ住所ノ變更ノ登記ハ會社ヲ代表スヘキ無限責任社員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

第百九十八條ノ二(第一項) 社債ノ登記ハ無限責任社員ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第百九十八條ノ三 社債ニ關スル變更ノ登記ハ會社ヲ代表スヘキ無限責任社員ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

○不動産登記法 (明治三十二年二月二十四日法律第二十四號)

第八條 登記スベキ權利ノ目的タル不動産ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス

第十八條 登記簿ニハ地方裁判所長其枚數ヲ表紙ノ裏面ニ記載シ職氏名ヲ署シ職印ヲ捺捺シ且毎葉ノ綴目ニ職印ヲ以テ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第二十條(第一項) 登記簿、見出張、共同人名簿及ヒ圖面ハ永久ニ之ヲ保存スルコトヲ要ス

同條(第二項) 申請書其他ノ附屬書類ハ申請書受附ノ日ヨリ十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス

第二十一條(第一項) 何人ト雖モ手數料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本

又ハ抄本ノ交付ヲ請求シ又利害ノ關係アル部分ニ限り登記簿又ハ其附屬書類ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

同條(第二項) 手数料ノ外郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

第二十二條 登記簿及ヒ其附屬書類ハ事變ヲ避クル爲メニニ合テ除ク外登記所外ニ持出スコトヲ得但第二十二條第二項ニ掲ケタル書類ニ付テハ裁判所又ハ豫審判事ノ命令又ハ囑託アリタルトキハ此限ニ在ラス

第三十條 官有不動産又ハ府縣、郡、市、町村若クハ區ノ所有ニ係ル不動産ニ關スル權利ニ付キ爲スヘキ登記ハ登記權利者ノ請求ニ因リ官廳若クハ公署ヨリ遲滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ證スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第三十二條 假登記ハ次條ノ場合ヲ除ク外假登記權利者ノ申請ニ因リ其目的タル不動産ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ヨリ遲滞ナク囑託書ニ假処分命令ノ正本ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

前項ノ假処分命令ハ假登記權利者カ假登記原因ヲ疏明シタルトキハ區裁判所之ヲ發スルコトヲ要ス

第四十一條 登記原因カ相續ナルトキハ申請書ニ相續ヲ證スル「戸籍吏」ノ書面又ハ之ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第四十二條 申請人カ登記權利者又ハ登記義務者ノ相續人ナルトキハ申請書ニ其身分ヲ證スル「戸籍吏」ノ書面又ハ之ヲ證スルニ

順序ヲ追ヒテ新ナル番號ヲ記載スルコトヲ要ス

第七十五條 假登記簿ノ登記ヲ登記簿ニ移シタルトキハ當事者ニ對シ之ニ本登記簿ヲ與フヘキ旨ヲ通知シ若シ回復シタル登記ト假登記簿ヨリ移シタル登記ト抵觸スルトキハ同時ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス

當事者カ登記簿ヲ申請スル場合ニ於テハ假登記簿ニ於ケル登記ノ登記簿ヲ提出スルコトヲ要ス

前項ノ申請アリタルトキハ第六十條ノ規定ヲ準用ス

第八十七條(第三項) 第八十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ於テハ準用ス

第九十二條 前條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ分合シタル建坪、新番號若クハ新構造又ハ滅失、増減若クハ新築シタル建坪並ニ現在ノ建坪ヲ記載シ又ハ敷地ノ新番號若クハ新番號ヲ記載シ且建物ノ番號ノ變更ノ登記ヲ申請スル場合ヲ除ク外家屋臺帳簿本ヲ添附シ尙建物ノ分合、構造ノ變更又ハ建坪ノ増減ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ其圖面ヲ添附スルコトヲ要ス

第九十七條 第八十五條第二項乃至第四項ノ規定ハ第九十五條ノ場合ニ之ヲ準用ス但甲建物ノ登記用紙中甲區事項欄ニ分割又ハ區分シタル附屬建物ニ關スル登記原因ヲ記載ナキトキハ第八十五條第二項乃至第四項ニ定メタル手續ヲ爲ス外乙建物ノ登記用紙中甲區事項欄ニ申請人ノ氏名、住所及ヒ合併ニ因リテ其者ノ所有權ノ登記ヲ爲ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律

足ルヘキ書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第四十三條(第一項) 登記名義人ノ表示ノ變更ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其表示ノ變更ヲ證スル「戸籍吏」ノ書面又ハ之ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第六十三條(第二項) 前條ノ場合ニ於テ登記ノ錯誤又ハ遺漏カ登記官吏ノ過誤ニ出テタルトキハ登記上利害ノ關係ヲ有スル第三者アル場合ヲ除ク外登記官吏ハ遲滞ナク地方裁判所長ノ許可ヲ得テ登記ノ更正ヲ爲シ其旨ヲ登記權利者及ヒ登記義務者ニ通知スルコトヲ要ス

第七十二條 第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間中新登記ノ申請アリタルトキハ假登記簿ニ其登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ登記簿ニ假登記簿ニ登記ヲ爲シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第七十三條 假登記簿ニ爲シタル登記ハ第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間満了ノ後遲滞ナク之ヲ登記簿ニ移スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ登記用紙中登記番號欄ニ其登記簿ニ於ケル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番號ヲ記載シ其左側ニ假登記簿ニ於ケル登記番號ヲ記載スルコトヲ要ス

第六十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十四條 假登記簿ノ登記ヲ登記簿ニ移ス場合ニ於テ回復シタル登記アルトキハ新登記ノ順位番號欄ニハ回復シタル登記ノ用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第七十四條 假登記簿ノ登記ヲ登記簿ニ移ス場合ニ於テ回復シタル登記アルトキハ新登記ノ順位番號欄ニハ回復シタル登記ノ用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第二百二條ノ二 既登記ノ不動産ヲ世傳御料ニ編入シタル場合ニ於テ其登記ノ抹消ノ囑託アリタルトキ登記用紙中表示欄ニ世傳御料ニ編入シタル旨ヲ記載シ不動産ノ表示、表示番號及ヒ登記番號ヲ抹消シ其登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第二百三條ノ三 不動産ニ付キ遺留財産ノ設定又ハ増加ノ勸許アリタルトキハ當該官廳ハ遲滞ナク遺留財産ノ設定ノ登記ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第二百四條ノ四 受益者又ハ委託者ハ受託者ニ代位シテ信託ノ登記ヲ申請スルコトヲ得

第四十六條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リテ代位登記ノ申請ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ申請書ニ代位原因ヲ證スル書面ノ外登記ノ目的タル不動産カ信託財産タルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二百六條 未登記ノ建物所有權ノ登記ハ左ニ掲ケタル者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

一 家屋臺帳簿本ニ依リ家屋臺帳ニ所有者トシテ登錄セラレタルコトヲ證スル者

第二百七條 前二條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ第二百五條第何號又ハ前條第何號ニ依リテ登記ヲ申請スル旨ヲ記載シ必要ナル證明書類ヲ添附シ前條ノ規定ニ依リ申請ニ付テハ圖面ヲ添附スルコトヲ要ス但登記原因及ヒ其日附ヲ記載シ又ハ第三十五條第二號乃至第四號ニ掲ケタル書面ヲ添附スル

コトヲ要セス
 第四百四十一條 登記シタル権利カ或人ノ死亡ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テ申請書ニ其死亡ヲ證スル戸籍吏ノ書面其他ノ公正證書ヲ添附スルトキハ登記権利者ノミニテ登記ノ抹消ヲ申請スルコトヲ得
 第四百四十二條ノ二 遺留財産ノ廢止ノ勅許アリタルトキハ當該官廳ハ遲滞ナク遺留財産ノ設定ノ登記ノ抹消ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス遺留財産ノ相續人ナキトキ亦同シ
 第四百四十二條ノ三 前條ノ規定ハ王公家軌範ニ依ル世襲財産ノ解除ノ勅許アリタル場合及ヒ世襲財産ノ失効アリタル場合ニ之ヲ準用ス
 第四百四十九條ノ二(第一項) 登記官吏ハ登記ヲ完了シタル後其登記カ第四十九條第一號又ハ第二號ニ該當スルモノナルコトヲ發見シタルトキハ登記権利者、登記義務者及ヒ登記上利害ノ關係ヲ有スル第三者ニ對シ一ヶ月ヲ超エサル期間ヲ定メ其期間内ニ異議ノ申立ナキトキハ登記ヲ抹消スヘキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス
 第四百四十九條ノ三 異議ノ申立アリタルトキハ登記官吏ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ其裁判ヲ爲スコトヲ要ス
 前項ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス
 第四百四十九條ノ四 前條第二項ノ即時抗告ニ付テハ非訟事件手續法ノ規定ヲ準用ス

第四百四十九條ノ五 異議ノ申立ナキトキ又ハ異議ヲ却下スル裁判カ確定シタルトキハ登記官吏ハ職權ヲ以テ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス
 第五百十條 登記官吏ノ決定又ハ處分ヲ不當トスル者ハ管轄地方裁判所ニ抗告ヲ爲スコトヲ得
 第五百十一條 抗告ハ登記所ニ抗告狀ヲ差出シテ之ヲ爲ス
 第五百十二條 抗告ハ新ナル事實及ヒ證據方法ヲ以テ其證據ト爲スコトヲ得ス
 第五百十三條(第一項) 登記官吏カ抗告ヲ理由ナシトスルトキハ三日内ニ意見ヲ附シテ事件ヲ抗告裁判所ニ送付スルコトヲ要ス
 第五百十四條 抗告ハ執行ヲ停止スル効力ヲ有セス
 抗告裁判所ハ抗告ニ付キ決定ヲ爲ス前登記官吏ニ假登記ヲ命スルコトヲ得
 第五百十五條 抗告裁判所カ抗告ヲ理由アリトスルトキハ決定ヲ以テ登記官吏ニ相當ノ處分ヲ命スルコトヲ要ス
 抗告裁判所ハ登記上ノ利害關係人ニ決定ノ謄本ヲ送達スルコトヲ要ス
 第五百十六條 抗告裁判所ノ決定ニハ理由ヲ附スルコトヲ要ス
 第五百十七條 登記官吏カ抗告裁判所ノ命令ニ依リテ登記ヲ爲ストキハ命令ヲ爲シタル裁判所、命令ノ年月日、命令ニ依リテ登記ヲ爲ス旨及ヒ登記ノ年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス
 第五百十八條 抗告裁判所ノ決定ニ對シテハ法律ニ違背シタル決

定ナルコトヲ理由トスルコトニ限り抗告ヲ爲スコトヲ得
 第五百十四條乃至第五百十七條ノ規定ハ前項ノ抗告ニ之ヲ準用ス
 第五百十九條 送達ニ付テハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用シ抗告ノ費用ニ付テハ非訟事件手續法ノ規定ヲ準用ス

○民法施行法 (明治三十一年六月二十一日)

第七條 確定日附簿ニハ豫メ登録番号ヲ印刷シ請求順ヲ以テ前條ノ規定ニ從ヒ記入ヲ爲スコトヲ要ス
 確定日附簿ニハ地方裁判所長其紙數ヲ表紙ノ裏面ニ記載シ職氏名ヲ署シ職印ヲ押捺シ且職印ヲ以テ毎紙ノ綴目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス
 第二十四條 民法ノ規定ニ依リ法人ニ關シテ登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス
 第二十六條 法人ノ清算人カ民法第七十九條及ヒ第八十一條第一項ノ規定ニ依リ爲スヘキ公告ハ裁判所カ爲スヘキ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

○有限會社法 (昭和十三年四月五日)

第八十八條 第五十八條、第六十三條若ハ第六十八條ニ於テ準用シ若ハ第六十條第一項ノ規定ニ依リ從フベキ商法第百條第一項ノ規定又ハ第七十五條第一項ニ於テ準用スル商法第四百二十一條第一項ノ規定ニ依リ爲スベキ公告ハ裁判所カ爲スベキ登記事項

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律

項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

○沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令 (昭和二十三年九月三十日)

第一條(第一項) 沖繩に本籍を有する者の戸籍及び寄留事務で、本籍地の市町村長の管掌すべきものは、他の法令の規定にかかわらず、福岡司法事務局に勤務する法務廳事務官で、法務總裁の指定する者が、管掌する。
 同條(第二項) 法務總裁は、前項の事務のため、福岡市に福岡司法事務局の出張所を置くことができる。
 同條(第三項) 第一項の事務に關しては、市町村長の戸籍及び寄留事務の處理に關する他の法令の規定は、同項の規定により指定された法務廳事務官に、市役所又は町村役場に關する他の法令の規定は、前項の出張所に、準用する。
 同條(第四項) 第一項の事務は、福岡司法事務局長が、監督する。

○戰時民事特別法廢止法律 (昭和二十年十二月二十日)

附則
 (第二項) 舊法第三條、第五條及第十四條乃至第二十二條並ニ昭和二十年法律第九號附則第三項ノ規定ハ本法施行後ト雖モ當分ノ内仍其ノ効力ヲ有ス

◎海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律

昭和二十四年五月三十一日公布
法律第百五十八号
昭和二十四年六月一日施行
運輸大臣署名

海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律

第一條 海上保安廳法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 海上保安廳に長官官房及び左の四部を置く。

警備救難部

保安部

水路部

燈台部

第六條第七号中「他局の所管」を「他部の所掌」に改め、同号を第八号とし、第七号として次の一号を加える。

七 海上保安廳の使用する基地施設及び船舶の管理並びに通信施設の管理及び運用に関する事項

第七條を次のように改める。

第七條 警備救難部においては、左の事務を掌る。

一 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を要する場合における必要な援助に関する事項

- 四 水先人及び水先業務の監督に関する事項
- 五 航法及び船舶交通に関する信号に関する事項
- 六 海難の調査に関する事項
- 七 海難審判廳に対する審判の請求及び海難審判廳の裁決の執行に関する事項
- 八 その他船舶交通の安全に関する事項であつて他部の所掌に属しないもの

第八條中「水路局」を「水路部」に改める。

第九條中「燈台局」を「燈台部」に改め、同條第二号中「氣象の觀測」の下に「並びにその通報」を加える。

第一條を次のように改める。

第十一條 海上保安廳に次長一人を置く。

次長は、長官を助け、廳務を掌理する。

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條之二 海上保安廳に海上保安学校を置く。

海上保安学校は、海上保安廳の職員の訓練を行うための機関とする。

海上保安学校の名称、位置及び内部組織は、海上保安廳令でこれを定める。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

第十四條を次のように改める。

第十四條 海上保安廳に海上保安官を置く。

海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律

二 船舶交通の障害の除去に関する事項

三 海上保安廳以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関する事項

四 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対する海上における保安のため必要な監督に関する事項

五 沿岸水域における巡視警戒に関する事項

六 海上における密貿易、不法入出國その他の犯罪の予防及び鎮圧に関する事項

七 海上における犯人の捜査及び逮捕に関する事項

八 海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関する事項

九 海上保安廳の使用する基地施設及び船舶の運用に関する事項並びに税関、検疫所その他の行政廳がその職務を行う場合における当該行政廳に対する海上交通の便宜の供與に関する事項

十 國家地方警察及び市町村警察(以下「警察行政廳」という。)、税関、検疫所その他關係行政廳との間における協力、共助及び連絡に関する事項

第七條の次に次の一條を加える。

第七條之二 保安部においては、左の事務を掌る。

一 船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関する事項

二 満載きつ、水線の指定に関する事項

三 船舶職員の資格及び定員に関する事項

海上保安官の階級は、國家公務員法及び職階制に関する法律に基いて職務の分類が定められるまで政令でこれを定める。

海上保安官は、上官の命を受け、第二條第一項に規定する事務の中、海難審判理事官の行う事務以外の事務を掌る。

第二十一條第一項を次のように改める。

海上保安廳長官は、海上保安官の中から港長を命ずる。

第二十二條第一項中「運輸大臣」を「海上保安廳長官」に、同條第二項中「第七條第六号」を「第七條の二第七号」に改める。

第二十六條の前の「第二章 海上保安委員会」を「第二章 海上保安審議會」に改める。

第二十六條中「海上保安委員会」を「海上保安審議會」に、「中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会」を「中央海上保安審議會及び地方海上保安審議會」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

第三十三條中「海上保安委員会」を「海上保安審議會」に改める。

第三十五條第二項中「海上保安廳保安局」を「海上保安廳警備救難部」に改める。

第二條 海難審判法(昭和二十二年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

「海難審判所」を「海難審判廳」に、「地方海難審判所」を「地方海難審判廳」に、「高等海難審判所」を「高等海難審判廳」に、海難審判所審判官を「海難審判廳審判官」に、「海難審判所事務官」を「海

海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律

海難審判廳事務官に、「海難審判所長」を「海難審判廳の長」に、「高等海難審判所長」を「高等海難審判廳長官」に、「海難審判所書記」を「海難審判廳書記」に、「海上保安廳保安局」を「海上保安廳保安部」に改める。

第九條の次に次の一條を加える。

第九條之二 各地方海難審判廳に廳長を、高等海難審判廳に長官を置く。

第十條第一項を次のように改める。

海難審判廳に海難審判廳審判官及び海難審判廳事務官を置く。

第十條中第三項を第四項とし、第三項として次の一項を加える。

海難審判廳審判官は、運輸大臣がこれを任命する。

第二十八條中「管海官廳」の上に「海上保安官、」を加え、「警察官吏」を「警察官、警察吏員」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 従前の海難審判所及びその職員は、第二條の規定による海難審判法の改正規定に基く相當の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 高等海難審判所においてした事件に関する手続は、これを高等海難審判廳においてした事件に関する手続と、地方海難審判所においてした事件に関する手続は、これを当該地方海難審判所の所在地を管轄する地方海難審判廳においてした事件に関する手続とする。

保安のため必要な監督に関する事項

九 水先人及び水先業務の監督に関する事項

十 沿岸水域における巡視警戒に関する事項

十一 海上における密貿易、不法入出国その他の犯罪の予防及び鎮圧に関する事項

十二 海上における犯人の捜査及び逮捕に関する事項

十三 海上における暴動及び騒乱の予防及び鎮圧に関する事項

十四 海上保安廳の使用する基地施設、通信施設及び船舶の管理及び運用に関する事項並びに税関、検疫所その他の行政廳がその職務を行う場合における当該行政廳に対する海上交通の便宜の供與に関する事項

十五 國家地方警察及び市町村警察(以下警察行政廳という。)税関、検疫所その他関係行政廳との間における協力、共助及び連絡に関する事項

第八條 水路局においては、左の事務を掌る。

(下略)

第九條 燈台局においては、左の事務を掌る。

二 燈台その他の航路標識の附属設備による氣象の観測に関する事項

第十一條 海上保安廳の各局に局長一人を置く。

局長は、長官の命を受け、局務を掌理し、局中各課の事務を指揮監督する。

第十三條 海上保安廳水路局長は、水路告示を発することができ

海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律

みならず。

参照

○海上保安廳法 (昭和二十三年四月二十七日) 法律第二十八号

第五條 海上保安廳に長官官房、保安局、水路局及び燈台局を置く。

第六條 長官官房においては、左の事務を掌る。

七 海上保安廳の中他局の所管に属しない官有財産及び物品に関する事項

第七條 保安局においては、左の事務を掌る。

一 航海及び船舶交通に関する信号に関する事項

二 船舶の安全に関する法令の海上における勸行並びに船舶職員資格及び定員に関する事項

三 船舶交通の障害の除去に関する事項

四 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を要する場合における必要な援助に関する事項

五 海難の調査に関する事項

六 海難審判所に対する審判の請求及び海難審判所の裁決の執行に関する事項

七 海上保安廳以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するもの監督に関する事項

八 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対する海上におけ

る。

第十四條 第七條第二号乃至第五号及び第七号乃至第十三号に掲げる職務、水路の測量、氣象の観測、燈台その他の航路標識の保守及び運用並びに氣象の観測の業務を行わせるため、海上保安廳に海上保安官を置く。

海上保安官は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、運輸大臣がこれを命ずる。

第二十一條(第一項) 運輸大臣は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、港長を命ずる。

第二十二條 運輸大臣は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、海難審判理事官を命ずる。

海難審判理事官は、海上保安廳長官の指揮監督を受け、第七條第六号の事務を掌る。

第二章 海上保安委員会

第二十六條 海上保安制度の運用及び改善に関する事項を審議するため、海上保安廳に海上保安委員会を置く。

海上保安委員会は、これを中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会とする。

中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会は、海上保安廳長官の諮問に應ずる外、海上保安制度の運用及び改善に関し海上保安廳長官に建議することができる。

第三十二條 巡視警戒に任ずる船舶の乗組員は、労働組合法第四

郵政省設置法の一部を改正する法律

條第一項及び労働関係調整法第三十八條の規定の適用については、これを警察官吏とみなす。

第三十三條 この法律に定めるものの外、海上保安廳の職員の種類及び所掌事項、海上保安委員会の組織、委員の資格及び任期その他海上保安廳の職員及び海上保安委員会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十五條(第一項) 海上保安廳は、当分の間旧海軍艦船の保管に關する事務を掌る。
同條(第二項) 前項の事務は、海上保安廳保安局の所掌とする。

○海難審判法(昭和二十一年十一月十九日法律第百三十五号)

第八條 海難審判所は、運輸大臣の所轄に属する。

第十條(第一項) 各海難審判所に通じて政令の定める員数の海難審判所審判官及び海難審判所事務官を置く。

第二十八條 管海官廳、警察官吏及び市町村長は、第二條各号に該當する事実があつたことを認知したときは、直ちに、これをその事務所の所在地を管轄する地方海難審判所の所在地を管轄する海上保安廳法第十二條に規定する海上保安廳の事務所(以下單に海上保安廳の事務所という。)の理事官に報告しなければならぬ。

○郵政省設置法の一部を改正する法律

昭和二十四年三月三十一日公布(通信大)
法律第百六十九号
昭和二十四年三月三十一日施行(巨署名)

郵政省設置法の一部を改正する法律

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
附則中「四月一日」を「六月一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○郵政省設置法(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十四号)

附則

この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

○郵政省設置法の一部を改正する法律

昭和二十四年五月三十一日公布(通信大)
法律第百五十九号
昭和二十四年五月三十一日施行(巨署名)

郵政省設置法の一部を改正する法律

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 總則(第一條―第四條)

第二章 内部部局及び地方機關

第一節 内部部局(第五條―第十一條)

第二節 地方機關(第十二條―第十三條)

第三章 附屬機關(第十四條―第十九條)

第四章 職員及び職(第二十條―第二十六條)

第五章 雜則(第二十七條―第二十八條)

附則

第三條第一項中「政府機關」を「行政機關」に改める。

第四條第一号中「契約」を「支出負担行為」に改め、同條中第二十二号を第二十三号とし、第二十二号として、次の一号を加える。

二十二 郵政事業の運営に妨げのない限り、委託により郵便に關する物品を加工し、又は郵政事業特別会計の保有する物品を賣り渡すこと。

第五條を次のように改める。

(内部部局)

第五條 郵政省に大臣官房及び左の各局を置く。

監察局

郵務局

貯金局

簡易保險局

郵政省設置法の一部を改正する法律

經理局

2 大臣官房に人事部、資材部及び建築部を置く。

第六條中第十号及び第一号をそれぞれ第十七号及び第十八号とし、第十号から第十六号までとして次の七号を加える。

十 人事に關し、左に掲げる事務を処理すること。

(1) 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務及び教養に關すること。

(2) 職員の需要及び採用に關する計画案の取りまとめをすること。

(3) 職員の定員に關すること。

(4) 職員の厚生及び保健に關する事務を処理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。

(5) 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

(6) 職員の訓練に關し、取りまとめをすること。

(7) 郵政省共済組合に關する法令の執行に關する事務を処理すること。

十一 資材及び物品に關し、左に掲げる事務を処理すること。

(1) 各部局の要求する資材及び物品の需要計画の取りまとめ及び割當に關すること。

(2) 資材及び物品を購入し、借り入れ、修理し、加工し、出納し、保管し、及び配給すること。

(3) 倉庫及び工場を設置し、及び管理すること。

(4) 不用となつた資材及び物品を処分すること。

郵政省設置法の一部を改正する法律

- (5) 委託により郵便に関する物品を加工し、又は郵政事業特別会計の保有する物品を賣り渡すこと。
- 十二 土地、建物、工作物又は船舶並びにその附帯設備（以下不動産という。）又は国有財産に関し、左に掲げる事務を処理すること。
- (1) 各部局の要求する不動産の工事を設計し、及び施行すること。
- (2) 各部局の要求により、不動産を取得し、及び処分すること。
- (3) 国有財産及び借入不動産の保存に関すること。
- (4) 不動産に関する工事の契約をすること。
- 十三 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
- 十四 所部の職員を訓練すること。
- 十五 大臣官房の所掌事務に関する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。
- 十六 大臣官房の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基づく業務計画を実施すること。
- 第六條に次の三項を加える。
- 2 人事部においては、前項第十号に掲げる事務及び第十三号から第十八号までに掲げる事務（但し、同項第十号に係るものに限る。）をつかさどる。
- 3 資材部においては、第一項第十一号に掲げる事務及び第十三号

- から第十八号までに掲げる事務（但し、同項第十一号に掲げる事務に係るものに限る。）をつかさどる。
- 4 建築部においては、第一項第十二号に掲げる事務及び第十三号から第十八号までに掲げる事務（但し、同項第十二号に掲げる事務に係るものに限る。）をつかさどる。
- 第十一條を削り、第十二條を第十一條とする。
- 第十三條及び第十四條を削り、第十五條第四項中「第十一條から第十四條まで」を「第十一條」に改め、同條に第五項として次の一項を加え、同條を第十二條とする。
- 5 第一項の地方機関は、それぞれ第五條に掲げる各部局の所轄の下に、その所掌事務を遂行しなければならない。
- 第十六條第四項中「内部組織の細目は、郵政大臣が定める。」を「内部組織は、郵政省令で定める。」に改め、同條第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、以下二項ずつ繰り上げ、同條を第十三條とする。
- 第十七條中「第二十二條」を「第十九條」に改め、同條を第十四條とし、以下第二十條まで三條ずつ繰り上げる。
- 第二十一條中「第十七條」を「第十四條」に改め、同條を第十八條とする。
- 第二十二條第一項の表中郵政省共済組合審査会及び郵政省共済組合運営審議会の部を削り、同條を第十九條とする。
- 第二十三條中「職員」の下に「の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項」を加え、同條を第二十條とする。

第二十四條を削る。

第二十五條を次のように改める。

(特別な職)

第二十一條 監察局、郵務局、貯金局及び簡易保険局に、次長各一人を置く。

- 2 次長は、局長を助け、局務を整理する。
- 第二十六條から第三十一條までを四條ずつ繰り上げる。
- 第三十二條中「政令で、又は政令の委任により」を削り、同條を第二十八條とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○郵政省設置法 (昭和二十三年十二月十五日 法律第二百四十四号)

目次

- 第一章 総則(第一條—第四條)
- 第二章 内部部局及び地方機関(第五條—第十六條)
 - 第一節 内部部局(第五條—第十四條)
 - 第二節 地方機関(第十五條—第十六條)
- 第三章 附属機関(第十七條—二十二條)
- 第四章 職員及び職(第二十三條—第三十條)
- 第五章 雜則(第三十一條—第三十二條)
- 附則

郵政省設置法の一部を改正する法律

(郵政省の任務)

第三條 郵政省は、左に掲げる國の公共事業を一体的に遂行する責任を負う唯一の政府機関とする。

(郵政省の権限)

第四條 郵政省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。

- 一 法令の定めるところに従い、予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な契約をすること。

(内部部局)

第五條 郵政省に大臣官房及び左の各局並びに國家行政組織法第二十一條の規定に基づき、左の区分により部を置く。

監察局

- 第一部
- 第二部
- 第三部
- 郵務局
- 管理部
- 業務部
- 輸送施設部
- 貯金局
- 管理部
- 業務部
- 會計部

- 簡易保険局
- 管理部
- 業務部
- 財務部
- 数理部
- 人事局
- 経理局
- 資材局
- 建築局

2) 前項の部の所掌事務は、政令で定める。
 3) 第一項の部には、國家行政組織法第七條第一項の課を置くことができる。

(人事局の事務)

- 第十一條 人事局においては、左に掲げる事務を掌る。
- 一 職員に関する左の事務を処理すること。
 - (一) 職階及び任免に関すること。
 - (二) 給与、勤務時間その他勤務の條件に関すること。
 - (三) 服務規律、分限及び懲戒に関すること。
 - (四) 勤務成績の評定及び記録に関すること。
 - (五) 人事記録の作成及び保管に関すること。
 - (六) 公務傷病に対する補償及び恩給に関すること。
 - (七) 職員の結成する組合その他の団体との交渉並びにこれらの団体に関すること。

- 二 資材局の所掌事務の事務取扱方法を制定し、及び実施すること。
 - 三 資材及び物品を購入し、借り入れ、修理し、加工し、出納し、保管し、及び配給すること。
 - 四 倉庫及び工場を設置し、及び管理すること。
 - 五 不用となつた資材及び物品を処分すること。
 - 六 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
 - 七 所部の職員を訓練すること。
 - 八 資材局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算案に基く業務計画を実施すること。
 - 九 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に関し、郵政省の権限として法令の定める事項で、特に他の部局の所掌とされない事項を処理すること。
 - 十 前各号の事務に附帯すること。
- (建築局の事務)
- 第十四條 建築局においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 各部局の要求する土地、建物、工作物及び船舶並びにその附帯設備
 - 二 各部局の要求により、不動産を取得し、及び処分すること。
 - 三 國有財産及び借入不動産の保存に関すること。
 - 四 不動産に関する工事の契約をすること。

郵政省設置法の一部を改正する法律

- (八) 職員の苦情の処理に関すること。
 - 二 職業の需要及び採用に関する計画案の取りまとめをすること。
 - 三 職員の定員に関すること。
 - 四 職員の厚生及び保健に関する事務を処理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。
 - 五 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
 - 六 職員の訓練に関し、取りまとめをすること。
 - 七 郵政省共済組合に関する法令の執行に関する事務を処理すること。
 - 八 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
 - 九 所部の職員を訓練すること。
 - 十 人事局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算案に基く業務計画を実施すること。
 - 十一 前各号に掲げるものの外、人事に関し、郵政省の権限として法令の定める事項で特に他の局の所掌とされない事項を処理すること。
 - 十二 前各号の事務に附帯すること。
- (資材局の事務)
- 第十三條 資材局においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 各部局の要求する資材及び物品の需要計画の取りまとめ及び割当に関すること。

- 五 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
 - 六 所部の職員を訓練すること。
 - 七 建築局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算案に基く業務計画を実施すること。
 - 八 前各号に掲げるものの外、建築に関し、郵政省の権限として法令の定める事項で、特に他の各局の所掌とされない事項を処理すること。
 - 九 前各号の事務に附帯すること。
- 第十五條(第四項) 第一項の地方機関は、前二項に掲げる事務の外、その事務に関連する範囲において、第六條並び第十一條から第十四條までに掲げる事務の一部を分掌する。
- 第十六條(第二項) 地方郵政監察局に、左の部を置く。
- 第一部
 - 第二部
 - 第三部
- 同條(第三項) 地方郵政局に、左の部を置く。
- 郵務部
 - 貯金部
 - 保険部
 - 人事部
 - 経理部
 - 資材部

郵政省設置法の一部を改正する法律

建設部

同條(第四項) 地方郵政監察局及び地方郵政局の名称、管轄区域及び所掌事務の範囲は、政令で定め、内部組織の細目は、郵政大臣が定める。

(附属機関)

第十七條 第二十二條に規定するものの外、郵政省に置かれる附属機関は、左の通りとする。

- 博物館
- 病院、診療所及び療養所
- 職員訓練所

(名称等)

第二十一條 第十七條に掲げる附属機関の名称、位置及び内部組織は、郵政省令で定める。

(その附属機関)

第二十二條(第一項) 左の表の上欄に掲げる機関は、郵政省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

郵政省共済組合
運営審議会

郵政省共済組合の運営に関する事項を
審議すること

(職員)

第二十三條 郵政省に置かれる職員については、國家公務員法

の定めるところによる。

第二十四條 郵政省に理事四人を置く。

2] 監察局、郵務局、貯金局及び簡易保険局長は、理事をもつて充てる。

(部局長)

第二十五條 官房及び第五條に掲げる部には、官房長及び部長を置く。

2] 第十五條に掲げる地方機関及びその内部部局には、それぞれ長一人を置く。

3] 第十七條に掲げる附属機関には、それぞれ長一人を置く。

4] 前三項に掲げる部局長は、上官の命を受け、それぞれ部局事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮統督する。

5] 経理局及び人事局には、次長を置く。

6] 次長は、局長を助け、局務を整理し、局長不在の場合その職務を代行する。

(組織の細目)

第三十二條 郵政省の組織の細目については、この法律に規定するものの外、政令で、又は政令の委任により郵政大臣が定める。

◎電氣通信省設置法の一部を改正する法律

昭和二十四年三月三十一日公布
法律第七十七号
昭和二十四年三月三十一日施行
(通信大臣署名)

電氣通信省設置法の一部を改正する法律

電氣通信省設置法(昭和二十三年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則中「四月一日」を「六月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

◎電氣通信省設置法(昭和二十三年十二月十五日
法律第二百四十五号)

附則

この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

◎電氣通信省設置法の一部を改正する法律

昭和二十四年五月三十一日公布
法律第一百六十号
昭和二十四年五月三十一日施行
(通信大臣署名)

電氣通信省設置法の一部を改正する法律

電氣通信省設置法(昭和二十三年法律第二百四十五号)の一部を次

電氣通信省設置法の一部を改正する法律

のように改正する。

第四條第一項「中政府機関」を「行政機関」に改める。

第五條第一号中「契約」を「支出負担行為」に改め、同條第十四号の次に次の四号を加える。

十四の二 法令の定めるところに従い、政府機関、個人又は会社その他の団体の電氣通信施設の建設保存の計画を調整し、承認し、許可し、及びその実施を監督すること。

十四の三 法令の定めるところに従い、電氣通信機械の割当をすること。

十四の四 法令の定めるところに従い、政府機関、個人又は会社その他の団体の電氣通信業務の運営の計画を調整すること。

十四の五 法令の定めるところに従い、電氣通信施設並びに電氣通信用の機器及び素材に関する統計、記録その他の資料を關係政府機関から提出させること。

第五條第十六号を次のように改める。

十六 地方電氣通信取扱局(委託又は私設設備の供用によつて電氣通信業務を行う取扱機関を含む。以下同じ。)の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

第五條第十八号中「第四十二條第九号」を「第四十一條第二十三号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十八の二 第十六條第十一号の検査であつて、電氣通信省において行うことを不利と認めるものを部外の検査機関に委託すること。

電氣通信省設置法の一部を改正する法律

第五條第二十号中「電氣通信業務及び電波管理業務」を「電氣通信業務、電波管理業務及び航空保安業務」に改める。

第五條第二十二号の次に次の二号を加える。

二十二の二 電氣通信省の所掌事務の遂行に支障がなく、且つ、電氣通信省以外の者に委託することが困難であると認められる場合に限り、政府機関、個人又は会社その他の団体からの委託により、電氣通信用の機器、物品及び素材を調達し、保管し、修理し、加工し、及び検査すること。

二十二の三 電氣通信省の所掌事務の遂行に支障がなく、且つ、電氣通信省以外の者から調達することが困難であると認められる場合に限り、私設設備を所有する政府機関、個人又は会社その他の団体に電氣通信事業特別会計の保有する物品を賣り渡すこと。

第七條を次のように改める。

(内部部局)

第七條 電氣通信省(外局を除く。)に大臣官房及び左の区分により局及び部並びに國家行政組織法第二十一條の規定に基づいて、電氣通信監室及び研究所を置く。

電氣通信監室

業務局

周知調査部

計画部

営業部

運用部

國際通信部

施設局

施設部

建設部

保全部

資材部

建築部

經理局

電氣通信研究所

2 大臣官房に人事部を置く。

3 第一項の研究所は、その業務を遂行するため、方式実用化、器材実用化、基礎研究、試作、特許出版及び事務の各部門に分

つ。

4 第一項の電氣通信監室及び研究所には、國家行政組織法第七條

第一項の課を置くことができる。

第八條を次のように改める。

(特別な職)

第八條 電氣通信省に電氣通信監一人を置く。

2 電氣通信監は、各局及び研究所を統轄し、その業務を執行する

職責を有する。

第九條第十号中「総務長官官房」を「電氣通信監室」に改め、同條第

十一号の次に次の八号を加える。

十一の九 事業計画の変更に伴い、又は經理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、經理局に送付すること。

第九條に次の一項を加える。

2 人事部においては、前項第十一号の六に掲げる事務及び第十一号の七から第十二号までに掲げる事務(但し、同項第十一号の六に掲げる事務に係るものに限る。)をつかさどる。

第十條中「総務長官官房」を「電氣通信監室」に、「総務長官」を「電氣通信監」に改め、同條第五号の次に次の二号を加える。

五の二 職員(大臣官房及び外局の職員を除く。以下本條中同じ。)の任免に関する計画案を作成し、人事部に送付すること。

五の三 関係部局の要求に基づき、訓練施設を設置し、及び管理すること。

第十條の次に次の一條を加える。

(業務局の事務)

第十條の二 業務局においては、第十一條から第十五條まで及び第二十五條に掲げる各部の所掌に属する事務の外、左に掲げる事務をつかさどる。

一 所部の職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。

二 所部の職員の給与、身分等に関する意見及び資料を人事部に送付すること。

三 所部の職員の定員に関すること。

電氣通信省設置法の一部を改正する法律

十一の二 政府機関、個人又は会社その他の団体の電氣通信施設の建設保存の計画を調整し、承認し、許可し、及び計画の実施を監督すること。

十一の三 電氣通信機械の割当をすること。

十一の四 政府機関、個人又は会社その他の団体の電氣通信業務の運営の計画を調整すること。

十一の五 政府機関、個人又は会社その他の団体の電氣通信施設及び電氣通信用の機器及び素材に関する統計、記録その他の資料を作成し、及び保存すること。

十一の六 人事に関し、左に掲げる事務を処理すること。

(一) 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務及び教養に関すること。

(二) 職員の需要及び採用に関する計画案の取りまとめをすること。

(三) 職員の定員に関すること。

(四) 職員の厚生及び保健に関する事務を処理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。

(五) 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

(六) 電氣通信省共済組合に関する法令の執行に関すること。

十一の七 所部の職員を訓練すること。

十一の八 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基づき、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、經理局に送付すること。

電氣通信省設置法の一部を改正する法律

- 四 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を人事部に送付すること。
- 五 所部の職員の住宅、寄宿舎その他厚生施設の設置の計画案を作成し、人事部に送付すること。
- 六 所掌事務に関する統計及び資料を分析し、及び保存すること。
- 七 所掌事務の遂行に必要な機器、物品及び素材に関する要求案を資材部に送付すること。
- 八 所掌事務に関する法令、規程及び規約を立案し、及び実施すること。
- 九 所掌事務に関する基準、標準実施方法及び取扱手続を作成すること。
- 十 所掌事務の正当な管理をするため、業務又は施設の实地検査を行うこと。
- 十一 所掌事務の遂行に必要な予算に関する要求案を作成し、及び決定された実行予算を実施すること。
- 第十一條中「周知調査局」を「周知調査部」に改める。
- 第十二條中「計画局」を「計画部」に、同條第一号及び第六号中「施設部門の各部署」を「施設局」に、同條第一号及び第七号中「施設局」を「施設部」に、同條第六号中「電氣通信取扱局」を「地方電氣通信取扱局」に、同條第七号中「業務部門の各部署」を「業務局」に、同條第八号中「周知調査局」を「周知調査部」に改める。
- 第十三條中「営業局」を「営業部」に、同條第二号及び第三号中「周

- 知調査局」を「周知調査部」に、同條第四号中「電氣通信取扱局」を「地方電氣通信取扱局」に改め、同條第九号を次のように改める。
- 九 第六條の規定に基き、郵政省と委託の條件、方法等を協定すること及び郵政省に委託した電氣通信省の所掌事務について、営業上、郵便局を直接指揮監督すること。
- 第十四條中「運用局」を「運用部」に、同條第五号中「業務部門の各部署」を「業務局」に、「施設局」を「施設部」に、同條第八号中「周知調査局」を「周知調査部」に改める。
- 第十五條第一号中「施設局」を「施設部」に、「運用局」を「運用部」に、「計画局」を「計画部」に、同條第四号及び第十号中「周知調査局」を「周知調査部」に改める。
- 第十五條の次に次の一條を加える。
- (施設局の事務)
- 第十五條の二 施設局においては、第十六條から第二十條まで及び第二十五條に掲げる各部の所掌に属する事務の外、左に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 所部の職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。
 - 二 所部の職員の給與、身分等に関する意見及び資料を人事部に送付すること。
 - 三 所部の職員の定員に関すること。
 - 四 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を人事部に送付すること。
 - 五 所部の職員の住宅、寄宿舎その他厚生施設の設置の計画案を

- 作成し、人事部に送付すること。
- 六 所掌事務に関する統計及び資料を分析し、及び保存すること。
- 七 所掌事務に関する法令、規程及び規約を立案し、及び実施すること。
- 八 所掌事務に関する基準、標準実施方法及び取扱手続を作成すること。
- 九 所掌事務の正当な管理をするため、業務又は施設の实地検査を行うこと。
- 十 所掌事務の遂行に必要な予算に関する要求案を作成し、及び決定された実行予算を実施すること。
- 第十六條中「施設局」を「施設部」に、同條第三号中「資材局」を「資材部」に、同條第六号中「施設部門の各部署」を「施設局」に、「業務部門の關係部局」を「業務局」に改め、同條第十一号の次に次の一号を加える。
- 十一の二 前号の事務を外部の検査機関に委託すること及び委託を受けて前号の事務を行うこと。
- 第十七條中「建設局」を「建設部」に、同條第一号中「施設局」を「施設部」に改める。
- 第十八條中「保全局」を「保全部」に、同條第一号及び第二号中「施設局」を「施設部」に、同條第二号及び第三号中「建設局」を「建設部」に、同條第六号中「周知調査局」を「周知調査部」に改める。
- 第十九條中「資材局」を「資材部」に改め、同條第五号の次に次の二

- 号を加え、同條第六号中「保守」を「保存」に改める。
- 五の二 第五條第二十二号の二の規定に従い、政府機関、個人又は会社その他の団体からの委託により電氣通信用の機器、物品及び素材を調達し、保管し、修理し、及び加工すること。
- 五の三 第五條第二十二号の三の規定に従い、私設設備を所有する政府機関、個人又は会社その他の団体に、電氣通信事業特別会計の保有する物品を賣り渡すこと。
- 第二十條第三号の次に次の一号を加える。
- 三の二 不動産を保存し、及び清掃すること。
- 第二十一條及び第二十二條を次のように改める。
- 第二十一條及び第二十二條 削除
- 第二十三條第一号及び第二号中「総務長官」を「電氣通信監」に改める。
- 第二十四條中「(方式実用化部)」を「(方式実用化部門)」に、「(器材実用化部)」を「(器材実用化部門)」に、「(基礎研究部)」を「(基礎研究部門)」に、「(特許出版部)」を「(特許出版部門)」に、「(試作部)」を「(試作部門)」に、「(事務部)」を「(事務部門)」に、同條第二号から第四号まで及び第十八号中「施設局」を「施設部」に、同條第四号中「施設部門の各部署」を「施設局」に、同條第十七号中「資材局」を「資材部」に改める。
- 第二十五條中「各局、部及び研究所」を「経理局、部及び研究所」に、「第十一條から第二十條まで及び前三條」を「第十一條から第十五條まで、第十六條から第二十條まで及び前二條」に改める。

電氣通信省設置法の一部を改正する法律

第二十六條第二項中「(電氣通信研究所を除く。)」を「(資材部及び電氣通信研究所を除く。)」に改め、同條第三項を削り、同條第二項の次に次の二項を加える。

3 電氣通信大臣は、第一項に掲げるものの外、資材部の事務の一部を分掌させるため、必要な地に資材部出張所を設けることができる。

4 地方機関は、それぞれ第七條第一項に掲げる各部局の所轄の下にその所掌事務を遂行しなければならない。

第二十七條第二項を次のように改める。

2 地方電氣通信局の名称、管轄区域及び所掌事務の範囲は政令で、内部組織は電氣通信省令で定める。

第三十一條を次のように改める。

(内部部局)

第三十一條 電波廳に、長官官房及び左の三部を置く。

法規經濟部

施設監督部

電波部

第三十二條第三号中「公文書を」の下に「授受し、発送し、」を加える。

第三十三條第七号中「法規的」を「法律的、経済的及び社会的」に改める。

第三十五條中「技術部」を「電波部」に改め、同條第六号を削り、同條第五号の次に次の五号を加える。

の所掌に属するものを除く。）」を削り、同條第九号中「所部の」を削り、同條第十三号中「素材を調達すること」を「素材の需要計画を決定し、並びにこれを調達し、出納し、及び保管すること」に改め、同條第十六号を削り、同條第十五号の次に次の十号を加える。

十六 航空保安施設を建設し、保存し、運用し、及び管理すること。

十七 航空保安施設の建設及び保存計画を設定すること。

十八 航空保安施設の運用に関する手続を定め、及び実施すること。

十九 機器、物品及び素材の仕様を作成し、設計し、及びその製作を監督すること。

二十 機器及び物品の修理に関すること。

二十一 航空保安施設の建設、保存及び修繕に関する工事を設計し、実施し、及び監督すること。

二十二 航空保安施設の建設、保存及び運用に関する技術標準を定めること。

二十三 航空保安施設の改善のための調査、研究、試験及び試作をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること。

二十四 航空保安業務の國際的協力のために開催される國際會議に代表者を派遣すること。

二十五 前各号に掲げるものの外、法令に基き航空保安廳に属させられた権限に関すること。

第四十二條を次のように改める。

電氣通信省設置法の一部を改正する法律

六 電波を監視し、及び規正すること。

七 不法に施設された無線周波施設を探索すること。

八 電波に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に従い、電波の監視及び規正に関し、國際電波監視機關との連絡及び資料の交換を行うこと。

九 無線用水晶片及び周波数測定器具を校正すること。

十 電波廳の所掌事務を遂行するに必要な施設を計画し、設置し、及び管理すること。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條 削除

第三十七條第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第四項として次の一項を加える。

4 第三十五條第六号及び第七号の事務を地方電波管理局に分掌させる場合は、第二項の管轄区域にかかわらず、電氣通信大臣が別段の定をすることができる。

第三十八條中「第二十二号」を「第二十二号、第二十三号」に改める。

第四十條を次のように改める。

(特別な職)

第四十條 航空保安廳に次長一人を置く。

2 次長は、航空保安廳長官を助け、廳務を整理する。

第四十一條中「事務部」を「航空保安廳」に改め、同條第三号中「公文書を」の下に「授受し、発送し、」を加え、同條第七号中「(技術部

第四十二條 削除

第四十四條中「第二十二号」を「第二十二号、第二十三号」に改める。

第四十五條中「第五十一條に規定するものの外、」を削り、「電氣通信審議會」を「電氣通信省運営審議會」に改める。

「電氣通信省運営審議會」を「電氣通信調整審議會」に改める。

第四十六條中「電氣通信審議會」を「電氣通信省運営審議會」に、同條第二項中「電波規正審議會」を「電波技術審議會」に改める。

第四十六條の次に次の二條を加える。

(電氣通信調整審議會)

第四十六條の二 電氣通信調整審議會は、第九條第十一号の二から第十一号の五までに掲げる事務の円滑な遂行を図るための機関とする。

2 電氣通信大臣が第五條第十四号の二から第十四号の五までに掲げる権限を行使するには、電氣通信調整審議會の議決を経なければならない。

3 電氣通信調整審議會は、前項に掲げるものの外、第一項の事項に関して関係各大臣に建議することができる。

4 電氣通信調整審議會は、委員十五人以上をもつて組織する。

5 委員は、関係各廳の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣總理大臣が委嘱する。

6 この法律に定めるものの外、電氣通信調整審議會に関し必要な事項は、政令で定める。

電氣通信省設置法の一部を改正する法律

(電波技術審議会)

第四十六條の三 電波技術審議会は、電波監理長官の諮問に應じ、電波の規律に必要な技術に関する事項を調査審議するための機関とする。

2 電波技術審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第五十條中「電氣通信審議会」を「電氣通信省運営審議会、電氣通信調整審議会及び電波技術審議会」に改める。

第五十一條を次のように改める。

第五十一條 削除

第五十二條中「職員」の下に「の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項」を加える。

第五十四條中「電氣通信大臣」を「電氣通信大臣、電波監理長官及び航空保安廳長官」に、「地方機関及び附屬機関」を「地方機関、附屬機関及び地方支分部局」に改め、「並びに電波廳(地方支分部局を含む。)及び航空保安廳」を削る。

第五十五條中「政令で、又は政令の委任により」を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○電氣通信省設置法 (昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十五号)

(電氣通信省の任務)

第四條 電氣通信省は、左に掲げる國の公共業務(地方的のものを含む。)を一体的に遂行する責任を負う唯一の政府機関とする。

- 一 電氣通信事業
- 二 電波管理業務
- 三 航空保安業務

(電氣通信省の権限)

第五條 電氣通信省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。

一 法令の定めるところに従い、予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な契約をすること。

十六 電氣通信取扱局(分局及び委託によつて電氣通信業務を行う郵便局を含む。以下同じ。)の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

十八 第二十四條第一号、第九号、第三十五條第一号及び第四十二條第九号に掲げる調査研究であつて、電氣通信省において行うことを不利と認めるものを部外の研究機関に委託すること並びに政府機関、個人又は会社その他の団体の委託により、電氣通信技術に関する基礎的研究又は実用化を有償で行うこと。

二十 法令の定めるところに従い、電氣通信業務及び電波管理業務の運営に必要な特許権及び実用新案権又はその実施権を取得すること。

(内部部局)

第七條 電氣通信省(外局を除く。)に大臣官房及び左の区分により並びに國家行政組織法第二十一條の規定に基いて、総務長官官房、部、総務室及び研究所を置く。

(業務部門)

周知調査局

計画局

営業局

運用局

國際通信部

業務総務室

(施設部門)

施設局

建設局

保全局

資材局

建築部

施設総務室

(事務部門)

人事局

経理局

電氣通信研究所

電氣通信省設置法の一部を改正する法律

2| 前項の局には、國家行政組織法第二十一條の規定により、必要な部を置くことができる。

3| 第一項の研究所には、方式実用化部、器材実用化部、基礎研究部、試作部、特許出版部及び事務部の六部を置く。

4| 第二項の部の設置及び所掌事務は、政令で定める。

5| 第一項から第三項までに掲げる部には、國家行政組織法第七條第一項の課を置くことができる。

(特別な職)

第八條 電氣通信省に総務長官一人、理事二人を、研究所及び部に研究所長及び部長を置く。

2| 総務長官は、各部門及び研究所を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

3| 理事は、総務長官を助け、うち一人は業務部門の、他の一人は施設部門の各部局を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

4| 研究所長は、総務長官を助け、研究所の各部を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

5| 部長は、上官の命を受け、それぞれ所部の事務を掌理し、その職員(の服務)についてこれを指揮統督する。

(大臣官房の事務)

第九條 大臣官房においては、電氣通信省の所掌事務に関し、左に掲げる事務をつかさどる。

十 監察を行うこと(総務長官官房において行うものを除く。)

(総務長官官房の事務)

第十條 総務長官官房においては、総務長官の職責に属する事項に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

(周知調査局の事務)

第十一條 周知調査局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

第十二條 計画局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 前條第五号に掲げる調査及び関係部局の報告に基き、通信のそ通に必要な設備、回線及び局舎その他これに直接関係がある事項を調査し、計画案を作成し、施設局に送付すること。但し、局舎に關する計画については、施設部門の各局の所掌に属する事項を除く。

六 電氣通信取扱局の施設を最も有効且つ能率的に運用し得るよう、照明、通風、採暖等を含む局内設備の合理的配置及び整備基準を定め、その実施計画を立て、関係部局に送付すること(施設部門の各局の所掌に属するものを除く)。

七 業務部門の各局の用に供する土地建物の需要計画及び処分計画を取りまとめ、施設局に送付すること。

八 前條第四号に掲げる事項に關し、周知調査局に必要な専門的援助を與えること。

九 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の計画に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

掌に属する事項に關し、それぞれ左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 各局の要求に基き、職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。

三 各局の提出する職員の給與、身分等に關する意見及び資料を取りまとめ、人事局に送付すること。

四 各局の定員に關すること。

五 各局の作成した職員の需要及び採用に關する計画案を取りまとめ、人事局に送付すること。

六 各局の要求に基いて、職員の住宅、寄宿舎その他厚生施設の設置の計画案を作成し、人事局に送付すること。

七 各局の収集した統計及び資料を取りまとめ、分析し、及び保存すること。

八 業務部門各局の業務の運用に必要な機器、物品、素材等に關する要求案を取りまとめ、資材局に送付すること。

九 所掌事務に關する法令、規程及び規約を立案し、及び実施すること。

十 所掌事務に關する基準、標準実施方法及び取扱手続を作成すること。

十一 所掌事務の正当な管理をするため、業務又は施設の実地検査を行うこと。

十二 所掌事務の遂行に必要な予算に關する要求案を作成し、電氣通信省設置法の一部を改正する法律

(營業局の事務)

第十三條 營業局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電話の加入並びに電報の受付及び配達に關すること。

二 周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務について、勧誘、廣告、宣傳、出版その他対公衆関係の計画を実施すること。

九 郵政省に委託した電氣通信省の所掌事務について、營業上、郵便局を指揮監督すること。

(運用局の事務)

第十四條 運用局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

五 業務部門の各局の提出する予算案を取りまとめること。但し、施設局において行うものを除く。

八 周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務について、対公衆関係の計画を実施すること。

(施設局の事務)

第十六條 施設局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

三 第一号の工事計画に基いて物資の所要総量を算定し、資材局に送付すること。

六 施設部門の各局の予算案及び業務部門の關係部局の資本勘定に属する予算案を取りまとめ、經理局に送付すること。

(総務室の事務)

第二十一條 業務総務室においては業務部門の各局の所掌に属する事項に關し、施設総務室においては施設部門の各局の所

及び決定された実行予算を実施すること。

十三 所掌事務の遂行に必要な機器、物品及び素材に關する要求案を作成すること。

(人事局の事務)

第二十二條 人事局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 職員に關する左の事務を処理すること。

(一) 職階及び任免に關すること。

(二) 給與、勤務時間その他勤務の條件に關すること。

(三) 服務規律、分限及び懲戒に關すること。

(四) 勤務成績の評定及び記録に關すること。

(五) 人事記録の作成及び保管に關すること。

(六) 公務傷病に対する補償及び恩給に關すること。

(七) 職員の結成する組合その他の団体との交渉並びにこれらの団体に關すること。

(八) 職員の苦情の処理に關すること。

二 職員の需要及び採用に關する計画案の取りまとめをするこ

と。

三 職員の定員に關すること。

四 職員の厚生及び保健に關する事務を処理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。

五 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

六 關係部局の要求に基き、訓練施設を設置し、及び管理すること。

電氣通信省設置法の一部を改正する法律

- 七 電氣通信省共済組合に関する法令の執行に関すること。
 - 八 所部の職員を訓練すること。
 - 九 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基き、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、経理局に送付すること。
 - 十 事業計画の変更に伴い、又は経理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、経理局に送付すること。
 - 十一 職員の訓練に関し、各部局に対し必要な勧告をすること。
 - 十二 職員の職階、能率、勤務条件等に関する調査をし、及び統計を作成すること。
 - 十三 前各号に掲げるものの外、人事に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。
- (経理局の事務)
- 第二十三條 経理局においては、電氣通信事業特別会計に関し、左に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 関係部局の作成した予算案を取りまとめ、及び意見を附して総務長官に上申すること。
 - 二 関係部局の作成した成立予算実行計画案を取りまとめ、及び意見を附して総務長官に上申すること。
- (各部局の共通事務)
- 第二十五條 第七條第一項の各局、部及び研究所においては、第

- 十一條から第二十條まで及び前三條に掲げる事務の外、各その所掌事務の範囲において、左に掲げる事務をつかさどる。
 - 第二十六條(第二項) 地方電氣通信局は第七條第一項に掲げる各部局(電氣通信研究所を除く。)の事務の一部を、地方電氣通信部は地方電氣通信局の事務の一部を、地方電氣通信管理所は地方電氣通信部の事務の一部を、地方電氣通信取扱局は地方電氣通信管理所の事務の一部をそれぞれ分掌する。
 - 同條(第三項) 地方機関(地方電氣通信取扱局を除く。)にそれぞれ長一人を置く。地方機関の長は、それぞれ上官の命を受け、その所の事務を掌理し、所部の職員の服務につきこれを指揮監督する。
 - 第二十七條(第二項) 地方電氣通信局の名称、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、政令で定める。
- (内部部局)
- 第三十一條 電波廳に、長官官房及び左の四部を置く。
 - 法規經濟部
 - 施設監督部
 - 技術部
 - 監視部
- (長官官房の事務)
- 第三十二條 長官官房においては、電波廳の所掌事務に関し、左に掲げる事務をつかさどる。
 - 三 公文書を編集し、及び保存すること。
 - 七 調査及び統計に関すること(技術部の所掌に属するものを除く。)
 - 九 所部の職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。
 - 十三 機器、物品及び素材を調達すること。
 - 十六 前各号に掲げるものの外、技術部の所掌に属しない事務に関すること。

- 第三十三條 法規經濟部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
 - 七 前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に関する法規的な事務を処理すること。
 - 第三十五條 技術部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
 - 六 電波の規律、標準電波の発射及び無線報時等電波管理に必要な施設を計画し、設置し、及び管理すること。
- (監視部の事務)
- 第三十六條 監視部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 電波の監視及び規正に要する施設を計画し、設置し、及び管理すること。
 - 二 電波を監視し、及び規正すること。
 - 三 不法に施設された無線周波施設を探索すること。
 - 四 電波に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に従い、電波の監視及び規正に関し、國際電波監視機關との連絡及び資料の交換を行うこと。
 - 五 無線用水晶片及び周波数測定器具を校正すること。
 - 第三十八條 電波廳は、その所掌事務を遂行するため、第五條第一号から第十四号まで、第十八号、第二十号及び第二十二号から第三十二号までに掲げる権限を行使することができる。
 - 第四十條 航空保安廳に、左の二部を置く。
 - 事務部
 - 技術部
- 電氣通信省設置法の一部を改正する法律

- (事務部の事務)
- 第四十一條 事務部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
 - 三 公文書を編集し、及び保存すること。
 - 七 調査及び統計に関すること(技術部の所掌に属するものを除く。)
 - 九 所部の職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。
 - 十三 機器、物品及び素材を調達すること。
 - 十六 前各号に掲げるものの外、技術部の所掌に属しない事務に関すること。
- 第四十二條 技術部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 航空保安施設を建設し、保存し、運用し、及び管理すること。
 - 二 航空保安施設の建設及び保存計画を設定すること。
 - 三 航空保安施設の運用に関する手続を定め、及び実施すること。
 - 四 航空保安施設の建設及び保存のための機器、物品及び素材の需要計画を設定し、並びにこれを出納し、及び保管すること。
 - 五 前号の機器、物品及び素材の仕様を作成し、設計し、及びその製作を監督すること。
 - 六 第四号の機器及び物品の修理に関すること。
 - 七 航空保安施設の建設、保存及び修繕に関する工事を設計し、実施し、及び監督すること。
- 三二三

電氣通信省設置法の一部を改正する法律

八 航空保安施設の建設、保安及び運用に関する技術標準を定めること。

九 航空保安施設の改善のための調査、研究、試験及び試作をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること。

十 航空保安業務の國際的協力のために開催される國際會議に代表者を派遣すること。

十一 所部の職員の訓練に関すること。

(航空保安廳の権限)
第四十四條 航空保安廳は、その所掌事務を遂行するため、第五條第一号から第十四号まで、第十八号、第二十号、第二十二号及び第三十三号に掲げる権限を行使することができる。

(附屬機関)
第四十五條 第五十一條に規定するものの外、電氣通信省に置かれる附屬機関は、左の通りとする。

電氣通信審議會

(電氣通信審議會)
第四十六條 電氣通信審議會(以下審議會という。)は、第四條に掲げる業務の健全且つ能率的な運営を図るための機関とする。

(名称等)

第五十條 第四十五條に掲げる附屬機関(電氣通信審議會を除く。)の名称、位置及び内部組織は、電氣通信省令で定める。(その他の附屬機関)

項に関するものを、職務規程を定めて、内部部局、地方機関及び附屬機関並びに電波廳(地方支分部局を含む。)及び航空保安廳に委任することができる。

(組織の細目)
第五十五條 電氣通信省の組織の細目については、この法律に規定するものの外、政令で、又は政令の委任により電氣通信大臣が定める。

◎郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う關係法令の整理に関する法律

昭和二十四年五月三十一日公布
法律第百六十一号
昭和二十四年六月一日施行
(大藏・運輸・通信大臣署名)

郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う關係法令の整理に関する法律

第一條 左に掲げる勅令は、廃止する。

- 通信省官制(昭和二十一年勅令第三百四十三号)
- 簡易保險局官制(昭和二十二年勅令第四百四十四号)
- 電氣通信研究所官制(大正七年勅令第二百十九号)
- 通信局官制(大正十三年勅令第二百七十二号)
- 通信官署官制(大正十三年勅令第二百七十三号)
- 三等郵便局及び三等電信局の通信手に関する件(大正六年勅令第二百十五号)

郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う關係法令の整理に関する法律

第五十一條 左の表の上欄に掲げる機関は、電氣通信省の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
電氣通信省共済組合審査会	電氣通信省共済組合の給付に関する決定又は掛金の徴収に関して組合と組合員との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として、公平な審査をし、及び裁決をすること。
電氣通信省共済組合運営審議會	電氣通信省共済組合の運営に関する事項を調査審議すること。
電波規正審議會	電波の規正技術に関する事項を調査審議すること。
非常無線通信審議會	非常無線通信の運用について調査審議すること。
無線従事者資格檢定審議會	無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格檢定に関し、調査審議すること。

21 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の規定がある場合を除く外、政令で定める。

第五十二條 電氣通信省に置かれる職員については、國家公務員法の定めるところによる。

(権限の委任)

第五十四條 電氣通信大臣は、この法律に定める権限で細目の事

請願に依る通信施設に関する件(大正四年勅令第二百十五号)
通信院貯金保險局支局、通信院防衛通信施設局施設部、普通通信講習所及び無線電信講習所の長の監督に関する件(昭和二十二年勅令第四百三十二号)

第二條 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第二條から第四條までを次のように改める。

第二條(郵便の國營) 郵便は、國の行う事業であつて、郵政大臣が、これを管理する。

第三條及び第四條 削除

第五條第一項、第九條第一項、第二十條第一項、第三十八條、第四十條、第四十一條第一項、第四十二條、第四十四條第二項、第四十五條、第四十七條、第四十八條第二項、第五十八條第一項、第五十九條第一項、第六十條第一項及び第四項、第六十一條第一項、第六十二條第一項、第六十三條第一項、第六十四條第一項、第六十六條第一項、第七十一條、第七十五條、第七十七條並びに第八十條第一項中「通信官署」を「郵政省」に改める。

第二十條第一項中「電信、電話、」を削り、「收入印紙の賣さばき」の下に「並びに郵政省が電氣通信省から委託された業務」を加える。

第二十七條第一項中「通信官署」を「差出郵便局」に改める。
第三十三條中「郵便局」を「郵政省」に改める。

郵政省設置法及び電気通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

第四十一條第二項並びに第五十四條第一項及び第二項中「通信官署」を「地方郵政局又は郵便局」に改める。

第五十五條第一項中「通信官署」を「最寄りの郵便局」に改める。

第三條 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第二條から第四條までを次のように改める。

第二條(郵便貯金の國營) 郵便貯金は、國の行う事業であつて、郵政大臣が、これを管理する。

第三條及び第四條 削除

第八條第一項、第九條、第十一條第一項、第三項及び第四項、第十四條、第十五條、第十七條第二項、第十八條第一項、第二十二條、第二十五條、第二十七條、第三十五條、第三十九條第一項、第六十四條第二項、第六十九條並びに第七十條第一項中「通信官署」を「郵政省」に改める。

第十九條第一項中「貯金原簿所管廳」を「貯金原簿を保管する地方貯金局(以下貯金原簿所管廳という。)」に、同條第二項中「証券原簿所管廳」を「証券保管原簿を保管する地方貯金局(以下証券原簿所管廳という。)」に改める。

第二十三條第三項及び第六十四條第一項中「通信官署」を「郵便局」に改める。

第二十九條第一項中「通信官署」を「貯金原簿所管廳」に改める。

第四條 郵便爲替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のよ

うに改正する。

「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第二條から第四條までを次のように改める。

第二條(郵便爲替の國營) 郵便爲替は、國の行う事業であつて、郵政大臣が、これを管理する。

第三條及び第四條 削除

第十二條第二項、第十三條、第十五條、第二十一條第一項及び第二十八條第三項中「通信官署」を「郵政省」に改める。

第十六條第一項及び第十八條中「郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の業務に關し通信官署相互間又は通信官署」を「郵便、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の業務、印紙の賣さばきに關する業務並びに電気通信省から委託された業務に關し、郵政省の機關相互間又は郵政省」に改める。

第十六條第一項及び第二十六條第一項中「通信官署において」を「郵便局において」に改める。

第二十三條及び第三十二條第二項中「通信官署」を「地方貯金局又は郵便局」に改める。

第二十八條第二項中「銀行の申出に因り、通信官署において」を「銀行の申出を」に改める。

第五條 郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第二條から第四條までを次のように改める。

第二條(郵便振替貯金の國營) 郵便振替貯金は、國の行う事業であつて郵政大臣が、これを管理する。

第三條及び第四條 削除

第八條第二項中「通信官署」を「口座を保管する地方貯金局(以下口座所管廳という。)」に改める。

第九條第一項及び第二項中「通信官署」を「口座所管廳」に改める。

第十三條第二項、第十四條、第十六條、第三十一條第一項、第四十四條、第四十五條第二項、第四十七條第三項、第四十九條第一項、第五十三條、第五十八條第一項及び第六十三條第一項中「通信官署」を「郵政省」に改める。

第二十條第四項及び第三十八條第三項中「通信官署」を「郵便局」に改める。

第四十七條第二項中「銀行の申出に因り、通信官署において」を「銀行の申出を」に改める。

第六條 鉄道船舶郵便法(明治三十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二條、第三條、第六條、第八條及び第十條第四項中「郵便官署」を「郵政省」に改める。

第七條及び第九條中「郵便官署」を「關係地方郵政局」に改める。

第十三條中「郵便官署」を「郵便局」に改める。

第七條 選挙運動等の臨時特例に關する法律(昭和二十三年法律第百九十六号)の一部を次のように改正する。

郵政省設置法及び電気通信省設置法の施行に伴う關係法令の整理に関する法律

第十九條第二項中「郵便官署」を「郵政省」に改める。

第八條 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第五十條中「通信官署」を「郵便局」に改める。

第九條 左に掲げる規定中「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

大藏省預金部等の債権の條件変更等に關する法律(昭和二十二年法律第百二十九号)第三條

印紙をもつてする歳入金納付に關する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)第三條第二項

第十條 電信法(明治三十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第四号、第十五條、第十六條及び第三十五條中「電信官署」を「地方電気通信取扱局」に改める。

第五條及び第二十五條中「主務大臣ノ指定シタル電信官署又ハ電話官署」を「地方電気通信局」に改める。

第十二條中「電信官署又ハ電話官署」を「地方電気通信取扱局」に改める。

第二十一條及び第三十二條中「電信官署又ハ電話官署」を「電気通信省」に改める。

第二十二條中「郵便、郵便爲替、郵便貯金」を削る。

第二十三條中「場合ヲ除クノ外」を「場合ニ於テハ」に改める。

第二十六條中「電信官署若ハ電話官署」を「地方電気通信局」に改める。

第十一條 無線電信法(大正四年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号及び第二十三條中「電信官署」を「地方電気通信取扱局」に改める。

第五條中「電信官署又は電話官署」を「地方電気通信取扱局」に改める。

第八條ノ二中「主務大臣ノ指定シタル電信官署又は電話官署」を「地方電気通信局又は地方電波管理局」に改める。

第十五條中「郵便、郵便爲替、郵便貯金」を削る。

第二十條第一項中「電信官署又は電話官署」を「電気通信省ノ地方機関」に改める。

第十二條 電信電話料金法(昭和二十三年法律第五五号)の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條第二項中「通信大臣」を「電気通信大臣」に改める。

第十三條 電信線電話線建設條例(明治二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項、第三條第一項及び第四條から第七條まで中「通信省」を「電気通信省」に改める。

第十四條 會計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項及び第二十三條中「通信官署」を「郵政官署」に改める。

第十五條 通信職員訓練法(昭和二十三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

郵政省職員及び電気通信省職員訓練法

第一條中「その業務に従事する職員(以下通信職員という。)」を「郵政省又は電気通信省の業務に従事する職員(以下単に職員という。)」に改める。

第一條から第三條まで、第五條及び第六條中「通信大臣」を「郵政大臣又は電気通信大臣」に改める。

第二條、第三條及び第六條中「通信職員」を「職員」に改める。

第三條第一項第二号中「通信省」を「それぞれ郵政省又は電気通信省」に改める。

第四條を削り、以下一條ずつ繰り上げる。

第十六條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五十六條第五項中「電信、電話及び郵便官署、簡易保険及び貯金官署を含む。」「を「地方郵政監督局、地方郵政局、地方貯金局、地方簡易保険局、郵便局、地方電気通信局、地方電気通信部、地方電気通信管理所、地方電気通信取扱局、電気通信省施設局、航空保安事務所、航空標識所及びこれらの出張所、地方電波管理局の出張所」に改める。

第十七條 この法律施行の際、現に通信省職員である者のうち、通信省郵務局若しくは貯金局、簡易保険局若しくは特定郵便局長を

もつて長とする郵便局に勤務する者又は特定郵便局長を長とする郵便局以外の郵便局に勤務する者(但し、もつばら郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保険若しくは郵便年金又はその附帯業務の現業事務に従事する者に限る。)は郵政省の職員に、通信省電務局、工務局若しくは電波局、電気通信研究所若しくは電信局、電話局若しくは電気通信工務局に勤務する者又は特定郵便局長を長とする郵便局以外の郵便局に勤務する者(但し、もつばら電気通信及びその附帯業務の現業事務に従事する者に限る。)は電気通信省の職員に、その他の者は逓信大臣の指定するところに従い、郵政省の職員又は電気通信省の職員に、それぞれ同一の勤務条件をもつて任ぜられたものとみなす。但し、別に辞令を發せられたときは、この限りでない。

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

参照

○郵便法 (昭和二十二年十二月十二日法律第六十五号)

第二條(郵便の國営及び逓信大臣の職責) 郵便は、國の行方事業であつて、逓信大臣が、これを管理する。

21 逓信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。
一 郵便に関する條約及び法律に従ひ、省令を發すること。

郵政省設置法及び電気通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

二 法律に触れない範囲内において、郵便局を設置し、又は廃止し、郵便局の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

三 郵便物の取集、運送及び配達に関する施設をすること。

四 郵便の業務に従事する者とその職務につき指導監督すること。

五 法律に触れない範囲内において、郵便の業務に従事する者の能率の向上を図るため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便の業務に従事する者の訓練を行うこと。

六 郵便事業を行うため財政及び會計に関する法令の定めるところに従ひ、必要な契約をすること。

七 前各号に掲げるものを除いて、郵便に関し逓信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條(逓信大臣の職權の委任) 逓信大臣は、この法律に定める職權で細目の事項に関するものは、條件を定めて、逓信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條(郵便の業務に従事する官吏) 郵便の業務に従事する官吏(特定郵便局長を含む。)の身分、給與及び服務に関する事項並びに特定郵便局長の郵便運営に関する事項は、この法律で定めず、別の法律でこれを定める。

第二十條(無料郵便(第一項)) 郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金、郵便振替貯金、簡易生命保険、郵便年金、年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡又は収入印紙の賣きはきくの事

郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

務に関する郵便物で左のものは無料で差し出すことができる。
一 通信官署から差し出されるもの。
二 通信官署の依頼により通信官署にあてて差し出されるもの。

第二十七條(第五種郵便物)(第二項) 左の物を内容とする郵便物で開封するものは、第五種郵便物とする。蚕種を内容とする郵便物で通信官署の承認のもとに密閉したものも、同様とする。
(左記略)

第三十三條(切手類の発行及び賣さばき) 郵便切手その他郵便に關する料金をあらわす証票は、通信大臣がこれを発行し、郵便局及び切手賣さばき人において、これを賣りさばく。

第四十一條(第二項) 差出人又は受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、通信大臣の指定する通信官署において、その郵便物を開くことができる。但し第一種郵便物は開かないで差出人にこれを還付する。

第五十四條(還付不能の郵便物)(第一項) 差出人に還付すべき郵便物で、差出人不明その他の事由により還付することができないものは、通信大臣の指定する通信官署において、これを開くことができる。

同條(第二項) 前項の規定により開いても、なお配達することも還付することもできない郵便物は、通信大臣の指定する通信官署において、これを保管する。

職責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條(通信大臣の職責の委任) 通信大臣は、この法律に定める職権で細目の事項に関するものを、條件を定めて、通信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條(郵便貯金の業務に従事する官吏) 郵便貯金の業務に従事する官吏の身分、給與及び服務に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第十九條(貯金原簿及び証券保管原簿) 貯金の受入及び拂出については、貯金原簿所管廳において、貯金原簿に記録する。

同條(第二項) 第九條又は第十一條第三項の規定により保管する証券(以下保管証券という。)の受入及び拂出については、証券原簿所管廳において、証券保管原簿に記録する。

第二十三條(第三項) 預金者は、通信官署に届け出て第一項の印章を変更することができる。

第二十九條(貯金及び保管証券に関する権利の消滅) 十年間貯金の預入及び拂もどし並びに証券の購入、保管、賣却又は返付の請求がなく、且つ、利子の記入又は貯金若しくは保管証券の確認のためにする通帳、貯金証書又は証券保管証券の提出がない場合において、通信官署がその預金者に対し通帳、貯金証書若しくは証券保管証券を提出し、又は貯金の処分をすべき旨を催告し、その催告を發した日から二箇月以内に、なお通帳、貯金証書若しくは証券保管証券の提出又は貯金の処分の請求がないときは、その貯金及び保管証券に関する預金者の権利は、消滅し、

郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

第五十五條(誤配達郵便物の処理) 郵便物の誤配達を受けた者は、その郵便物にその旨を表示して郵便差出箱に差し入れ、又はその旨を通信官署に通知しなければならない。

○郵便貯金法 (昭和二十二年十一月三十日法律第四百四十四号)

第二條(郵便貯金の國營及び通信大臣の職責) 郵便貯金は、國の行う事業であつて、通信大臣が、これを管理する。

通信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

- 一 この法律に従い省令を發すること。
- 二 法律に触れない範囲において、郵便貯金の取扱をする郵便局を指定し、郵便局における郵便貯金事務の窓口取扱時間を定めること。
- 三 法律に触れない範囲において、貯金原簿所管廳及び証券原簿所管廳を設置し、又は廢止すること。
- 四 郵便貯金の業務に従事する者をその職務につき指揮監督すること。
- 五 法律に触れない範囲において、郵便貯金の業務に従事する者の能率の向上を図るため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便貯金の業務に従事する者の訓練を行うこと。
- 六 郵便貯金事業を行うため、財政及び會計に関する法令の定めるところに従ひ、必要な契約をすること。
- 七 前各号に掲げるものを除いて、郵便貯金に關し通信大臣の

保管証券は、國庫に帰属する。

第六十四條(通帳の引換交付) 前條の場合において、すえ置郵便貯金以外の特別郵便貯金であつた通常郵便貯金の預金者は、その貯金の全部拂もどしをしないときは、その特別郵便貯金の通帳又は貯金証書と引き換えに通常郵便貯金の通帳を交付することを通信官署に請求しなければならない。

○郵便爲替法 (昭和二十三年六月二十六日法律第五十九号)

第二條(郵便爲替の國營及び通信大臣の職責) 郵便爲替は、國の行う事業であつて、通信大臣が、これを管理する。

通信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

- 一 郵便爲替に関する條約及び法律に従い、省令を發すること。
- 二 法律に触れない範囲において、郵便爲替の取扱をする郵便局を指定し、郵便局における郵便爲替事務の窓口の取扱時間を定めること。
- 三 法律に触れない範囲において、郵便爲替の總括計算の事務を取り扱う官署を設置し、又は廢止すること。
- 四 郵便爲替の業務に従事する者をその職務につき指揮監督すること。
- 五 法律に触れない範囲において、郵便爲替の業務に従事する者の能率の向上を図るため必要な厚生、保健その他の施設を

し、且つ、郵便爲替の業務に従事する者の訓練を行うこと。
六 郵便爲替事業を行うため、財政及び会計に関する法令の定めるところに従ひ、必要な契約をすること。

七 前各号に掲げるものを除いて、郵便爲替に関し通信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條(通信大臣の職権の委任) 通信大臣は、この法律に定める職権で細目の事項に関するものを、條件を定めて、通信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條(郵便爲替の業務に従事する官吏) 郵便爲替の業務に従事する官吏の身分、給與及び服務に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第十六條(郵便爲替証書の金額の制限) 通常爲替証書、電信爲替証書及び小爲替証書(以下爲替証書と総称する。)の金額は、一枚につき、通常爲替証書及び電信爲替証書にあつては一万円以下、小爲替証書にあつては二千元以下とする。但し、郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の業務に関し通信官署相互間又は通信官署とこれらの業務に従事する者との間において公金を郵便爲替によつて授受する場合における郵便爲替証書及び代金引換の取扱において郵便物の差出人の指定に従い通信官署において引換金を通常爲替によつて送金する場合における通常爲替証書については、通信大臣は、その制限額を引き上げることができる。

第十八條(郵便爲替の料金の免除及び低減) 郵便、電信、電話、

○郵便振替貯金法 (昭和二十三年六月二十八日)

第二條(郵便振替貯金の國營及び通信大臣の職責) 郵便振替貯金は、國の行う事業であつて、通信大臣が、これを管理する。

通信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

- 一 郵便振替貯金に関する條約及び法律に従い、省令を発することが出来る。
- 二 法律に触れない範囲において、郵便振替貯金の取扱をする郵便局を指定し、郵便局における郵便振替貯金事務の窓口取扱時間を定めること。
- 三 法律に触れない範囲において、口座所管廳を設置し、又は廃止すること。
- 四 郵便振替貯金の業務に従事する者をその職務につき指揮監督すること。
- 五 法律に触れない範囲において、郵便振替貯金の業務に従事する者の能率の向上を図るため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便振替貯金の業務に従事する者の訓練を行うこと。
- 六 郵便振替貯金事業を行うため、財政及び会計に関する法令の定めるところに従ひ、必要な契約をすること。
- 七 前各号に掲げるものを除いて、郵便振替貯金に関し通信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

第二十三條(利用の制限及び業務の停止) 通信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、通信官署を指定し、且つ、期間を定めて、郵便爲替の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第二十六條(引換金の郵便爲替) 代金引換の取扱において郵便物の差出人の指定に従い通信官署において引換金を通常爲替によつて送金する場合における郵便爲替の料金は、第十七條第四項の規定にかかわらず、爲替金の拂渡を受け、又は当該郵便爲替証書を郵便振替貯金の拂込金に充てる際、当該郵便爲替の受取人が、これを納付しなければならない。

第三十一條(第二項) 前項の場合において、同項の請求を受けた郵便局が他の通信官署に照会しなければならないときは、当該郵便局において、差出人の指定に従い郵便又は電信で照会する。

第二十八條(第二項) 前項の規定により爲替金を拂い渡すことのできる郵便局は、銀行の申出に因り、通信官署において承認した郵便局に限る。

第三條(通信大臣の職権の委任) 通信大臣は、この法律に定める職権で細目の事項に関するものを、條件を定めて、通信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條(郵便振替貯金の業務に従事する官吏) 郵便振替貯金の業務に従事する官吏の身分、給與及び服務に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第八條(第二項) 加入者の商号、屋号その他氏名以外の名称は、通信官署の承認を受けなければ、これを口座の名称として使用することができない。

第九條(印章) 加入者又は代理署名人は、郵便振替貯金に関する手続をする場合には、通信官署に届け出た印章を押さなければならぬ。

第四十七條(第二項) 前項の規定により拂出金を拂い渡すことのできる郵便局は、銀行の申出に因り、通信官署において承認した郵便局に限る。

○鐵道船舶郵便法 (明治三十三年三月十三日)

第二條 鐵道運送業者へ郵便取扱ノ爲郵便官署ノ要求アルトキハ鐵道用地及停車場建物ノ一部ヲ供シ又ハ建物ノ建築若ハ改築ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ土地建物ノ使用料及建築改築ノ費用ハ郵便官署之ヲ支給ス

第三條 鐵道運送業者へ郵便官署ノ要求アルトキハ定期列車毎ニ

郵便車トシテ列車定数ノ總容積ノ五分ノ一迄ハ其ノ列車ノ一部ヲ供給シ又ハ郵便官署ノ交付ニ係ル同一容積以内ノ郵便車ヲ聯結スヘシ

船舶運送業者ハ郵便官署ノ要求アルトキハ其ノ船舶ニ相當ノ郵便船室ヲ併給スヘシ

第六條 鐵道運送業者又ハ船舶運送業者ハ郵便官署ノ要求ニ應ジ郵便車又ハ郵便船室ニ郵便物ノ取扱ニ必要ナル設備及維持ヲ爲スヘシ

鐵道運送業者ハ郵便官署ノ交付ニ係ル郵便車ヲ保管スヘシ
前二項ノ場合ニ於テ設備維持及保管ニ要スル費用ハ郵便官署之ヲ支給ス

第七條 鐵道運送業者ハ列車仕立驛ニ於テ指定ノ郵便車ノ外臨時容積ノ増加ニ要シ又ハ臨時郵便車ノ聯結ヲ要スル爲其ノ列車出發時刻三十分前迄ニ郵便官署ノ要求アルトキハ他ノ郵便車ヲ聯結シ又ハ通常客車ヲ其ノ代用ニ供スヘシ

第八條 鐵道運送業者ハ郵便官署ニ於テ郵便車ニ依ラサル郵便物ノ運送ヲ要求シタルトキハ特ニ指定シタル場合ヲ除クノ外旅客列車ニ依リ運送スル貨物ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ運送スヘシ

第九條 鐵道運送業者列車ノ發着時刻ヲ變更スルトキハ七日以前ニ之ヲ郵便官署ニ報告スヘシ(後略)

第十條(第四項) 郵便官署ヨリ郵便車ヲ交付シタル場合ニ於テハ鐵道運送業者ニ支給スヘキ金額ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

ハ電話官署ニ於テ之ヲ停止スルコトヲ得

第十二條 電信又ハ電話取扱ニ関シ電信官署又ハ電話官署ニ對シ無能力者ノ爲シタル行爲ハ能力者ノ爲シタルモノト看做ス

第十五條 宛所ニ配達シ又ハ受信人ニ交付シ得サル電報ハ電信官署ニ於テ之ヲ保管ス其ノ保管開始ノ日ヨリ三十日以内ニ交付ノ請求ヲキトキハ之ヲ棄却ス

第十六條 電信官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ発信人ニ對シ其ノ電報ニ用キタル祕辭隱語ノ説明ヲ求ムルコトヲ得発信人若其ノ説明ヲ拒ミタルトキハ其ノ電報ノ取扱ヲ拒絕ス

第二十三條 電信又ハ電話ニ關スル料金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外郵便切手ヲ以テ納付スヘシ

第二十五條 本法ニ依ル損害賠償又ハ報酬ノ請求權ハ主務大臣ノ指定シタル電信官署又ハ電話官署ニ對シ其ノ事實アリタル日ヨリ三箇月間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

第二十六條 電信官署若ハ電話官署ノ賠償又ハ報酬ニ關スル決定ニ對シ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三十一條 電信官署又ハ電話官署ノ取扱中ニ係ル通信ノ祕密ヲ侵シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

○無線電信法 (大正四年六月二十一日 法律第二十六號)

第二條 左ニ掲クル無線電信又ハ無線電話ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ私設スルコトヲ得

郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

○選挙運動等の臨時特例に関する法律

(昭和二十三年七月二十九日 法律第九十六號)

第十九條(第二項) 前項但書の郵便葉書及び無封書状は、議員候補者一人について通じて千枚とし、郵便官署において選挙事務用である旨の表示をしたものでなければならぬ。

○政治資金規正法 (昭和二十三年七月二十九日 法律第九十四號)

第五十條 第六條、第七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第十九條第三項及び第四項、第二十一條若しくは第二十二條第二項及び第三項の規定による届出書類並びに第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十五條第二項の規定による報告書は、書留の取扱でこれを通信官署に託したときは、その時を以て届出又は提出があつたものとみなす。

○電信法 (明治三十三年三月十四日 法律第五十九號)

第二條 左ニ掲クル電信又ハ電話ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ私設スルコトヲ得

四 電報送受ノ目的ヲ以テ一人ノ専用ニ供スル爲電信官署トノ間ニ施設スルモノ

第五條 電信又ハ電話ニ依ル通信ニシテ公安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞乱スルモノト認ムルトキハ主務大臣ノ指定シタル電信官署又

三 電報送受ノ爲電信官署トノ間ニ施設者ノ専用ニ供スル目的ヲ以テ電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ナキ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ

第五條 外國船舶ニ裝置シタル無線電信又ハ無線電話ハ第二條ノ規定ニ依リ施設シタルモノヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ船舶遭難通信及航行中電信官署又ハ電話官署トノ通信ニ使用スルコトヲ妨ケス

第八條ノ二 無線電信又ハ無線電話ニ依ル通信公安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞乱スルモノト認ムルトキハ主務大臣ノ指定シタル電信官署又ハ電話官署ニ於テ之ヲ停止シ又ハ當該無線電信、無線電話ノ施設者若ハ當該通信ヲ發スルモノニ對シ其ノ通信ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第十五條 公衆通信ノ用ニ供スル無線電信又ハ無線電話ニ依ル通信ニシテ無線電信、無線電話、電信、電話、郵便、郵便爲替、郵便貯金ノ事務又ハ船舶遭難、航行ノ安全、報時、氣象報告ニ關スルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ無料ト爲スコトヲ得

第二十條 電信官署又ハ電話官署ノ取扱中ニ係ル無線電信又ハ無線電話ノ通信ノ祕密ヲ侵シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 無線電信ノ事務ニ従事スル者電信官署ノ取扱中ニ係ル無線電信ニ依ル電報ヲ正當ノ事由ナクシテ開披、毀損、隠匿若ハ放棄シタルトキ又ハ受取人ニ非サル者ニ交付シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法第二百五

十八條又へ第二百五十九條ニ該當スル場合ハ刑法ノ例ニ依ル

○電信電話料金法 (昭和三十二年七月六日法律第百五十五号)

第三條 通信大臣は、船舶の遭難及び航行の安全に関する通報、火災報知その他公益上特に必要がある場合は、省令の定めるところにより、この法律に定める料金を減免することができる。

第四條(第二項) 條約において、最高限を定め又は主管廳の決定にゆだねた料金については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定にかかわらず、内閣總理大臣及び通信大臣が、命令で、これを定める。

○會計法 (昭和三十二年三月三十一日法律第三十五号)

第二十條(第一項) 各省各廳の長は、政令の定めるところにより、現金支拂をなさしめるため、通信官署その他の官署の当該官吏をしてその保管に係る歳入金、歳出金又は歳入歳出外現金を繰り替え使用せしめることができる。

第二十三條 各省各廳の長は、通信官署その他特殊の經理を必要とする官署で政令で定めるものの事務費については、政令の定めるところにより、その全部又は一部を主任の官吏に渡功を以て支給することができる。

○通信職員訓練法 (昭和三十二年八月一日法律第二五八号)

通信職員訓練法

るものを、部局の長に委任することができる。

(訓練の計画)

第五條 通信大臣は、この法律の規定に従い、毎年第一條の業務の各種類別に訓練人員、訓練規程、訓練期間その他の事項を含む訓練に関する実行計画を定める。

(委託訓練)

第六條 通信大臣は、通信職員訓練につき必要があると認める場合は、一般の学校その他の教育研究機関等に職員を派遣し、その職員の担当事務に直接関係のある専門の事項を研修させることができる。

○地方自治法 (昭和三十二年四月十七日法律第六十七号)

第五十六條(第五項) 前項の規定は、司法行政及び懲戒機関、警察機関、鉄道現業官署、電信、電話及び郵便官署(簡易保険及び貯金官署を含む)、文教施設、國立の病院及び療養施設、氣象官署、海上保安廳の基地施設、通信施設、航路標識及び水上官署、港湾建設機関、営林署並びに専ら國費を以て行う工事の施行機関については、これを適用しない。

◎建設省設置法の一部を改正する法律

昭和三十二年五月三十一日公布
法律第百六十三号
昭和二十四年六月一日施行 (建設大臣署名)

建設省設置法の一部を改正する法律

(この法律の目的)

第一條 この法律は、通信大臣の管理する國の業務の能率を増進し、その完全な運営を図るため、その業務に従事する職員(以下通信職員という。)に対し通信大臣が行う訓練に関し規定するものとする。

(訓練の範囲)

第二條 この法律の規定に基き通信大臣の行う訓練は、通信職員に担当する業務の遂行に直接関係があるものに限られる。通信大臣は、専門的な学科学科目を除き、一般の学校で通例実施されている学科学科目について訓練の教程を施すことはできない。

(通信大臣の権限及び職責)

第三條 通信大臣は、この法律の規定による訓練を行うにつき、この法律で定めるものの外、左の権限及び職責を有する。

- 一 訓練を必要とする通信職員に対し、職場訓練に参加すること及び必要な教程を修めることを命ずること。
- 二 この法律に従い通信大臣の指定する特殊の訓練を受けた場合には、その訓練期間終了後六箇月を超えない期間は、引き続き通信省に在職しなければならない旨の契約を、通信職員と締結すること。
- 三 前項第二号の契約を締結しない通信職員に対しては、通信大臣は、同号の特殊の訓練を行わないことができる。

(通信大臣の職権の委任)

第四條 通信大臣は、この法律に定める職権で細目の事項に関する

建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法(昭和三十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

- 第二條中「地方建設局」の下に「及び營繕支局」を加える。
- 第三條第三号を次のように改める。
- 三 河川、道路その他建設省の所管に係る公共物とするための財産の取得並びに取得した財産の維持及び保存を行うこと。
- 五の二 都市計画上、公園に関し調査を行い、その整備改善を図ること。
- 五の三 公共空地及び保勝地に関し調査を行い、その整備、維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行い、並びに皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑の整備に必要な建設業務を行うこと。
- 同條第六号を次のように改める。
- 六 屋外廣告物に関する事務を管理すること。
- 同條第十一号中「運河」の下に「(港湾内ものを除く。以下同じ。)」を挿入し、
- 同條第二十三号中「改善」の下に「維持」を加える。
- 同條第二十五号及び第二十六号を次のように改める。
- 二十五 建設業の発達及び改善を助長し、並びに建設業者の監督に関する事務を管理すること。
- 二十六 國費の支弁に属する建物の營繕(郵政事業特別会計、電氣通信事業特別会計及び簡易生命保険及び郵便年金特別会計に

建設省設置法の一部を改正する法律

属する現業関係の建物の営繕、受刑者を使用して実施する刑務所の営繕、学校の復旧整備のための営繕並びに一件につき総額百万円をこえない建物の修繕を除く。以下同じ。）に関する事務を行うこと。

同條第二十六号の次に次の一号を加える。
 二十六の二 公共団体、日本国有鉄道又は日本専賣公社の委託に基き、建設工事を行い、並びに建設工用資材の加工及び建設工用機械の修理に関する事務を行うこと。
 同條第二十九号中「処理すること。」を「処理し、並びに技術者の養成及び訓練を行うこと。」に改める。
 同第三十号を次のように改める。

三十 建設省の所管行政に関する啓発及び周知宣傳、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理し、並びに職員に貸與する宿舍その他職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、且つ、これを管理すること。

同條第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む。)に基き、建設省に属せしめられた事務を行うこと。

第四條及び第五條を次のように改める。

(本省の内部部局及び所掌事務)

第四條 本省に大臣官房及び左の五局を置く。

管理局
 河川局

道路局
 都市局
 住宅局

- 2 管理局に営繕部を置く。
- 3 大臣官房においては、前條第二十八号及び第三十号に規定する事務をつかさどる。
- 4 管理局においては、前條第一号、第四号、第十七号、第二十五号、第二十六号及び第二十七号に規定する事務、同條第三号に規定する事務の総括、同條第二十六号の二に規定する事務(他の局の所掌に属するものを除く。)並びに同條第二十九号に規定する事務(試験及び研究並びに技術者の養成及び訓練に関する事務を除く。)をつかさどる。
- 5 営繕部においては、前項に規定する事務のうち、第二十六号に規定する事務及び第二十六号の二に規定する事務で建物の建設に関するものをつかさどる。
- 6 河川局においては、前條第八号から第十二号までに規定する事務及び同條第十四号に規定する事務(道路の災害復旧工事の指導に関する事務を除く。)並びに同條第三号及び第二十六号の二に規定する事務でこれらに関するものをつかさどる。
- 7 道路局においては、前條第十三号、第十五号及び第十六号に規定する事務、同條第十四号に規定する事務のうち道路の災害復旧工事の指導に関する事務並びに同條第三号及び同條第二十六号の二に規定する事務で道路に関するものをつかさどる。

8 都市局においては、前條第五号から第七号までに規定する事務並びに同條第二十号に規定する事務のうち市街地建築物法(大正八年法律第三十七号)による地域及び地区の指定に関する事務をつかさどる。

9 住宅局においては、前條第十八号、第十九号及び第二十一号から第二十四号までに規定する事務並びに同條第二十号に規定する事務(市街地建築物法による地域及び地区の指定に関する事務を除く。)をつかさどる。

(特別な職)

第五條 建設省に技監一人を置く。

2 技監は、上官を助け、建設省の所管行政に係る技術を統理する。

3 河川局に次長一人を置く。

4 次長は、局長を助け、局務を整理する。

第三章及び第四章を次のように改める。

第三章 附属機関

(附属機関)

第六條 第十條に規定するものの外、本省に左の附属機関を置く。

地理調査所
 土木研究所
 建築研究所

(地理調査所)

第七條 地理調査所は、第三條第二号に規定する事務並びに同條第

建設省設置法の一部を改正する法律

二十九号に規定する事務のうち測量に関する技術者の養成及び訓練をつかさどる機関とする。

2 地理調査所は、千葉縣に置く。

3 地理調査所の内部組織は、建設省令で定める。

(土木研究所)

第八條 土木研究所は、第三條第二十九号に規定する事務のうち土木に関する調査、試験及び研究並びに技術者の養成及び訓練をつかさどる機関とする。

2 土木研究所は、東京都に置く。

3 土木研究所の内部組織は、建設省令で定める。

(建築研究所)

第九條 建築研究所は、第三條第二十九号に規定する事務のうち建築及び都市計画に関する調査、試験及び研究並びに技術者の養成及び訓練をつかさどる機関とする。

2 建築研究所は、東京都に置く。

3 建築研究所の内部組織は、建設省令で定める。

(その他の附属機関)

第十條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
収用審査会	土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)に基く権限を行うこと。

建設省設置法の一部を改正する法律

中央建設業審議会	建設大臣の諮問に應じて建設業に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政官廳に建議し、その他建設業法(昭和二十四年法律第百号)に基く権限を行うこと。
官廳營繕審議会	建設大臣の諮問に應じて官廳建物(国会及び裁判所に属する建物を含む。)の營繕に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係官廳に建議すること。
河川審議会	建設大臣の諮問に應じて河川に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係官廳に建議すること。
道路審議会	建設大臣の諮問に應じて道路に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係官廳に建議すること。
都市計画審議会	都市計画に関する事項を調査審議し、当該事項について関係官廳に建議し、その他都市計画法(大正八年法律第三十六号)及び同法に基く命令による権限を行うこと。
住宅対策審議会	建設大臣の諮問に應じて住宅に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係官廳に建議すること。
測量審議会	測量に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係官廳に建議し、その他測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)に基く権限を行うこと。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第四章 地方支分部局

(地方建設局の所掌事務)

第十一條 地方建設局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

(内部部局) 地方建設局に、左の四部を置く。

- 庶務部
- 工務部
- 企画部
- 營繕部

2 前項に定めるものの外、地方建設局の内部組織の細目は、建設省令で定める。

(營繕支局)

第十四條 營繕支局は、本省管理局營繕部の所掌事務のうち北海道における事務を分掌する。

2 營繕支局は、北海道に置く。

3 營繕支局の内部組織は、建設省令で定める。

(事務所)

第十五條 建設大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に地方建設局又は營繕支局の事務所を設置することができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、建設省令で定める。

第五章 職員

(職員)

第十六條 建設省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによる。

(定員)

第十七條 建設省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

建設省設置法の一部を改正する法律

- 一 河川、道路、砂防その他國の直轄の建設工事に関すること。
- 二 國費の支弁に属する建物の營繕並びに公共團體、日本國有鉄道又は日本專賣公社の委託に基く建設工事、建設工費用資材の加工及び建設工費用機械の修理を行うこと。
- 三 國土計画及び地方計画に関する調査を行うこと。

(名称、位置及び所管区域)

第十二條 地方建設局の名称、位置及び所管区域は、左の通りとする。

名称	位置	所管区域
東北地方建設局	仙台市	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣
關東地方建設局	船橋市	茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、神奈川縣、山梨縣、新潟縣、長野縣
中部地方建設局	名古屋	岐阜縣、靜岡縣、愛知縣、三重縣、富山縣、石川縣
近畿地方建設局	大阪市	滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、福井縣
中國四國地方建設局	廣島市	鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣
九州地方建設局	福岡市	福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣

2 建設大臣は、工事の区域が二以上の地方建設局の所管区域にわたる場合等必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、一の地方建設局をして他の地方建設局の所管区域において工事を実施させることができる。

附則中第八條及び第九條をそれぞれ第十八條及び第十九條とし、第十條から第十六條までを削る。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十三年九月一日から適用する。
- 2 昭和二十三年八月三十一日に、建設省建築出張所の用に供していた國の所有に属する物品は、当該建築出張所所在の都道府縣に譲與するものとする。
- 3 都市計画法の一部を次のように改正する。
「都市計画委員会」を「都市計画審議会」に改める。

参照

○建設省設置法(昭和二十三年七月八日法律第百十三号)

(機関)

第二條 建設省に、本省の外地方支分部局として地方建設局を置く。

(本省の所掌事務及び権限)

第三條 本省の所掌事務の範囲は、左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

三 鄰地地轉入抑制に関する事務を管理すること。

六 廣告物取締法(明治四十四年法律第七十号)の施行に関する事務を管理すること。

建設省設置法の一部を改正する法律

- 十一 運河に関する事務を管理すること。
- 二十三 住宅等の建設、供給、改善及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。
- 二十五 土木建築請負業の発達及び改善の助長を行うこと。
- 二十六 國費の支弁に属する建物の管轄（別に法律で定めるものを除く。）を行うこと。
- 二十九 建設省の所管行政に関する調査、統計、試験、研究並びに資料の収集、整理及び編集に関する事務を処理すること。
- 三十 建設省の所管行政に関する啓発及び広報並びに部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理すること。但し、人事に関しては、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に従つて処理しなければならない。

（本省の内部部局及びその所掌事務）

第四條 本省に大臣官房及び左の六局を置く。

- 総務局
- 河川局
- 道路局
- 都市局
- 建築局
- 特別建設局

2] 大臣官房においては、前條第二十八号及び第三十号に規定する事務を掌る。

3] 建設省に建設工事本部を置き、第十一條に規定する事務を掌らしめる。

第三章 地方支分部局

（地方建設局）

第六條 地方建設局は、建設大臣の管理に属し、河川、道路、砂防その他直轄の土木工事の実施に関する事務を分掌する。

2] 地方建設局の名称、位置、所管区域その他必要な事項は、政令でこれを定める。

3] 建設大臣は、局務の一部を所掌させるため、所要の地に工事事務所を設置することができる。その名称、位置その他必要な事項は、建設大臣がこれを定める。

第四章 職員及び組織の細目

第七條 建設省におかれる職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

2] この法律に定めるものの外、建設省の組織の細目については、建設大臣がこれを定める。

第十條 國費の支弁に属する建物の管轄（別に法律で定めるものを除く。）に関する事務でこの法律施行の際現に各省大臣の所管に属するものについては当分の間、なお従前の例による。

第十一條 建設大臣は、昭和二十四年三月三十一日まで、一般の委託により戦災地復興に関する工事その他緊急工事を施行することができる。

2] 建設大臣は、必要と認めるときは、委託者をして前項に規定

建設省設置法の一部を改正する法律

3] 総務局においては、前條第一号、第三号、第四号、第十七号、第二十五号及び第二十七号に規定する事務（試験及び研究に関する事務を除く。）を掌る。

4] 河川局においては、前條第八号から第十二号までに規定する事務及び同條第十四号に規定する事務（道路の災害復旧工事の指導に関する事務を除く。）を掌る。

5] 道路局においては、前條第十三号、第十五号及び第十六号に規定する事務並びに同條第十四号に規定する事務のうち道路の災害復旧工事の指導に関する事務を掌る。

6] 都市局においては、前條第五号から第七号までに規定する事務並びに同條第二十号に規定する事務のうち市街地建築物法による地域及び地区の指定に関する事務を掌る。

7] 建築局においては、前條第十八号、第十九号及び第二十一号から第二十四号までに規定する事務（市街地建築物法による地域及び地区の指定に関する事務を除く。）を掌る。

8] 特別建設局においては、前條第二十六号及び第十二條に規定する事務を掌る。

（本省の附属機関）
第五條 建設省に所要の研究所を置き、土木建築及び都市計画に関する調査、試験及び研究並びに技術者の養成訓練に関する事務を掌らしめる。

2] 建設省に地理調査所を置き、第三條第二号に規定する事務を掌らしめる。

3] 建設大臣は、第一項の規定により委託者に属する支拂事務を取り扱う場合においては、現金の前渡を受けた官吏現金取扱の例に準じ、主任の官吏をしてその現金の取扱をさせることができる。

第十二條 建設大臣は、昭和二十三年十二月三十一日まで、左に掲げる事務を行うことができる。但し、第一号の事務は、特別調査隊がこれを行う準備を完了したときは、同日以前においても特別調査隊に移管されるものとする。

一 この法律施行の際継続中の連合國最高司令官の要求に係る建設工事及び設備工事について、國費の不当支出を防止するためにする技術的監督及び監視をすること。

二 昭和二十二年八月三十一日以前に、いん功した連合國最高司令官の要求に係る工事の契約金額に対する査定及びその精算をすること。

第十三條 建設省に、昭和二十三年八月三十一日まで、地方支分部局として建築出張所を置く。

2] 建築出張所は、建設大臣の管理に属し、建築の監督及び本省の所管行政に属する資材の割当に関する事務を分掌する。

3] 建築出張所の名称、位置、管轄区域その他必要な事項は、建設大臣がこれを定める。

第十四條 内務省官制等廃止に伴う法令の整理に関する法律（昭

建設省設置法の二部を改正する法律

和二十二年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第三條 削除

第十五條 道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四條 第一項中「内務大臣」を「建設大臣」に改める。

第十六條 行政官廳法(昭和二十二年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條中「特命全權大使、特命全權公使及び建設院の長」を

「特命全權大使及び特命全權公使」に改める。

第四 公務員

第四 公務員

第四 公務員

一 新制定法

◎ 國家公務員に対する寒冷手当及び石炭手当の支給に関する法律（衆法）

昭和二十四年六月八日公布
法律第二十百号
昭和二十四年六月八日施行
（内閣總理以下各主任大臣署名）

國家公務員に対する寒冷手当及び石炭手当の支給に関する法律

第一條 國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二條に規定する一般職に属する職員で寒冷地に在勤し常時勤務に服する者（以下職員という。）に対しては、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）に規定する給與の外、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。

2 前項に規定する職員で北海道に在勤する者に対しては、予算の範囲内で寒冷地手当とあわせて石炭手当を支給する。

第二條 寒冷地手当は、その支給期間を通じて、職員の俸給の月額と扶養手当の月額との合計額の百分の二十に相当する額の四月份をこえて支給してはならない。

2 石炭手当は、その支給期間を通じて、世帯主たる職員に対して國家公務員に対する寒冷手当及び石炭手当の支給に関する法律

は三トン、その他の職員に対しては一トンを、それぞれ公定小賣價格によつて換算した額に相当する額をこえて支給してはならない。

3 寒冷地手当又は石炭手当は、その支給期間を通じて支給すべき額の全部又は一部を一括して支給することができる。

4 第一項に規定する職員の俸給の月額及び扶養手当の月額は、政府職員の新給與実施に関する法律の定めるところによる。

第三條 前條に規定するものを除く外、寒冷地手当の支給地域並びに寒冷地手当及び石炭手当の支給額、支給期間、支給方法その他支給に關し必要な事項は、内閣總理大臣が定める。

2 内閣總理大臣は、前項に規定する定をするについては、人事院の勸告に基いてこれをしなければならない。

第四條 この法律の規定は、國家公務員法第二條第三項第十三号に規定する職員で寒冷地に在勤し常時勤務に服する者について、準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による寒冷地手当及び石炭手当の支給は、昭和二十四年から実施できるように、措置されなければならない。

3 昭和二十二年法律第五十八号北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補給のため一時手当の支給に関する法律は、廃止する。

参照

○國家公務員法（昭和二十二年十月二十一日法律第百二十一号）

第二條（第三項） 特別職は、左に掲げる職とする。

十三 連合國軍の需要に應じ、連合國軍のために勞務に服する者

◎國家公務員のための國設宿舍に関する法律

昭和二十四年五月三十日公布
法律第百十七号
昭和二十四年七月三十一日施行
（内閣總理以下各主任大臣署名）

國家公務員のための國設宿舍に関する法律

（目的）

第一條 國家公務員に貸與すべき宿舍については、この法律の定めるところによる。

2 この法律の規定は、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号、今後同法が改正せられたときは、その改正せられた規定を含む。以下同じ。）のいかなる條項をも廢止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではなく、又、この法律に規定する事項は、同法第二十八條に規定する人事院の勸告事項に含まれるものである。

（定義）

第二條 この法律において「宿舍」とは、國がその事務、事業の円滑

な運営に資する目的をもつて、國家公務員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため設置する宿舍をいう。

（宿舍審議會）

第三條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣總理大臣の所轄の下に、宿舍審議會（以下審議會といふ。）を置く。

2 審議會は、内閣總理大臣の諮問に應じ、左に掲げる事項を調査審議するものとする。

一 宿舍の設置に関する計画

二 宿舍の維持及び管理に関する基準

三 第十二條の規定による無料宿舍を貸與する者の範囲

四 第十三條の規定による有料宿舍の一坪当りの使用料の基準

五 第十五條の規定による居住者の選定の基準

3 有料宿舍は、完全な合理的使用料を徴收して貸與するものであり、國家公務員の報酬の一部として貸與するものではないので、使用料の基準は、主として、同一の大きさ、場所及び條件の民間宿舍に対する法定又は公定の標準家賃、法定又は公定の標準家賃がない場合においては、同一又は類似の地において比較することができる民間宿舍に対する家賃を考慮して定めるものとする。

4 審議會は、宿舍に関する重要事項について、関係機関に隨時意見を述べることが出来る。

第四條 審議會の委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣官房次長

二 衆議院議長、参議院議長、内閣總理大臣、法務總裁、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長及び人事院總裁（以下各省各廳の長という。）は、大藏大臣の定めるところに従い、宿舍の設置、維持及び管理を行うものとする。

（種類）
第九條 宿舍は、公邸、無料宿舍及び有料宿舍の三種とし、無料宿舍及び有料宿舍には、共同宿舍を含むものとする。

（公邸）
第十條 公邸は、左に掲げる國家公務員のために設置し、無料で貸與する。

一 衆議院議長及び参議院副議長
二 参議院議長及び参議院副議長
三 内閣總理大臣及び國務大臣
四 最高裁判所裁判官
五 会計検査院長
六 人事院總裁
七 衆議院事務總長及び参議院事務總長
八 宮内府長官及び侍從長
九 檢事總長
十 國家公安委員会委員長
十一 内閣官房長官

第十一條 公邸には、いす、テーブル等公邸に必要とする備品を備

國家公務員のための國設宿舍に関する法律

第八條 大藏大臣は、前條の規定による政令の定めるところに従い、宿舍の設置、維持及び管理に関する総合調整の事務をつかさどる。

第九條 大藏大臣は、前條の規定による政令の定めるところに従

い、宿舍の設置、維持及び管理に関する総合調整の事務をつかさ

どる。

第十條 大藏大臣は、前條の規定による政令の定めるところに従

い、宿舍の設置、維持及び管理に関する総合調整の事務をつかさ

どる。

第十一條 大藏大臣は、前條の規定による政令の定めるところに従

い、宿舍の設置、維持及び管理に関する総合調整の事務をつかさ

どる。

第十二條 大藏大臣は、前條の規定による政令の定めるところに従

い、宿舍の設置、維持及び管理に関する総合調整の事務をつかさ

どる。

第十三條 大藏大臣は、前條の規定による政令の定めるところに従

い、宿舍の設置、維持及び管理に関する総合調整の事務をつかさ

どる。

第十四條 大藏大臣は、前條の規定による政令の定めるところに従

い、宿舍の設置、維持及び管理に関する総合調整の事務をつかさ

國家公務員のための國設宿舍に関する法律

え付け、無料で貸與する。

(無料宿舍)

第十二條 無料宿舍は、左に掲げる國家公務員のうち政令で定める者のために設置し、無料で貸與する。

一 本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務、鉄道若しくは通信施設に關連する非常勤務又はこれらの類似の性質を有する勤務に従事しなければならない者

二 研究又は実験施設に勤務する者であつて継続的に行うことを必要とする研究又は実験に直接従事するもの

三 へき地にある官署又は特に隔離された官署に勤務する者

四 官署の管理責任者であつて、その職務を遂行するために官署の構内に居住しなければならないもの

2 無料宿舍は、國家公務員の職務に対する給與の一部として貸與されるものとする。

(有料宿舍)

第十三條 有料宿舍は、左に掲げる場合において、公邸又は無料宿舍の貸與を受ける者以外の國家公務員のために予算の範囲内で設置し、有料で貸與することができる。

一 國家公務員の職務に關連して國の事務、事業の運営に必要と認められる場合。

二 國家公務員の在勤地における住宅不足により國の事務、事業の運営に支障を來たす虞があると認められる場合。

(費用の負担区分)

第十八條 宿舍の設置、維持及び管理に要する費用並びに宿舍の使用料は、それぞれ宿舍の貸與を受けた者の報酬を支弁する会計の所屬とする。

2 國有鉄道事業、通信事業その他事業を企業的に運営する特別会計の負担において設置する宿舍の設置、維持及び管理に要する費用の財源については、一般会計から繰入をしてはならない。

(宿舍の明渡)

第十九條 宿舍の貸與を受けた者が左の各号の一に該当した場合においては、居住者は、速かにその宿舍を明け渡さなければならない。但し、公邸及び無料宿舍にあつては、六十日、有料宿舍にあつては、六月をこえてはならない。

一 國家公務員でなくなつたとき。

二 死亡したとき。

三 轉勤又は轉職によりその宿舍に居住する資格を失い、又はその必要がなくなつたとき。

四 國の事務、事業の運営の必要に基き先順位者が生じたとき。

(施行に関する細目)

第二十條 この法律の施行に關し必要な細目は、大藏大臣が定める。

附則

1 この法律は、公布の日後二月を経過した日から施行する。

國家公務員のための國設宿舍に関する法律

(有料宿舍の使用料)

第十四條 有料宿舍の使用料は、月額とし、政令で定める一坪当りの使用料の基準に基いて、各宿舍につき各省各廳の長が決定する。

2 新たに宿舍の貸與を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の使用料は、日割により計算した額とする。

3 有料宿舍の貸與を受けた者に報酬を支給する機関は、毎月報酬を支給する際その者の報酬から使用料に相当する金額を控除して、その金額をその者に代りその使用料として國に拂い込まなければならない。

(有料宿舍の居住者の選定)

第十五條 有料宿舍を貸與する者の選定に當つては、各省各廳の長は、政令で定めるところに従い、國の事務、事業の運営の必要に基き公平に行わなければならない。

(宿舍居住者の保管義務)

第十六條 宿舍の居住者は、必要な注意を拂い、宿舍を正常な状態において維持しなければならない。

(宿舍の修繕費等)

第十七條 公邸の修繕に要する費用及び公邸の使用につき必要とする電気、水道、ガス等に要する費用は、國が負担する。

2 天災、時の経過その他居住者の責に帰することのできない事由に因り無料宿舍又は有料宿舍がき損又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、國が負担する。

2 この法律施行の際現に國家公務員のために設置されている宿舍は、左の各号の区分に應じ、それぞれこの法律により設置された宿舍となるものとする。

一 第十條各号に掲げる國家公務員のために設置せられている宿舍にあつては、公邸

二 第十二條第一項各号に掲げる國家公務員のうち政令で定める者のために設置せられている宿舍にあつては、無料宿舍

三 その他の宿舍にあつては、有料宿舍

3 宿舍審議會は、第三條第二項に掲げる事項につき調査審議の結果を國会に報告しなければならない。

4 宿舍審議會が第三條第二項に掲げる事項につき調査審議を完了するまでは、國家公務員に貸與すべき宿舍に關しては、この法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 左に掲げる勅令等は、廃止する。

官舎貸渡規則(明治九年太政官達第五十三号)

巡查給與令(明治三十九年勅令第二百五十九号)

官設鉄道の職員に宿舍料を支給するの件(明治三十九年勅令第二百九十四号)

監獄看守手当等給與令(大正十一年勅令第四百三十八号)

矯正院補導手当等給與令(大正十一年勅令第四百九十一号)

副看守長の俸給及び給與に関する件(昭和十年勅令第八百六十八号)

号)

二 一部改正法

◎國家公務員法の一部を改正する法律（参法）

昭和三十四年三月三十日公布（内閣總理以下各法律第百二十二号）
昭和三十四年三月三十日施行（主任大臣署名）

國家公務員法の一部を改正する法律

國家公務員法（昭和三十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項第十四号中「三月三十一日限り」を「七月一日」に改める。

第三次改正法律附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

◎國家公務員法（昭和三十二年十月二十一日法律第百二十号）

第二條 國家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

同條（第三項） 特別職は、左に掲げる職員職とする。

十四 人事院が指定する公團の職員（但し、本号は、昭和三十四年三月三十一日限りその効力を失う。）

附則に次の一條を加える。

第十七條 第五十五條第一項に規定する各大臣のうちには、経済安定本部が存続する間は、経済安定本部總裁が含まれるものとする。

第四次改正法律附則

この法律は、昭和三十四年六月一日から施行する。

参照

◎國家公務員法（昭和三十二年十月二十一日法律第百二十号）

第二條（第三項） 特別職は左に掲げる職員職とする。

五 内閣官房次長

七 連絡調整中央事務局次長

八 内閣總理大臣秘書官（三人以内）及びその他の秘書官（國務大臣又は特別職たる機関の長各々につき一人）

十 宮内府長官、侍從長及び侍從並びに法律又は人事院規則で指定する宮内府のその他の職員

十四 人事院が指定する公團の職員（但し、本号は、昭和三十四年七月一日に限りその効力を失う。）

（任命権者）

第五十五條（第一項） 任命権は、法律に別段の定のある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣總理大臣、法務總裁及び各省大臣をいう。）会計検査院長及び人事院總裁並びに各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律

◎國家公務員法の一部を改正する法律

昭和三十四年五月三十一日公布（内閣總理以下各法律第百二十五号）
昭和三十四年六月一日施行（主任大臣署名）

國家公務員法の一部を改正する法律

國家公務員法（昭和三十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項第五号中「内閣官房次長」を「内閣官房副長官」に、同項第七号中「連絡調整中央事務局次長」を「参政官」に改める。

第二條第三項第八号中「國務大臣」を「國務大臣、内閣官房長官」に、同項第十号中「宮内府長官」を「宮内廳長官」に、「宮内府」を「宮内廳」に改める。

第二條第三項第十四号中「昭和三十四年七月一日」を「昭和三十四年四月一日」に改める。

第二條第三項に次の一号を加える。

十五 失業対策事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて國が雇用した職員及び公共事業のため失業者として國が雇用した職員で、技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者

第十九條第二項及び第四項、第二十五條第一項並びに第二十六條第一項中「總理廳」を「總理府」に改める。

附則第九條第一項中「次官」を「事務次官」に改める。

の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直屬する機関に属する官職に限られる。但し、外局の長に対する任命権は、各大臣に属する。

附則

第九條（第一項） 人事院の指定する日において、次官、局長、次長、課長及び課長補佐その他これらに準ずる官職で人事院の指定するものに在任するものは、人事院規則の定めるところにより、その官職に臨時的に任用されたものとみなす。この臨時的任用は、昭和三十二年七月一日から三年をこえることができず、且つ、その期限前においても人事院規則又は人事院指令により終了させることができる。人事院は、随時これらの官職に準ずる官職を追加指定し、本條の規定を適用しなければならぬ。人事院は、公務の適切な運営のため、いかなる官職に在職する職員に対しても、適宜試験を実施し、これを轉退職させることができる。

◎國家公務員共済組合法の一部を改正する法律

昭和三十四年五月三十日公布（内閣總理以下各法律第百十八号）
昭和三十四年六月一日一部施行
昭和三十四年十月一日一部施行（主任大臣署名）

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律

國家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第六十九号）の一部を次

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律

のように改正する。

國家公務員共済組合法目次中「第四章 福祉施設」を「第四章 福祉施設及び共済組合連合会」に改める。

第二條中第五号及び第六号を削る。

第二條第二項第二号を次のように改める。

二 拘留所、刑務所及び少年刑務所に属する職員法務廳

同項中第三号、第六号及び第八号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第七号を第五号とし、第九号中「第一技術研究所」を「土木研究所」に改め、同号を第六号とし、同項に次の一号を加える。

七 都道府縣に属する職員 総理廳

同條第三項中「前項」を「第一項及び前項」に改める。

第五條第二項に次の但書を加える。

但し、当該組合の組合員以外の者でその組合の事務に従事する者がある場合においては、各省各廳の長は、委員のうち一人をその者のうちから命ずることが出来る。

第十條第二項中「所得税」を「租税その他の公課」に改め、同條第三項中「給付」を「給付、第六十三條第二号の貸付並びに同條第三号及び第四号の事業」に改める。

第十四條中「その資格を喪失した日の属する月」を「その資格を喪失した日の前日の属する月」に改める。

第十六條第一項中「組合員が、」を「組合員(第四十條の規定の適用を受ける者を含む。）」に改め、同項但書を削り、同條第二項中

組合員に支拂わせることができる。

三 保険医又は保険薬剤師(健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定によつて指定された保険医又は保険薬剤師をいう。

以下同じ。)から受けることができる。この場合において、組合は、厚生大臣の定める基準によつて、当該保険医又は保険薬剤師にその費用を支拂う。但し、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を支拂わなければならない。

四 前各号に規定する医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関から受けることができる。この場合において、組合は、厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用をその組合員に支拂わなければならない。但し、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額の支拂は受けることができない。

(家族療養費)

第三十二條 組合員の被扶養者が、第三十條第一項第一号から第四号までに規定する療養を受けようとするときは、前條の規定に準じ、任意の医療機関から受けることができる。この場合において、組合は、同條の規定(同條第二号但書、第三号但書及び第四号但書を除く。)に従つて負担し、又は支拂わなければならない。費用の半額を負担し、又は支拂わなければならない。

2 第三十條第二項の規定は、組合員の被扶養者が同條第一項第五号及び第六号の療養を受けようとする場合に準用する。この場合において、組合は、組合員がその療養を受ける場合において組合

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律

「第八十一條に規定する組合は、船員たる組合員」を「組合員で船員保険の被保険者であるもの(以下船員たる組合員という。）」に改める。

第二十四條の次に次の一條を加える。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第二十四條の二 前條の規定により給付を受くべき遺族に同順位者が二人以上ある場合においては、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

2 前項の規定により年金たる給付を等分して受ける同順位者のうちその権利を失つた者がある場合においては、残りの同順位者の人数によつてその年金を等分して支給する。

第三十條中見出しを「療養」に、第一項中「療養の給付」を「療養」に、第二項中「給付」を「療養」に改める。

第三十一條から第三十三條までを次のように改める。

(療養の給付及び療養費)

第三十一條 組合員が前條第一項第一号から第四号までの療養を受けようとするときは、左の各号の定めるところによる。

一 組合の経営する医療機関から受けることができる。この場合において、組合はその費用を負担する。

二 組合員の療養について組合が契約している医療機関から受けることができる。この場合において、組合は、厚生大臣の定める基準の範囲内で、当該医療機関にその費用を支拂う。但し、組合は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を

が負担し、又は支拂うべき額の半額を負担し、又は支拂わなければならない。

(保険医等の療養費及び家族療養費)

第三十三條 組合員又はその被扶養者が、保険医又は保険薬剤師から第三十條第一項第一号から第四号までの療養を受けたときは、組合は、第三十一條第三号又は第三十二條第一項の規定に従つて計算した費用を、保険医又は保険薬剤師に対する支拂いに代えて組合員に支拂うことができる。

第三十三條の次に次の一條を加える。

(保険医又は保険薬剤師の療養担当)

第三十三條の二 保険医又は保険薬剤師は、健康保険法の規定に従つて組合員及びその被扶養者の療養を行わなければならない。

第三十四條第二項中「それらの給付は、前項第二号に規定する期間を超えて支給しない。」を「組合員として受けることのできる期間、継続してこれを支給する。」に改め、同項但書中「他の組合の組合員」の下に「(組合員でない健康保険又は船員保険の被保険者を含む。以下第三十五條第二項及び第五十六條第三項において同じ。）」を加える。

第三十六條第一項中「百円」を「二百円」に改める。

第三十七條第一項但書中「二千円」を「四千元」に改める。

第四十八條第一項第二号を次のように改める。

二 婚姻したとき又は養子縁組(届出をしないが事実上養子縁組と同様の事情に入つていると認められる場合を含む。)により養

子となつたとき。
同條第二項中「後順位者」を「同順位者がなくて後順位者」に改める。

第四十九條を次のように改める。

第四十九條 遺族年金を受ける者が一年以上所在不明であるときは、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がなくるときは次順位者の申請により、所在不明中その者の受くべき年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に、これを支給する。

第五十一條に次の一号を加える。

五 組合員であつた期間二十年以上の者が退職年金の支給を受けることなくして死亡した場合において、遺族年金の支給を受くべき遺族がないとき。

第五十二條に次の一号を加える。

五 前條第五号に該当する場合においては、その組合員が死亡のときにおいて退職したとすれば受けるべきであつた退職年金の額の六年分

「**第四章 福祉施設**」を「**第四章 福祉施設及び共済組合連合会**」に改める。
第六十三條に見出しとして「(福祉施設)」を加え、同條第二項中

員の俸給から掛金に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代りその掛金としてその所属する組合に拂い込まなければならぬ。

第六十九條第一項第一号中「保険給付」を「保健給付」に改め、同條に次の一項を加える。

3 各省各廳の長は、第一項の規定により組合に國庫負担金を支拂う場合において、組合員の推定数に基いて概算拂をすることができ、この精算は、当該会計年度末において組合員の実数に基いて行われるものとする。

第七十條を次のように改める。

第七十條 削除

第七十二條を次のように改める。

(審査会)

第七十二條 審査会は、連合会にこれを置き、前條第一項の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。但し、命令で定める組合にあつては、その組合ごとにこれを置くことができる。

第七十三條第二項を次のように改める。

2 前項の委員は、組合員を代表する者、政府を代表する者及び公益を代表する者各三人とし、連合会に置かれる審査会にあつては大藏大臣が、前條但書の規定により組合に置かれる審査会にあつては当該審査会の置かれる組合を代表する各省各廳の長が、それぞれこれを委嘱する。

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律

「組合が、前項」を「組合が前條」に改め、同項及び同條第三項を第六十三條の二第一項及び第二項とし、第六十三條の二に見出しとして「(共済組合連合会)」を加える。

第六十四條第三項中「國庫が拂い込む負担金(第十七條第二号から第四号までに掲げる給付に要するものを除く。)」を「第六十九條第一項第一号に規定する負担金」に改める。

第六十四條の次に次の一條を加える。

第六十四條の二 連合会に加入している組合は、退職給付、廢疾給付及び遺族給付の支給に関する事務を、連合会に委託することができる。

2 前項の規定により事務を委託した組合は、退職給付、廢疾給付及び遺族給付に要する費用並びにその事務に要する費用を第六十八條の二又は第六十九條第一項の規定による拂込があるごとに、連合会に拂い込まなければならない。

第六十五條第一項に次の一号を加える。

七 給付に関する事項

第六十七條を次のように改める。

第六十七條 第七條から第十一條までの規定は、連合会に、これを準用する。この場合において、第七條中「各省各廳の長」とあるのは「大藏大臣」と、「大藏大臣の承認を受けて、その各省各廳」とあるのは「大藏省」と読み替えるものとする。

第六十八條の次に次の一條を加える。

第六十八條の二 組合員の俸給支給機關は、毎月俸給支給の際組合

第七十五條第二項中「組合」を「組合員」に改める。

第七十六條中「会長の許可を受けて」を削る。

第七十八條第二項中「組合」を「連合会又は組合」に改める。

第七十九條を次のように改める。

第七十九條 審査会の委員及び第七十七條の規定により出頭を命じた関係人等の報酬及び旅費その他審査会に關し必要な事項は、政令で、これを定める。

第八十一條中「命令で指定する組合の組合員で船員保険の被保険者であるもの(以下船員たる組合員という。)」を「船員たる組合員」に改める。

第八十二條第一号中「命令で指定する組合の」を削る。

第八十三條中「指定」を「規定」に改める。

第八十三條の次に次の一條を加える。

第八十三條の二 國庫は、船員たる組合員に対する船員保険法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する國庫の負担及び船舶所有者の負担と同一割合によつて算定した金額を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

第八十六條第一項中「又は地方公共団体の事務所を使用される者」を「、地方公共団体の事務所を使用される者及び公立学校の職員(以下地方職員という。)」に、同條第二項を次のように改める。

2 地方職員に対するこの法律の適用については、この法律中「職員」とあるのは「地方職員」と、第七條中「各省各廳の長」とあるのは

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律

「地方公共団体の長又は都道府県教育委員会」と、「大蔵大臣の承認を受けて、その各省各廳」とあるのは「その地方公共団体」と、第十九條、第六十八條第二項及び第六十八條の二中「俸給」とあるのは「俸給に相当する給與」と、第六十九條第一項及び第八十三條の二中「國庫」とあるのは「地方公共団体」と、第六十九條第一項及び第八十三條の二中「各省各廳の長」とあるのは「地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

同條第三項を削る。

第九十二條中「で國庫から報酬を受ける者以外の者については都道府県又は市町村を」については地方公共団体に改める。

第九十四條を次のように改める。

(退職給付等の経過措置)

第九十四條 退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定は、当分の間、左に掲げる者には適用しない。

一 恩給法の適用を受ける者(恩給に相当する給付に関する地方公共団体の條例の規定の適用を受ける者を含む。)

二 六月以内の期間を限つて使用される者

2 退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員が前項第一号に該当するに至つたときは、引き続きこれらの給付に関する規定の適用を受ける組合員たる期間二十年に至るまで運営規則の定めるところにより、なお、これらの給付に関する規定の適用を受ける組合員となることができ、

3 國庫は、前項の規定の適用を受ける組合員に対する第六十九條

第一項第二号に掲げる費用を負担しない。

第九十四條の次に次の一條を加える。

第九十四條の二 この法律施行の際、旧組合に関する従前の法令の規定により退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当する年金たる給付の支給を受けていた者については、その給付は、第九十條の規定にかかわらず、この法律の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金とみなす。

第九十五條を次のように改める。

第九十五條 この法律施行前の組合員であつた期間のうち退職給付、廃疾給付及び遺族給付に相当する給付に要する掛金を負担しなかつた期間(以下控除期間という。)を有する組合員に対する退職年金、退職一時金又は遺族一時金の額は、第三十九條第二項、第四十一條第二項又は第五十條第二項の規定により算定した額から左の各号によつて算定した額を控除した金額とする。但し、組合員であつた期間二十年以上の者に対する遺族一時金については、控除しない。

一 退職年金にあつては、俸給日額の二・七分(控除期間二十年をこえる部分については一・八日分)に控除期間(一年未満の端数は切り捨てる。)を乗じて得た額

二 退職一時金又は遺族一時金にあつては、俸給日額に、控除期間を組合員の期間とみなしその期間に應じ別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の四十五

附則

1 この法律中第二條第二項の改正規定並びに附則第七項及び第八項の規定は、昭和二十四年六月一日から、第十六條、第八十一條、第八十二條、第九十四條第一項及び第九十六條の改正規定は、同年十月一日から、その他の規定は、公布の日から施行する。但し、第五十一條、第五十二條、第八十三條の二、第九十四條第二項及び第三項、第九十四條の二及び第九十五條の改正規定は、昭和二十三年七月一日から、第三十六條及び第三十七條の改正規定は、昭和二十四年五月一日から適用する。

2 従前の國家公務員共済組合法第二條第六号の規定により設けられた組合が昭和二十四年六月一日現在において有する一切の権利義務は、その日に、同法第二條第一項の規定により文部省に設けられた組合が承継するものとする。

3 昭和二十四年十月一日現在、國家公務員共済組合法第九十四條第一項の改正規定により新たに退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員については、昭和二十三年七月一日から昭和二十四年九月三十日までの期間をも控除期間に算入して同法第九十五條の規定を適用する。

4 昭和二十三年十月分以降の國家公務員共済組合法第九十四條の二の規定の適用を受ける退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その算定の基準となつた俸給を二十四倍した額を俸給とみなし、この法律の規定を適用して算定した額に改定する。但し、退職年金については、年齢満五十歳に達するまでは、なお従前の

「同項」に改める。

第九十八條中「その三分の一の者の任期」を「組合員を代表する者、政府を代表する者及び公益を代表する者の各々の三分の一の任期」に、「他の三分の一の者の任期」を「他の三分の一の任期」に改め、「それぞれ」の下に「大蔵大臣又は」を加える。

別表第六を次のように改める。

別表第六

損害の程度	月数
一 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき	三月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	二月
三 住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき	一月
四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	〇・五月

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律